

第5次国頭村総合計画

基本構想・基本計画

～森と水とやすらぎの里“くにがみ”～



令和4年3月

国 頭 村

目 次

第一章 総合計画の構成.....	1
1 策定にあたって	1
2 総合計画とは	1
3 総合計画の役割	1
4 分野別計画との関係	2
5 計画の期間と構成.....	2
第二章 国頭村の概況	3
1 国頭村の概況	3
第三章 基本構想.....	5
1 むらづくりの基本理念	5
2 村の将来像.....	8
3 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取り組みの加速化.....	9
4 国頭村民憲章（総合計画の基本理念と基本目標）と SDGs の位置付け	10
5 国頭村の将来像	11
6 将来人口	13
7 人口ビジョンによる人口目標.....	14
8 むらづくりの体系.....	16
9 体系図	17
10 むらづくりの基本目標.....	18
第四章 基本計画の策定条件	37
1 人口・世帯数	37
2 産業.....	42
3 村民所得	45
4 土地利用	46
第五章 基本計画の構成.....	53
1 計画の体系.....	53
第六章 基本計画の方向.....	55
第七章 地域別構想	131
1 地域区分	131
2 辺土名地域.....	132
3 西部地域	135
4 東部地域	137
第八章 計画実現のための推進方策.....	139
1 村民参加によるむらづくり	139
2 行政運営の確立	140
3 広域行政の展開	142
4 財政運営の確立	144

参考資料	147
1 将来人口の考え方	147
2 関連計画	149
3 策定経緯	150
4 条例規定	151
5 諮問・答申	155
6 審議会委員名簿	156

第一章 総合計画の構成

1 策定にあたって

国頭村では、これまで4次にわたって総合計画を策定し、むらづくりを進めてきました。

我が国全体では人口減少・少子高齢化が進み、持続的な成長が課題となる中、国際社会においても、「誰一人取り残さない」社会を実現し、豊かで活力ある未来をつくるため、平成27(2015)年の国連サミットで「SDGs」(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)が採択され、達成に向けた取り組みが進められています。

令和元(2019)年12月からは新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界中で流行し、健康への危機や社会・経済活動が停滞するなど大きな影響を受けています。

本村を取り巻く社会状況や経済状況は、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来、新型コロナウイルス感染症による健康・経済への影響、先行きが不透明な経済情勢などにより、年々厳しさを増しています。

本村は、世界自然遺産登録や観光客の動向の変化の中、「世界の国頭村」として飛躍する時を迎えています。

自然を愛し、やすらぎのある村の暮らしを守りつつ、これからの時代に対応した村の将来を実現するために、第5次国頭村総合計画をここに策定します。

2 総合計画とは

総合計画は、将来、国頭村をどのような「むら」にしていくのか、そのためにだれが、どんなことをしていくのかを、総合的・体系的にまとめたものです。むらの基盤整備や、福祉、教育・文化、産業、土地利用、環境保全といったすべての計画の基本となるもので、いわば「むらづくりを進めていくための道しるべ」だといえます。

かつて、地方自治法において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について、議会の議決を経て定めることが義務付けられていました。しかし、平成23年の地方自治法の一部改正により、この策定義務はなくなり、総合計画の策定は、市町村の独自の判断に委ねられることとなりました。

そのような中で、本村では引き続きむらづくりの全体を広い視野で捉える計画として総合計画を策定します。

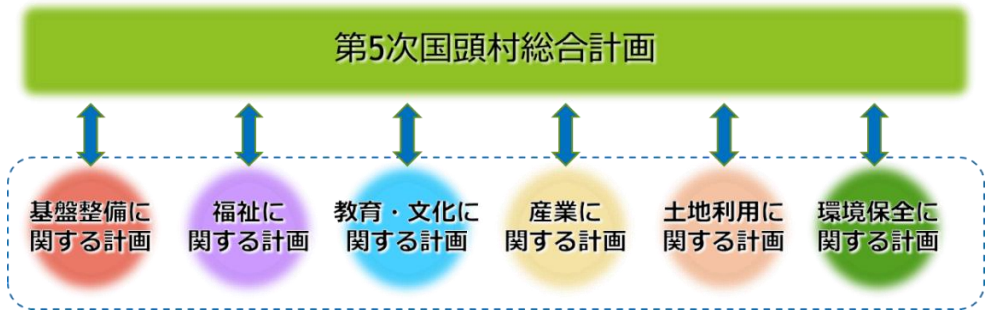
3 総合計画の役割

本村の総合計画は、むらづくりの基本理念やむらの将来像を掲げ、これを実現するための基本目標、基本政策等を示すもので、むらづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針となるものです。

総合計画の目標と基本政策等を受け、具体的にむらづくりの中で施策を展開するために、各課の業務や個別計画を策定して実行します。

4 分野別計画との関係

「基盤整備」「福祉」「教育・文化」「産業」「土地利用」「環境保全」など、むらづくりの各分野において、それぞれの課題に応じて基本方針や基本計画など各種の個別計画に位置付けします。



5 計画の期間と構成

第5次国頭村総合計画は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間のむらづくりの方向を示す「基本構想」と、具体的施策や事業内容を示した「基本計画」の二層構造で構成します。

基本計画で示された分野ごとの施策を実現するために、各担当課による個別計画等を策定し、むらづくりを進めていきます。

（1）計画の期間

	R4年 2022	R5年 2023	R6年 2024	R7年 2025	R8年 2026	R9年 2027	R10年 2028	R11年 2029	R12年 2030	R13年 2031
基本構想	基本構想 (令和4年度～令和13年度)									
基本計画	基本計画 (令和4年度～令和13年度※必要に応じて見直し)									
個別計画	➤	➤	➤	➤	➤	➤	➤	➤	➤	➤

（2）計画の構成

①基本構想

10年後の令和13（2031）年度に本村が実現を目指す将来の姿、むらづくりを進めるにあたり大切にする大きな価値観や考え方を定めます。

②基本計画

基本構想を実現するための施策展開の視点、分野別の施策を定めます。社会情勢の変化に柔軟に対応するため、中間年度を目処に必要に応じて見直しを行います。

③個別計画

基本計画に示した施策を実行するための具体的な事業内容や事業費、年次計画を定めます。本村では、各担当課による個別計画を位置付けます。

第二章 国頭村の概況

1 国頭村の概況

本村は、沖縄本島の最北端に位置しており、村面積 19,480ha と県内市町村の中で、竹富町（33,440ha）、石垣市（22,915ha）、名護市（21,049ha）、宮古島市（20,390ha）に次いで 5 番目に広大な面積を有し、沖縄県全体面積の約 8.5% を占めています。

東側は太平洋、西側は東シナ海に面しています。南側は、標高 446m の伊湯岳を源流として西に流れる屋嘉比川、東に流れる高江川が、大宜味村及び東村との境界になっています。

中央部には、沖縄本島最高峰の与那覇岳（503m）をはじめ、西銘岳（420m）、伊部岳（353m）など大小幾多の連山が起伏し、本島脊梁山系を形成しています。この緑豊かな山々を源とする多くの河川は、水清く豊富な水量を有し、本県の主要な水源地域となっています。

地形的には、山地が海岸まで迫っていることから平野部に乏しく、本村の土地利用の約 84.3% は森林であり、農地は約 1.7% と狭小な地域です。

気候は、年間平均気温が 20℃、年間降水量が 2,000～2,500mm に達し、季節風が明瞭であるため、冬季には北東風、夏季には南風が卓越しています。

本村は「やんばるの森」を中心に森・里・川・海という豊かな自然環境に恵まれ、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナガコガネなどの多種多様な固有種・希少種が類い希な高い密度で生息・生育している地域です。森林の果たす役割のうち、特に水資源については、沖縄本島中南部へ水を供給する水がめとして重要な機能を果たしています。

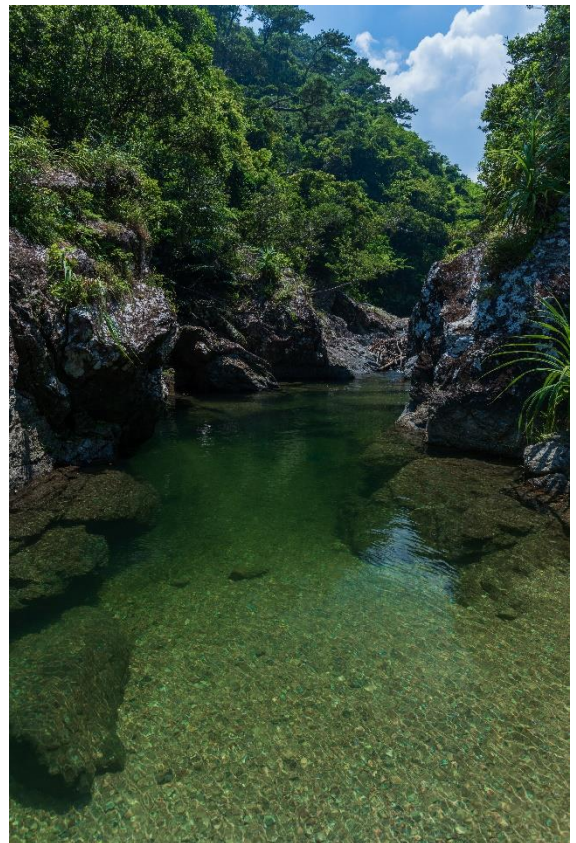
そのため、村土の多くは、沖縄海岸国定公園（1972 年 5 月）、やんばる国立公園（2016 年 9 月）をはじめ、やんばる森林生態系保護地域や保安林、文化財や鳥獣保護区に指定され、各種法令に基づき自然環境の保護・保全と利活用の推進が図られています。

また、この奇跡の森は、本村のみならず沖縄県、日本、ひいては世界共通の貴重な財産であることから「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として世界自然遺産に登録（2021 年 7 月）されており、持続的な保全と適正な利活用が望まれます。



辺戸岬

基本構想



伊江川上流

第三章 基本構想

1 むらづくりの基本理念

本村は、沖縄本島の最北端に位置する村で、東側は太平洋、西側は東シナ海に面し、村土の大部分を豊かな森林が占め、ヤンバルクイナやノグチゲラ、ヤンバルテナガコガネなど貴重な動植物が数多く生息するなど、自然に恵まれた地域です。

昭和 50 年に「国頭村総合計画基本構想」、平成 2 年に「第 2 次国頭村基本構想・基本計画」、平成 14 年に「第 3 次国頭村総合計画」、平成 24 年に「第 4 次国頭村総合計画」を策定し、「森と水とやすらぎの里“くにがみ”」を基調として本村のむらづくりを進めてきました。

平成 21 年 8 月に「国頭村民憲章」を策定し、すべての人が豊かで快適に暮らせることに願いを込めたむらづくりを目指すことが盛り込まれています。そのため、引き続き第 5 次国頭村総合計画でも、「国頭村民憲章」を基本理念に掲げて本村のむらづくりを推進します。

また、将来（概ね 2030 年）のあるべき沖縄の姿を描き、これからの沖縄県政運営の基本的な指針となる「沖縄 21 世紀ビジョン」とも整合性を図り、行政と村民の協働による活力あるむらづくりを目指します。

本基本構想は、本村のむらづくりにおける普遍的な理念のもと、私たちが目指す望ましいむらの将来像とこれを実現するためのむらづくりの基本的な方向を示す目標を定めたものです。

■国頭村民憲章

森と水とやすらぎの里“くにがみ”に住む私たちは、国頭村民としての自覚と誇りを持ち、平和を愛し人間性豊かな村民になるため、村民憲章を定めます。

この憲章は実践をとおして実現します。

わたしたち国頭村民は、

- 一、自然を愛し活かした、豊かで活力ある村をつくります
- 一、花と緑に包まれた、優しい美ら村をつくります
- 一、きまりを守り、快適で住みよい村をつくります
- 一、夢と希望を育む、教育・文化の光る村をつくります
- 一、水とエネルギーに感謝し、資源を大切にする村をつくります
- 一、うるおいとやすらぎのある、健康で安全な村をつくります

(平成 21 年 8 月 15 日告示第 48 号)

[前文]

森と水とやすらぎの里“くにがみ”に住む私たちは、国頭村民としての自覚と誇りを持ち、平和を愛し人間性豊かな村民になるため、村民憲章を定めます。
この憲章は実践をとおして実現します。

[説明]

前文は、私たちの住む村は、総合計画に掲げているキャッチフレーズの「森と水とやすらぎの里“くにがみ”」と、村への愛着と一体感を深める語りかけです。先人が築いてきた輝かしい歴史や文化を継承し、先人に感謝するとともに、自然、歴史、文化、人々が深い絆で結ばれたこの村こそが、みんなの心のふるさとであり、豊かな自然や地域の歴史・文化に自覚と誇りを持つことを述べています。

そして、この自覚と誇りを持ち続け平和を愛し、人間性豊かな村民であり、一人ひとりが幸せで明るい国頭村を築いていけるように、この憲章の実践を通して実現することを誓っています。

[本文]

わたしたち国頭村民は、

- 一、 自然を愛し活かした、豊かで活力ある村をつくります
- 一、 花と緑に包まれた、優しい美ら村をつくります
- 一、 きまりを守り、快適で住みよい村をつくります
- 一、 夢と希望を育む、教育・文化の光る村をつくります
- 一、 水とエネルギーに感謝し、資源を大切にする村をつくります
- 一、 うるおいとやすらぎのある、健康で安全な村をつくります

[説明]

本文は、全体を前文と本文 6 項目で構成し、いずれも目安となる実践項目「めざすべき具体的事項」から始まり、末尾は「村をつくります」で結び、自立と実践の意思を表現しています。

文章は、方針に基づき、言葉の響きとリズム感が大切であること、ふるさとの風景が光るような文、言葉の持つ力、及び簡素で覚えやすくすることとし、生活の規範、生き方の指針とし、世代を超えて、郷土愛の醸成に結び付けるような表現としています。



村民憲章石碑

[第1文]

一、自然を愛し活かした、豊かで活力ある村をつくります

めざすべき具体的事項として「自然を愛し活かした」としています。

自然豊かな本村は、山紫水明に恵まれた自然と、先人が築いた素晴らしい歴史を受け継いでいます。四季折々の自然を愛し、活用し、守ってきました。これからも自然を大切に、自然の恵みをみんなで守り育て、豊かで活力のある村づくりを目指すこととしています。

(自然保護・産業振興)

[第2文]

一、花と緑に包まれた、優しい美ら村をつくります

めざすべき具体的事項として「花と緑に包まれた」としています。

「花と緑に包まれた」には、やさしさ、思いやり、ふれあい、助け合い、支え合い、仲良し、平和という思いをこめています。やさしさと思いやりを、よりいっそう育み、人間が人間として尊ばれる優しい村、親切で優しく「美しい村（ちゅらむら）」づくりを目指すこととしています。

(生活環境・公共施設整備・観光)

[第3文]

一、きまりを守り、快適で住みよい村をつくります

めざすべき具体的な事項として「きまりを守り」としています。

社会の中で一定のルールを守ることは大切なことです。一人ひとりがきまりを守り、村民皆が安心して暮らせる明るく快適な村づくりを目指すこととしています。

(公衆規範・道徳)

[第4文]

一、夢と希望を育む、教育・文化の光る村をつくります

めざすべき具体的事項として「夢と希望を育む」としています。

夢と希望のある明るい村で、楽しく幸せに暮らしたいとの思いは共通の願いです。「光る村」とは、すべての村民が輝く将来の希望を表したものです。お互いを尊重し合いながら、一人ひとりが教養を高め、豊かな情操を培い、学ぶ喜び、生きる喜びに満ちあふれ、教育・文化・スポーツの発展に努め、夢と希望を育て雄飛する村づくりを目指すこととしています。

(教育・文化の振興)

[第5文]

一、 水とエネルギーに感謝し、資源を大切に作る村をつくります

めざすべき具体的事項として「水とエネルギーに感謝し」としています。

生命の源である水とエネルギー（太陽、資源）を受ける事に感謝し、私たちに与えてくれる自然のエネルギーをいつまでも大切にみんなで守り育て、資源を有効に活用する村づくりを目指すこととしています。

（地球環境・資源活用）

[第6文]

一、 うるおいとやすらぎのある、健康で安全な村をつくります

めざすべき具体的事項として「うるおいとやすらぎのある」としています。

本村では、子どもから高齢者まで様々な団体がスポーツやレクリエーションなどをおして健康づくりが行われています。うるおいとやすらぎに満ちた安全で安心な生活を築き、村民みんなが健康で安全で安心な村でありたいと願い、これからも、身体と心を鍛え、働く喜びを感じ、健康で安全な村づくりを目指すこととしています。

（保健・医療・福祉・防犯安全）

2 村の将来像

村民憲章の理念である「森と水とやすらぎの里 “くにがみ”」を引き続き村の将来像とします。

森と水とやすらぎの里 “くにがみ”

3 持続可能な開発目標(SDGs)に向けた取り組みの加速化

むらの将来像の実現にあたっては、「経済」、「社会」、「環境」のバランスを図る統合的な取り組みである持続可能な開発目標(SDGs)に共感し、将来世代が希望を持ち続けることができる持続可能なむらづくりを進めていく必要があります。

村が実施する施策について、これまでも SDGs への取り組みと関連づけ、持続可能なむらづくりを進めてきましたが、総合的なむらづくりの第5次国頭村総合計画へ位置付けることで、その実現のため、「経済」、「社会」、「環境」のバランスを図る統合的な取り組みである SDGs の特徴を活かします。

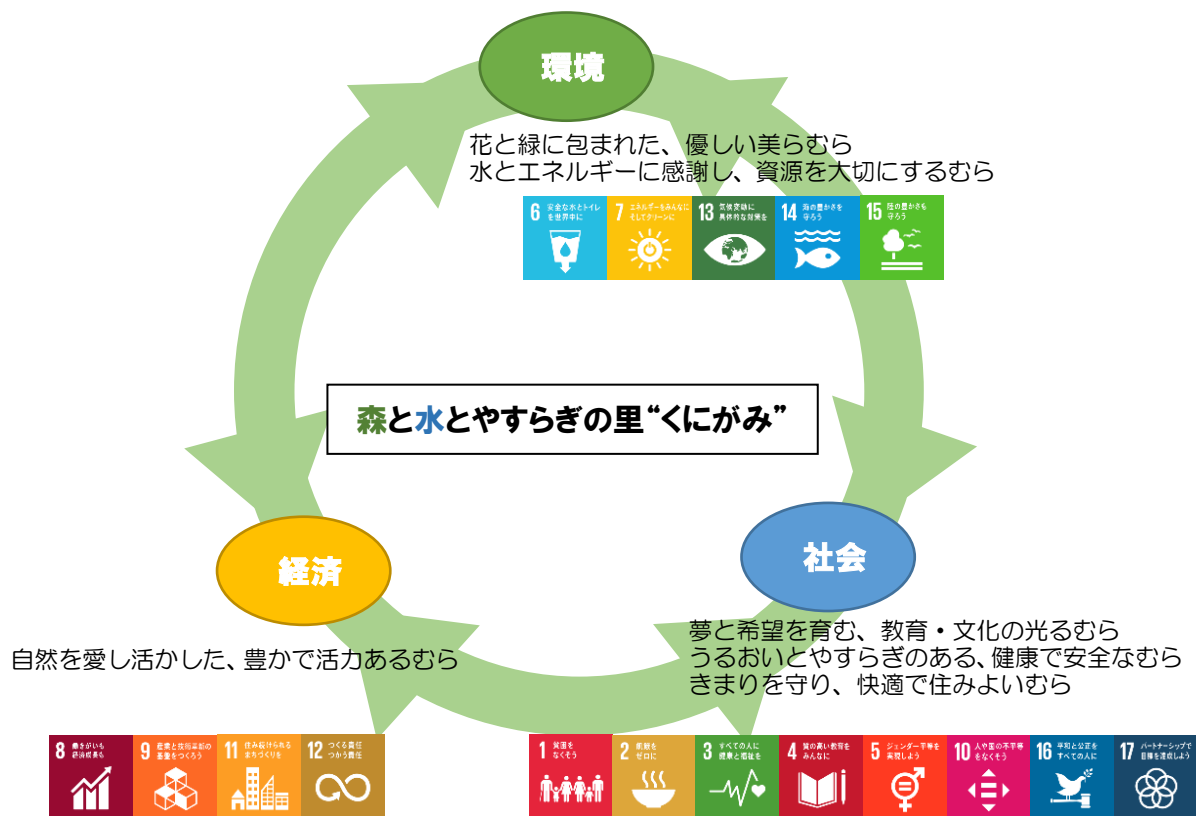
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは

2015年9月の国連で採択されたもので、国連加盟193カ国が2016年から2030年までの15年間で達成するために掲げた目標であり、環境、経済、社会それぞれの側面を統合的に向上させるため、17の目標と169のターゲットから構成されています。この目標の達成に向け、政府だけでなく、自治体や企業、諸団体、村民にも役割があり、それぞれが協力・連携しあうことが求められています。

4 国頭村民憲章(総合計画の基本理念と基本目標)とSDGsの位置付け



本村は、豊かな自然環境に恵まれ、その環境を守り活かすことが村の持続的な振興につながるものと考えています。

むらづくりの6つの基本目標を持続可能な開発の視点で「経済」、「社会」、「環境」に分類し主要な開発目標を示しています。

5 国頭村の将来像

本村は、昭和 50 年に最初の総合計画を策定し、むらづくりに取り組んでまいりました。これまでに策定された「国頭村総合計画基本構想」においては、以下のような将来目標を掲げています。

■これまでの計画期間及び将来目標

総合計画	計画期間	将来目標
第1次	昭和50年度 ～平成元年度	「平和で豊かなくらし、経済社会」 「特性をいかした産業振興」 「明るい緑の豊かな国頭村」
第2次	平成2年度 ～平成13年度	「南と北を結ぶ交流のむらづくり」 「自然を守り自然を活かした産業のむらづくり」 「快適で個性豊かなむらづくり」 「人材を育成するむらづくり」 「安心して健康な生活を営むむらづくり」
第3次	平成14年度 ～平成23年度	■キャッチフレーズ 「森と水とやすらぎの里”くにがみ”」 ■将来目標 「自然を守り自然を活かした豊かなむらづくり」 「花と緑に包まれた人に優しいむらづくり」 「夢と希望を育む教育・文化のむらづくり」 「うるおいとやすらぎのある健康むらづくり」
第4次	平成24年度 ～令和3年度	■将来像 「森と水とやすらぎの里”くにがみ”」 ■むらづくりの基本目標 「自然を愛し活かした、豊かで活力あるむらづくり」 「花と緑に包まれた、優しい美らむらづくり」 「きまりを守り、快適で住みよいむらづくり」 「夢と希望を育む、教育・文化の光るむらづくり」 「水とエネルギーに感謝し、資源を大切に作るむらづくり」 「うるおいとやすらぎのある、健康で安全なむらづくり」

第5次国頭村総合計画の基本構想の策定にあたっては、第3次国頭村総合計画から掲げている「森と水とやすらぎの里”くにがみ”」を受け継ぎ国頭村の将来像と設定します。

「森と水とやすらぎの里 “くにがみ”」の「森と水とやすらぎ」の関係

森に降った雨は、葉や腐葉土の中に蓄えられ、その過程で栄養分が溶け込み、ゆっくりと川や海へと流れ込みます。海では、その栄養は植物プランクトン、海藻などに利用され、食物連鎖により動物プランクトン、魚類などへとつながります。魚類は、漁獲や遡上、陸上動物による捕食などによって再び陸地に戻ります。

森・川・里・海の絶妙なバランスにより、健全な物質循環が構築され、人間もそのバランスの中で生きています。

森は、豊かなやんばるの森だけでなく、身近な環境も含めて考えていきます。

水は、きらきらと輝く河川から、眼下に広がる青い海につながります。

このような森と水に包まれ、やすらぎの中で私たちはむらづくりに取り組んでまいります。

6 将来人口

本計画の目標年次である令和 13 年度（2031 年度）の将来人口は 4,792 人 を目指します。

この目標は、第 2 期人口ビジョンの長期的な人口目標から、本計画の目標年度に合わせて抽出しています。

- 2020 年の国勢調査人口は 4,517 人でした。
- 令和 13 年度（2031 年度）の人口は 4,792 人の人口を目指します。
- 1 年間に 25 人の純増を目指し、10 年間で 250 人の人口増を達成しなければなりません。
- 2015 年の国勢調査によると、本村の転入数は 227 人、転出数は 221 人で、出生数は 40 人、死亡者数は 80 人となっています。
- 2015 年の結果をもとに考えると、人口の社会減で 6 人の減少、自然減で 40 人の減少となっています。

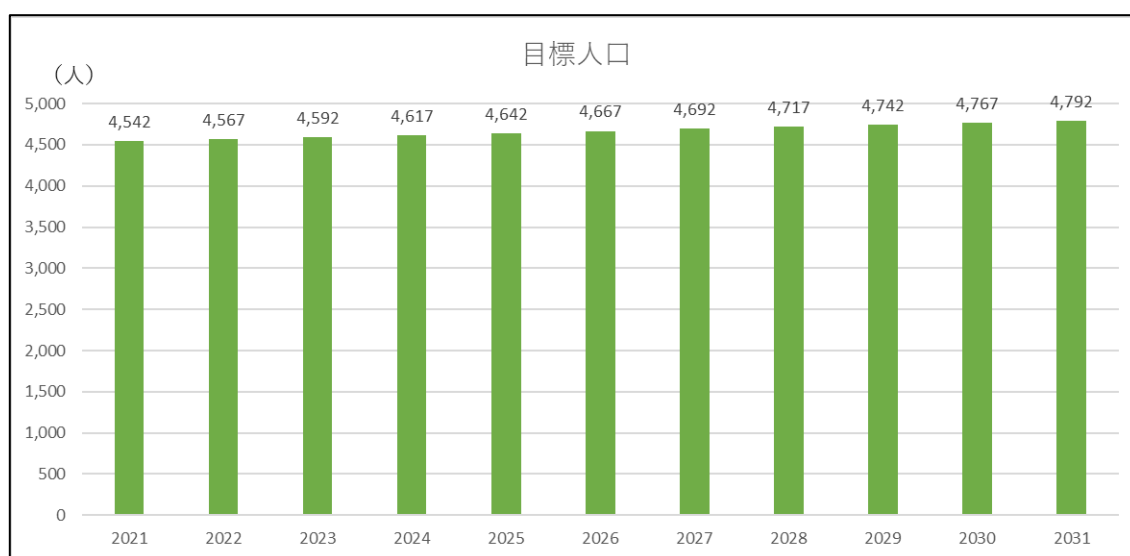


図 1 目標人口

7 人口ビジョンによる人口目標

地域の賑わいや働き手の確保のためにも、今後も子育て世代や生産年齢人口を増加させる施策を重点的に行い、総人口の増加を目指し、目標値を 5,000 人～5,500 人とします。

国頭村の人口目標は、2065 年に 5,000 人～5,500 人規模を目指します。

2065 年の 5,000 人～5,500 人という人口は、かなり大きな目標となりますが、1 年ごとで考えると、年間 20 名～25 名の人口の純増を目指す必要があります。

これを実現するために、「出生率の増加」、「転出超過から転入超過への転換」、「子育て世代に絞った移住定住施策や U ターン施策の展開」、「受け入れ体制の確立や住宅の確保」を着実にやっていく必要があります。

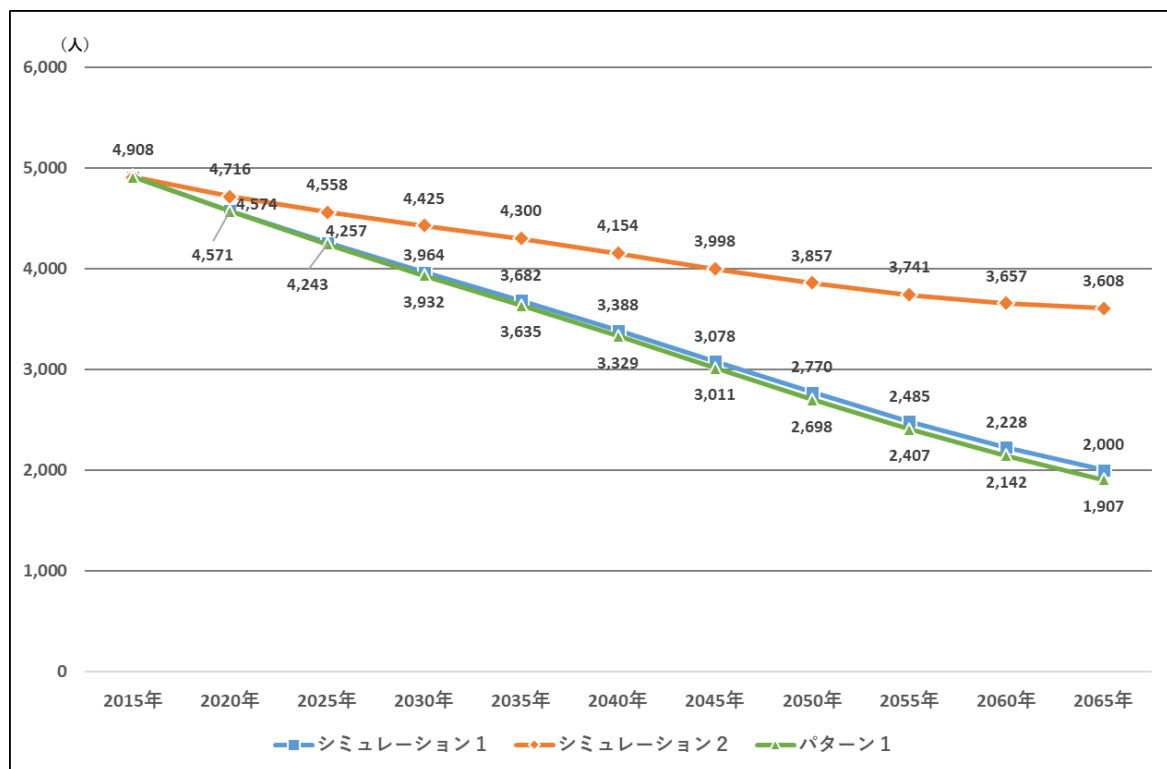


図 2 本村の将来人口予測

【単位：人】

	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年	2065 年
シミュレーション2	4,908	4,716	4,558	4,425	4,300	4,154	3,998	3,857	3,741	3,657	3,608
シミュレーション1	4,908	4,574	4,257	3,964	3,682	3,388	3,078	2,770	2,485	2,228	2,000
パターン1	4,908	4,571	4,243	3,932	3,635	3,329	3,011	2,698	2,407	2,142	1,907

【出典】

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成

【注記】

パターン1：全国の移動率について、足元の傾向が続くと仮定した推計（社人研推計準拠）

シミュレーション1：仮に、合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇したとした場合のシミュレーション

シミュレーション2：仮に、合計特殊出生率が人口置換水準（2.1）まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした（転入・転出が同数となり、移動がゼロとなった）場合のシミュレーション

8 むらづくりの体系

第5次国頭村総合計画では、第4次国頭村総合計画と同様に「国頭村民憲章」で掲げている6つの方針を『むらづくりの基本目標』として設定します。

これは、長期的なむらづくりの観点からも引き続き目指していく方向として、本村らしい基本目標と考えています。

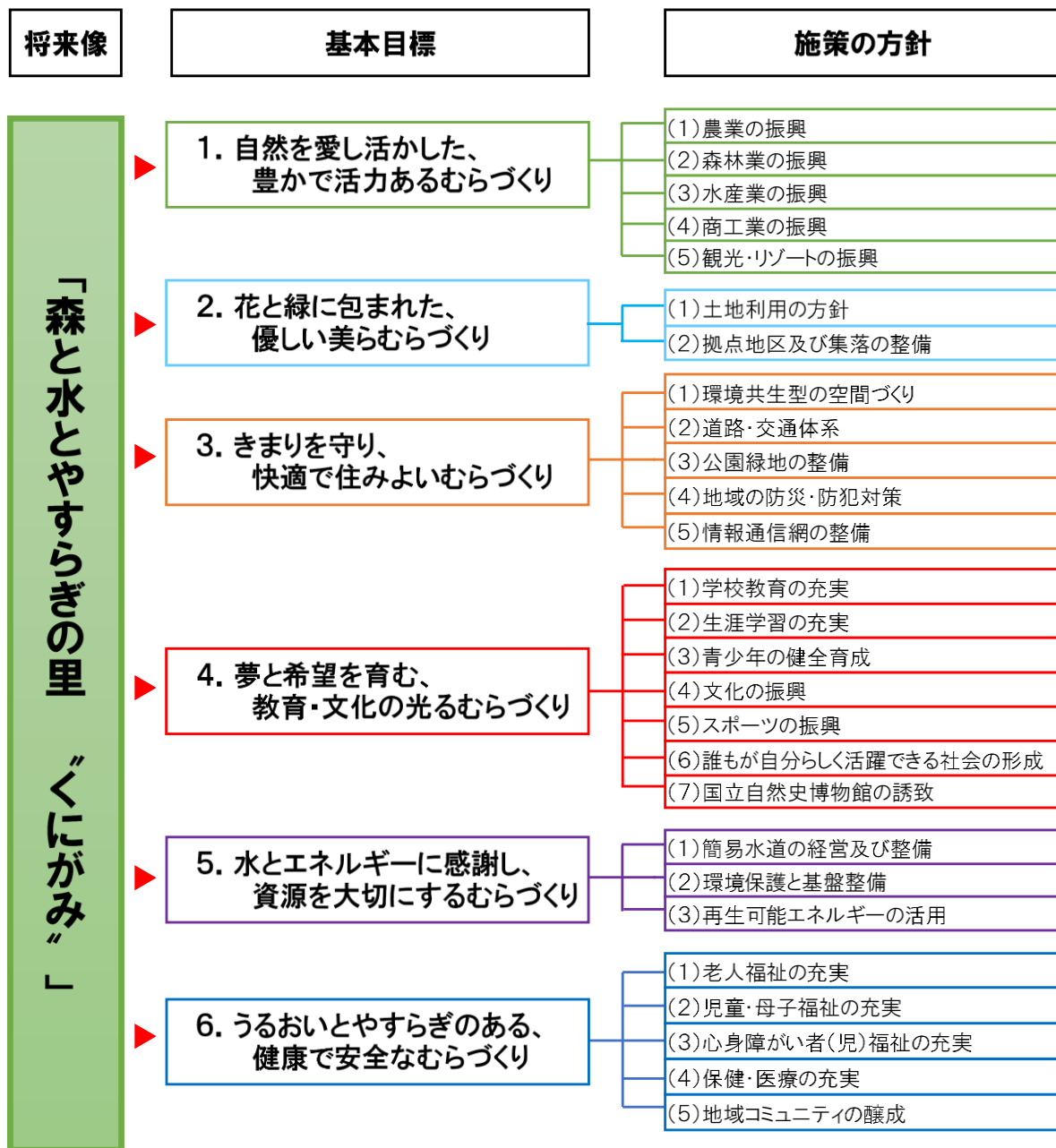
基本目標の土台は変えませんが、村の置かれる環境は日々変化しています。そのため、基本目標に向かう手法（施策の方針）については時代の潮流を踏まえ、適宜修正や新たな手法を検討するなど、臨機応変に対応していきます。

また、令和2年度に策定した「第2期 国頭村人口ビジョン・総合戦略」では、まち・ひと・しごとの好循環の確立を目指し、『今後の本村における人口減少の克服と地方創生を確実に実現するための施策の指針』として策定しています。人口減少に歯止めをかける政策であり、本総合計画とあわせて推進します。

むらづくりの基本目標

- 1.自然を愛し活かした、豊かで活力あるむらづくり
- 2.花と緑に包まれた、優しい美らむらづくり
- 3.きまりを守り、快適で住みよいむらづくり
- 4.夢と希望を育む、教育・文化の光るむらづくり
- 5.水とエネルギーに感謝し、資源を大切にするむらづくり
- 6.うるおいとやすらぎのある、健康で安全なむらづくり

9 体系図



10 むらづくりの基本目標

基本目標①

自然を愛し活かした、 豊かで活力あるむらづくり



本村は、竹富町、石垣市、名護市、宮古島市に次いで5番目に面積の広い村です。やんばるの森にはイタジイなど常緑広葉樹が広く分布し、ヤンバルクイナを代表に、世界でもここにしかない固有種が多く生息しています。生物の多様性を生み出す森の豊かさ、希少な動植物の多さ、森からつながるきらきらと光り輝く河川、そして眼下に広がる青い海、それらが一体となりやんばる最大の魅力となっています。この豊かな自然に囲まれて、村民が主役となり笑顔でやすらぎをもって暮らせる『自然を愛し活かした、豊かで活力あるむらづくり』を行います。

村の活力を高めるには、農業、森林業、水産業、商工業、観光・リゾートなど各産業が連携を図りながら、関係人口・交流人口の増加や各産業を支える人材の確保が必要です。

世界自然遺産登録地域の恵まれた自然と知名度を活かしたエコツーリズム、修学旅行生などの民泊など第三次産業での取り組みの強化、近年の余暇活動の自然志向化を取り込んだアウトドア活動の産業化、星空観察など新たなアクティビティや、リゾートウエディング、ワーケーション等の開発が望まれ、関係団体や事業者と協力・連携します。これらを第一次産業や第二次産業と連携させた第6次産業の展開を図り、新たな雇用の場の創出を行うなど本村の新しい時代に応じた活力あるむらづくりを推進します。

(1) 農業の振興

農業は、本村の基幹産業であり、タンカンやマンゴー等の果樹や、小ギク等の花卉、サトウキビやパイナップルなどの生産基盤の整備を進めてまいりました。

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足による農地の遊休化、農業従事者のニーズの多様化等に課題があります。

また、就農希望者がいるものの、農地の取得や住む場所の確保など、本村での生活をスタートするために解決しなければならない大きな課題があります。

これらの課題を解決するためには、遊休農地の解消・活用方法の検討を引き続き行うとともに、生産品目の多様化や、他の仕事を行いながら農業を行う兼業農家など、多様化した農業へのニーズに対応した施策を行う必要があります。

土地改良事業で期間経過後に耕作放棄地となった畑の再生方法を検討する必要がありますが、大規模であるため、個人の力で農地を再生するのは難しい状況です。

農業を行いたい移住希望者には、どのような規模の農業を行いたいのか、個人のニーズを把握

してマッチングを図る必要があります。その際には住むところも課題であり、住宅施策とも連携した取り組みが必要です。

さらに、本村ならではの自然と調和した農業を推進し、他産業と連携した特産品開発を支援し、職業としての農業を魅力あるものにするために農家の所得向上を促進します。

畜産業については、豚や牛の生産拡大、生産基盤の整備拡充や経営体質の強化等を促進してまいりました。今後も優良畜種の導入や畜産技術の向上を図るとともに、畜産糞尿等の循環利用を促進するなど、CO₂の削減や環境に配慮した持続可能な畜産業の展開を図ります。

（２）森林業の振興

本村は森林面積が村土の約８割を占め、豊かな自然が残る地域であり、国際的にも重要な地域として認識されています。その自然は「手つかず」ではなく、これまでの人間活動との関わりにおいて存在しています。

国頭村森林組合と村の活動は、今後森を守る役割がより一層重視されます。やんばる国立公園の地種区分の指定、世界自然遺産登録を受けて、施業できる活動範囲は減少しています。

そのため、国頭村森林組合が、造林事業、密猟を防ぐための森林パトロール、外来種の駆除のほかに、加工木工品やオガコなどの生産販売と、有用樹育成など森林環境の保全形成をはじめ、組合が新たな事業展開を行えるよう支援する必要があります。

村内には木工職人を養成し、技術の習得をする中、本村の木を素材にして国頭らしい製品を持続的に制作できる環境づくりを支援します。

世界自然遺産登録により、林業の形も変化することから、環境にやさしい伐採が行える機材の導入など、県事業も視野に入れながら支援していく必要があります。

森を守り育てる本村の林業は、森を適正に利用し再生保全・維持管理を行う公益的な役割を果たしており、自然環境保全やSDGsにもつながっています。

また、平成 31（2019）年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」（令和 6（2024）年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元（2019）年度から譲与）が創設されました。本村でも「森林整備及びその促進に関する費用」として積極的に活用していきます。

（３）水産業の振興

本村は、東シナ海と太平洋に面しており、４漁港及び安波船溜まり施設が立地し、恵まれた漁業環境にあります。大型定置網、マグロ漁、ソデイカ漁、パヤオ漁、一本釣り、観賞魚用の魚種の販売など、多様な漁業を行っています。

しかし、燃料価格の高騰による経費増大、沿岸部における漁業環境の悪化や資源の枯渇、密漁による漁業資源の乱獲などの問題がみられます。また、漁業者の高齢化が進行しており、その衰退が懸念されます。

このため、人工魚礁設置による魚類の中間育成、畜養事業の実施による水産資源の保護増殖や、定置網漁等による資源管理型漁業形態への移行に努めてきました。

漁業法の改正に伴い、水産資源を管理し、保全活動への取り組みも求められており、資源を守

りながら持続可能な水産業を目指す必要があります。

漁業活動に関する施設整備については、与那や安田の定置網の環境は整っていますが、村全体としては辺土名漁港に漁業施設が集約されています。ブルー・ツーリズムなど安田漁港を拠点として生産活動を行っていますが、安田漁港の設備の改善を望む声が漁業関係者からあがっています。

栽培漁業については、モズクの養殖を主に行っています。新たに試験的にサンゴの種苗を行っており、将来的にはサンゴの特区・漁業権を取得して観光商品としての活用を目指しています。その際、サンゴの多様性の保持や、遺伝的攪乱、生息環境等にも配慮した活動とします。

水揚げした鮮魚については、漁業所得の向上のために、沖縄振興特定事業の補助を活用してシャーベット製造機を導入しており、高鮮度鮮魚として差別化を図り、県内・県外に出荷し始めています。今後は海外への販売にも取り組みます。

また、加工品の開発も積極的に行い、未利用魚等の付加価値を高めていきます。

将来的には国頭漁協が一括してブランド化を進め、県外・海外に出荷できる仕組みづくりを促進し、那覇や名護の市場に頼らず、県外・海外の市場に直接アプローチし現状のセリ相場より魅力ある環境を構築します。

辺土名漁港の荷捌き施設の老朽化が進み、建て替えの検討を行う必要があります。

漁業資源の適正な利用や、ブランド化を進めるためにも密漁監視パトロールを強化していきます。

後継者育成については、若手の就業希望者はあるものの、村内に居住する場所がないために受け入れられない状況が発生しています。そのため民間によるアパート建設の誘致等住宅施策と連携した取り組みが必要となっています。

（４）商工業の振興

本村の商業は、小規模経営が大半を占めており、村内の人口減少や、名護市を中心とした大型ショッピングセンターの進出やネットショッピングの普及等により、買い物客の流出がみられ、商店経営は厳しい状況にあります。

広域化した経済活動において、地域の方が利用しやすい利便性と、その地域でしか買うことができない商品など、地域特性を活かすことが重要になります。そのためには、外部企業との連携や新たな販売形態の導入等の取り組みを促進します。一方、地域特性を活かす取り組みについては、第一次産業と連携した地元特産品の開発など、各産業間の連携による多種多様なニーズに対応した取り組みが求められています。世界自然遺産登録を契機に観光客の増加が期待されており、キャッシュレス化を推進するとともに、村内の購買向上に繋がれるよう、新たな売上の軸となるような商品開発を支援します。

本村の工業についても、個人経営の小規模経営が大半であり、その状況は商業とほぼ同様であります。

本村の商業の拠点となる辺土名地区では、辺土名大通り線の魅力ある空間づくりを進めています。引き続き、地域の人々のみならず観光客など多くの人々が集まる賑わいの創出に努めます。

また、第一次産業やエコツーリズム等の観光リゾート産業及び観光物産センターや観光協会、

やんばる3村観光連携拠点施設、令和3年に整備したやんばるパイナップルの丘・安波等と連携し、地域の創意工夫を図り、個性豊かな特産品の開発を検討・研究するとともに、その販路拡大に努めます。

さらに、友好交流のある茨城県境町や鹿児島県与論町、鳥取県岩美町との物産交流等を促進し、商工業の振興を図ります。

（５）観光・リゾートの振興

本村には、豊かな自然資源や文化財、史跡、伝統芸能など有形・無形の資源が多く存在しており、観光リゾートに関して大きなポテンシャルを有しています。ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴコガネ等の希少種の宝庫であり、自然資源を活用した村全域が観光リゾートに資する空間であるといえ、観光振興による生業を創出します。

豊かな自然に加えて、比地大滝キャンプ場、森林公園、やんばる学びの森、ヤンバルクイナ生態展示学習施設、くいなエコ・スポレク公園等の施設により、エコツーリズムやスポーツレクリエーションの場としての機能強化も図られています。

更には、2021年に国連教育科学文化機関（ユネスコ）の世界自然遺産委員会は、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録を決定し、世界的な認知度を得ています。

このような社会的背景の中、2019年に発生した新型コロナウイルス感染症により、今までの観光スタイルの視点が大きく変わっていく可能性があります。

都市型の観光客数を求める形態から、密を避け自然とともに健康的で時間をゆっくり使う滞在型の観光形態への変化は、本村の地域資源力を十分に発揮できる大きな可能性を秘めています。恵まれた自然資源等を保全しながら活用を図り、農林水産業と連携した、持続可能な滞在型観光・リゾートの振興を図ります。

世界自然遺産の登録により、観光利用の中心を周辺管理地域とするため、地域の文化・歴史、農林水産業及び新たな地域の観光資源となりうるアストロツーリズム等ナイトタイムコンテンツ、リゾートウェディング（リーガルウェディング、フォトウェディング）等、民間と連携して通過型観光から滞在型観光への転換を図ります。

訪問者の満足度を高めることで今後も継続的にやんばるを訪問してもらえる、ターゲットとなる層や、移動ルート、観光消費につながる魅力ある観光メニューの開発や受け入れ体制の整備を優先していく必要があります。

既存のスポーツレクリエーション施設等を活用したスポーツコンベンションの展開、修学旅行生を受け入れる民泊事業などを今後とも推進し、交流人口の増加を図ります。また、きめ細かな観光案内を行う観光案内人の育成をさらに進め、観光・リゾート産業のソフト面の充実を図るため、国頭村観光協会の強化を図ります。

さらに、特産品開発や民泊受け入れなどの観光と絡めた6次産業化に向けた施策の展開について検討を進めていきます。

広域的には、やんばる3村の観光協会が連携したツーリズムの展開を促進します。

誰もが安心して旅行を楽しむことができる環境を整備するため、事業者、NPO等の幅広い関係者と連携して受け入れ体制強化を進めユニバーサルツーリズムの普及・促進を図ります。

花と緑に包まれた、 優しい美らむらづくり



緑豊かで広大な山林、水清く豊かな水量を誇る多くの河川や、村を取り囲む雄大な海は本村の最大の魅力です。これらの自然環境は一度失うと簡単には元に戻せない貴重な財産です。

やんばるの特異固有な自然環境を活かし、地域住民が住みよい『花と緑に包まれた、優しい美らむらづくり』を目指します。

そのため、本村の最大の魅力である豊かな自然環境を守り、自然を身近に感じることが出来るよう、人と自然が触れ合えるむらづくりを推進します。

また、自然環境の保全とあわせて、生産の場となる農地の保全と活用、地域住民の暮らしの場となる集落環境の整備など、村土全体を視野に入れた秩序ある土地利用を図るものとします。

さらに、昔から受け継がれてきた、のどかで美しい集落景観を守り、むらの拠点となる辺土名地区や地域の公園、沿道においても地域住民と協働により周辺の自然環境と調和した花や緑に包まれた安らぎの空間の創出に努めます。

これらを具体化するにあたり、良好な景観づくりのためのルールを定めた「国頭村景観計画」に基づき、本村らしい景観づくりを推進します。

(1) 土地利用の方針

本村の土地利用を、自然維持エリア、自然エリア、農業エリア、商業エリアに区分し、それぞれの特性に応じた土地利用の方針を以下のとおり設定します。

①自然維持エリア

世界自然遺産登録地域、自然公園法で指定された「やんばる国立公園」及び「沖縄海岸国定公園」を中心とした地域を自然維持エリアとして位置付けます。このエリアは、二酸化炭素吸収源等の公益的な機能を有した貴重な資源であるため、積極的に保全を図るとともに外来生物の侵入等による貴重な動植物の被害等の防止に努めます。また、適正な管理の下で自然体験・学習等の自然のふれあいの場としての活用を図ります。

平成23年3月策定の国頭村森林地域ゾーニング計画で示された持続可能な森林資源管理を実現するために、「①残すところ」「②守るところ」「③再生するところ」「④利活用を図るところ」の4区分を設定しています。「残すところ」「守るところ」については、地域の生活・文化の歴史を示す多様な遺物・遺跡等を保全し、希少種の生息地は、積極的な保護活動の対象とし、希少種情報の管理、生物多様性の保全等の活動を図ります。

また、世界自然遺産に登録された貴重な自然環境を守っていくため、やんばる3村（国頭村、大宜味村、東村）をはじめ、奄美大島、徳之島、西表島等の各自治体とネットワークの形成を図ります。

②自然エリア

自然維持エリアと連続的・一体的に広がる広大な森林や、海岸・海浜を自然エリアとして位置付けます。国頭村森林地域ゾーニング計画で示す「再生するところ」「利活用を図るところ」を区分し、自然的環境の保全及び育成を基本として、林業木材資源の循環利用、水産業の振興、自然学習、エコツーリズム等の体験・滞在型観光の振興の場として積極的な活用を図り、地域資源に関する研究等の活動を図ります。

③農業エリア

本村の集落等は海岸沿いに分布しており、住宅等が立地する集落居住区域と周辺の農用地で形成されています。

集落居住区域は落ち着いた集落景観を有しており、生活基盤等の整備を推進し、優れた集落環境の保全整備に努めます。

本村の基幹産業である農業を支える農用地については、耕作放棄地の有効活用や体験型農業など、都市との交流と連携を通じた保全活用を積極的に推進します。

④商業エリア

辺土名地域については、本村の中心地として、人口・産業の集積を図るエリアとして位置付け、農用地との調整を図りながら都市的土地利用の拡大を図るとともに、ユニバーサルデザインや景観に配慮した道路と河川の整備を一体的に行い、商業エリアとしての魅力向上を図ります。

（２）拠点地区および集落の整備

①拠点地区の形成

辺土名地区を本村の中心市街地と位置付け、暮らしと賑わいが共存する活気あふれる空間の創出を図ります。

中心市街地整備の基本理念として「やすらぎと豊かな自然を育み 人々がふれあうまちづくり」「緑を育み 人々が集う 安全・安心なみちづくり」「潤いある自然に包まれた 安全・安心で ふるさを感じる川づくり」を設定しています。

みちづくりと川づくりと一体となり、村民、各種団体、コミュニティ組織、関連団体等が主役となり、賑わいを創出させる持続可能なむらづくりを目指します。

②集落の整備

本村の集落は 20 行政区が分散して立地し、それぞれが独自の地域性と強い地域共同体を形成してきており、村民の暮らしの基本となる場であり、伝統的な文化を育む場ともなっています。

引き続き、道路、排水施設等の基盤整備に努め、快適な集落環境の形成を図るとともに、長い

歴史のなかで培われてきた、伝統文化の保全などを図りながら個性を活かした地域づくりを進めていきます。

また、地域の活性化に向けた若者等の定住化と連動した取り組みとして、地域の資源を活かした新たな産業の取り組み及びこれを支える人材の確保、若者の定住促進を視野に入れた宅地開発、集落への移住・定住のソフト的な対応を行う人材の確保等を推進していきます。

③村営住宅の整備・維持管理

本村では、12 集落において 98 戸の村営住宅を管理し、若者の定住促進など地域の活性化の一役を担っています。しかし、一部では建物の老朽化がみられるため、長寿命化、維持修繕計画などを適正に行います。

村営住宅へのニーズは、場所によっては入居希望者数に大きな開きがあることや、宅地需要が不確定的であるなどの問題点がみられ、今後の対応としては適正規模の民間アパート誘致により住宅の供給を促進します。

④所有者不明土地の早期解決

本村には、戦前、戦後を通じて、字有地や共同所有地（連名土地）や所有者不明土地が存在しており、昭和 47 年の本土復帰後も登記整理されないまま放置されています。それにより、定住促進や土地の売買の際に、限りある土地を活用できないという大きな問題が生じています。このため、法的な特別措置を含めて、引き続きに対応策を検討します。

⑤宅地分譲の検討

本村は、豊かな自然環境に恵まれているがゆえ、住宅建設可能な場所が小さく新たな住居の確保が困難であり、Uターン者や移住者の受け入れなどのための宅地の供給や住宅の整備を検討します。

基本目標③

きまりを守り、 快適で住みよいむらづくり



本村は 20 の行政区からなり、それぞれが地域の特色をもち豊かなコミュニティを形成しています。今後とも豊かなコミュニティを維持しながら『きまりを守り、快適で住みよいむらづくり』を目指していきます。

快適で住みよい村にするためには、道路などの基盤施設が整っていると同時に、災害時における安全性の確保、交通安全性の確保などが重要なテーマとなります。子どもからお年寄りまで、全ての人が快適に過ごせるよう、豊かなコミュニティ形成とともに防災面、交通安全面の充実を図ります。

（１）環境共生型の空間づくり

本村の豊かな自然環境は、次代に継承すべき貴重な財産です。しかし、各種開発により赤土流出等による自然環境の悪化がみられ、課題となっています。

よって、本村において保全を図るべき区域と利活用すべき区域を明確にした上で、各種の開発や基盤施設の整備にあたっては、環境負荷の少ない工法を積極的に取り入れ、環境共生型の空間づくりを進めていきます。

また、これまでの各種開発等により損傷を受けた場所の自然環境の回復に努めていきます。そこから派生する産業興しについても検討します。

（２）道路・交通体系

①道路の整備

道路は村民生活や産業を支える重要な基盤施設であり、機能性、快適性、安全性を確保することが重要です。

本村の道路網は、西海岸側を走る国道 58 号と東海岸側を走る県道 70 号線及び中央部を横断する県道 2 号線を広域幹線道路とし、これらに村道や林道が連結してネットワークが形成されています。

国道や県道については、線形改良等の必要な箇所の早期整備と環状幹線の国道編入を促進するとともに、国定公園内にある国道沿いの道路パーク等々の環境整備を促進します。村道については、幅員の拡幅、道路・橋梁老朽箇所の改修、安全施設等の改修等に努め、良好な道路環境の形成に努めます。

災害時等に地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐためにも、村内集落を結ぶ道路（農道・

林道含む）の計画的な整備を進めるとともに、計画的な維持管理・更新を徹底する必要があります。

集落内道路については、維持修繕等を行い、歩行者の安心・安全性の向上に取り組みます。

②公共交通の確保

本村は、西海岸地域と東海岸地域を村営バス2台が運行しています。民間路線バスのない交通空白地域のため、村営バスの運行は継続していくことが必要です。

村民の生活を支えるため、村営バスとデマンドバスの運行を継続するとともに、公共交通の機能拡充について検討します。

また、今後の観光需要を想定して、3村を周遊できる交通手段の確保の検討を行います。その際には、今あるバス路線を前提としてではなく、やんばるに来るための移動手段も民間事業者と連携して変えていく必要があります。

（３）公園緑地の整備

本村では、農村総合整備モデル事業により各集落において、公園緑地の整備を図り、農村生活環境の向上を図ってきました。公園の機能維持を図るため、地域住民の協力体制を確立した維持管理を進めていきます。

比地大滝キャンプ場、森林公園、くいなパークゴルフ場、ヤンバルクイナ生態展示学習施設、くいなエコ・スポレク公園等については、エコツーリズムやスポーツレクリエーション活動の場として活用・維持管理を図り、交流人口・関係人口の増加を図ります。

また、本村の集落のほとんどが海岸沿いに位置し、万が一巨大津波が発生した場合、重大な被害が生じる可能性が極めて高いことから、公園については防災機能も含め避難場所としての整備について検討を進めます。

子育て世代からは、身近で子どもを遊ばせる公園について要望があります。村内の子どもたちのための公園設置についても検討を行います。

（４）地域の防災・防犯対策

①消防・地域防災

やんばる3村（国頭村、大宜味村、東村）からなる広域消防として国頭地区行政事務組合が組織され、本村に消防本部がおかれ、東部地域には消防駐在所を配置したことで防災体制は整いつつありますが、消防本部施設の老朽化のため建て替えを検討しています。

また、国頭地区は救急医療体制の整った名護市の県立北部病院や北部地区医師会病院まで遠距離にあり、不便をきたしています。

このため、災害弱者を含めた地域社会の安全・安心を維持するために、高規格救急車の配備と救急救命士の確保等に努めます。

さらに、地震津波等の災害に迅速に対応するため、国土強靱化地域計画の策定、国頭村地域防災計画の見直しや村民の意識向上を図ります。

②防犯・交通安全

全ての村民が安心して日常生活を送るためには、犯罪が無いことや、交通安全が確保されていることは重要な視点となります。

村民の防犯意識の高揚、地域が一体となった防犯体制づくりに努めるとともに、交通安全に関する意識向上等を行うものとします。

本村は、休日のツーリングやドライブでも人気のある目的地となっており、速度超過や事故、貴重な野生生物のロードキル等が起こっている現状があります。警察との連携を図り、村外からの来訪者に対しても交通安全に関する啓発活動を促進します。

（５）情報通信網の整備

本村は、地理的、地形的条件に制約を受けてきましたが、近年では、ほぼ全ての地域で情報通信格差が解消され、ホームページを通した行政情報などの入手が容易になりました。

村全域において光ブロードバンドが利用できる環境が整備されており、公共施設等のオンライン化や学校における情報化教育を進めるなど、ハード面とソフト面の充実を図ります。

また、村内においては、未だ携帯電話の不通エリアが存在し、今後は防災の面からも改善を促進します。

住民の生活に役立つ情報を効果的に発信するために、民放テレビ局のデータ放送を活用した地域情報発信を充実させます。

さらに、デジタル技術を活用し、社会情勢や経済状況の変化に対応し、住民のニーズや地域の課題を基に、行政サービスを変革するとともに、行政事務そのものや、組織、プロセス、行政組織の文化・風土を変革し、住民本位の行政の推進や公共の福祉の増進を図ります。



国頭村営バス

夢と希望を育む、

教育・文化の光るむらづくり



2015年9月の国連総会において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、5つのP（People, Prosperity, Planet, Peace, Partnership）を基盤とした17の開発目標（SDGs：持続可能な開発目標）が世界に提唱されました。

本村では未来を担う子ども達に夢と希望を育み、先人たちが郷土に築きあげた伝統的な歴史・文化を継承しながら『夢と希望を育む、教育・文化の光るむらづくり』の持続可能な開発を目指した施策の立案と具現化に努めます。

本村は沖縄本島最北端に位置し、森林面積を84%有する手つかずの自然の美しさと厳しさの両面が共存する地理的条件の中で住民の生活が営まれています。2021年7月、その自然の動植物の多様性がユネスコに認められ「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産として登録が実現されました。これを受け学校教育や社会教育においても自然環境学習、環境保全（SDGs13,14）の学習や体験の充実を図る事業のカリキュラム開発に努めてまいります。

さらに、知識基盤社会・グローバル化（共生・共存）・ICT社会への各教育分野の充実を目指し、学校や地域におけるネットワーク環境の整備を推進し、文科省が提唱する「GIGAスクール構想」の実現に努めます。

また、次世代を担う子ども達に本村の歴史・文化の継承と地域に点在する文化財や民具資料の保全に努めてまいります。子どもから大人まで、本村の自然を活かした学習や地域づくり、社会参加活動の成果等を活かすことのできる場所づくりに努めます。

（１）学校教育の充実

本村における少子高齢化や人口減少、国内におけるICT化、グローバル化社会の進展等といった近年の社会構造の変化や、家庭や地域の変化、保護者の価値観の変容に伴い、学校教育に対するニーズは多様化・複雑化し、教育課程の具現化における求められる質も高度化しています。

また、文科省は「OECD教育2030と学びの羅針盤」：ラーニングコンパスの提唱を踏まえた学習指導要領の改訂により、子どもたちが未来を切り拓く力を育むための方針が示される等、教育のあり方についても、全国的に大きな変革の時期を迎えています。

本村では、全ての幼児児童生徒の「学び」の保障を目指して（SDGs4「質の高い教育をみんなに」）、村内学校教育の在り方を示す方向性として「学びの共同体」を理念とする教職員の同僚性を高め、支持的風土のある中で子どもが互いに学びあい、教師も互いに学びあい、保護者も互いに学びあい、地域の方々も含めたコミュニティの場としての学校づくりを推進し、本村の教育の

充実に努めます。

乳幼児教育は、0歳児から15歳までの国頭村型一貫教育のスタートとして幼保連携型認定こども園を通じて、未来の担い手の生きる力の礎を育むことに努めます。また、園児・児童の情操教育を育む非認知能力の育成を図る自然を体感する教育課程の確立に努めます。

安全・安心そして社会ニーズに対応できる人材の育成を推進するために、学校教育環境の整備を図るとともに、家庭・地域と連携した教育の推進に取り組んでまいります。

「沖縄県教育振興基本計画」では、「個性を大切にする教育の推進」の「基本的な考え」で、幼児児童生徒が、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくために、一人一人が学ぶこと、働くこと、そして生きることについて自己の問題として真剣に受け止め、自らの意志と責任で考え、判断していくことが大切であると明記しています。

本村においても、児童生徒が夢や希望を育み、生涯にわたって自己実現が図られるよう発達段階に応じた組織的・計画的・継続的なキャリア教育を推進するとともに、英語の学習意欲の向上とコミュニケーション能力の向上に努めます。

子どもたちが本村の自然にふれあう機会の提供の他、総合学習に活かす教職員向け研修会を展開していきます。

（２）生涯学習の充実

情報化、国際化、ライフスタイルの多様化など社会情勢は変化してきており、生涯学習の重要性は高まってきています。誰もが生きがいや活力ある生活が送れるよう、教育機関や社会教育団体、地域がともに連携を深めながら生涯学習の推進体制を確立し、村民自らが自発的に学習に取り組むため、国頭村民ふれあいセンターで各種教室やサークル活動等の支援に努めます。

自然学習と環境教育の一環として、恵まれた自然環境を活用し地域の児童生徒を対象にした自然学習を通し環境を保全することの大切さを学ばせます。また社会人を対象にした環境教育の場としても活用します。

（３）青少年の健全育成

次代を担う青少年が、社会の一員として健全に成長することは、本村にとって大きな財産になると考えられます。学校教育においては、家庭学習や高校受験に対応するべき地性のハンディをやわらげ、児童生徒が「なりたい自分」を追求可能なウェル・ビーイング（個々の幸福の達成）の基盤の社会教育環境の整備に取り組みます。

伝統的な集落行事への参加協力、青年会等のエイサー等文化芸能の取り組みや、少年野球等スポーツ活動を通じた様々な場面で青少年が地域で活躍しており、今後もこのような環境を引き継ぎ、活力あるむらづくりを展開していきます。

（４）文化の振興

①文化財の保護継承

本村には、宇佐浜遺跡等多くの史跡、ノグチゲラやヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネ等の天然記念物、安田のシヌグ等の無形文化財が重要な文化財として指定されています。古来の人々の生活を現在に残す遺跡や恵まれた自然、いまま集落の人々に根ざしている伝統行事は広く国民の財産であり、文化財の保全、活用を含めて、触れて、楽しめる文化財の整備を進める必要があります。さらに世界自然遺産登録の決定を受け、国頭村観光物産センター内の展示保存施設をリニューアルし、自然と共存してきた特色ある歴史・文化のインタープリテーションを行い、自然と村民の関わりを後世に継承する取り組みを推進します。

今後とも、文化財の保護・周知・強化・保全を図り、地域としてその有効活用を図ります。また、文化財には指定されていないものの、伝統文化として貴重な民俗芸能等が数多く残っており、地域のコミュニティ活動とも連携しながら、保護・継承に努めていきます。

また、世界自然遺産登録地域の文化財を教育に活かす取り組みに努めます。

②新しい文化の振興

地域文化の発展のためには、伝統文化の継承だけではなく、新たな文化の創造が必要です。

村民の文化振興に対する意識高揚を図り、村民の自主的な文化活動への参加を促進し、絵画や音楽等の新たな文化活動の発展に努めます。

さらに、自然文化においては、※LNT（Leave No Trace）の環境理念を推進し、世界自然遺産に登録された本村の豊かな自然を未来へ継承する学校教育・社会教育に村内関連機関と連携し自然文化の保全と継承の取り組みを推進します。

※LNT（Leave No Trace）

そこに痕跡を残さない自然との関わり方

（５）スポーツの振興

余暇時間の増大や健康志向の高まりから、村民のスポーツに対するニーズは年々高まってきています。

くいなエコ・スポレク公園を拠点施設と位置付け、村民の健康づくりをはじめ、野球・陸上競技だけでなく、その他のスポーツ競技についても積極的にスポーツ合宿の誘致等による地域振興を図るとともに、国頭トレイルランニング大会等のスポーツイベントの開催による交流人口の増加を図るなど、スポーツコンベンションの展開による地域活力の向上に努めます。

（６）誰もが自分らしく活躍できる社会の形成

国連「2030 アジェンダの採択」SDGs17の目標において、「5.ジェンダー平等の実現」、「10.人や国の不平等をなくそう」、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」という目標を掲めました。

本村においても、すべての村民が「自分らしく生きる」ウェル・ビーイングの達成のための必要不可欠な達成目標と考えます。

そのような中、令和2年、国は「第5次男女共同参画基本計画」を策定しました。

その中で、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意の着実な観点から、目指すべき社会として「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と協調する社会」を提示し、男女共同参画社会の形成の促進を図るとされています。

本村においても、女性も男性も誰もが暮らしやすい地域の形成を目指して、男女共同参画に関する意識の高揚などに向けた取り組みを推進していきます。

また、人権は誰もが生まれながらにして持っている権利ですから、一人ひとりの村民がかけがえない個人として尊重されなければなりません。

近年、性別や障がいの有無、インターネットによる人権侵害や、こころと身体の性が一致しない人に対する人権侵害、ヘイトスピーチ等が大きな問題となっています。すべての人が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のため、あらゆる視点からの基盤整備に努めます。

（7）国立自然史博物館の誘致

国立自然史博物館の誘致を沖縄県と協力して実施します。自然史博物館は、自然史研究の国際拠点となる施設であり、東アジア・東南アジアの自然史研究の中心となります。

関係機関と連携し、世界自然遺産登録地域である本村への国立自然史博物館の設立に向けた取り組みに努めます。

水とエネルギーに感謝し、 資源を大切に作るむらづくり



本村は、水をはじめとする豊かな資源に恵まれています。これらには限りがあります。貴重な資源を次世代にも引き継いでいくために、『水とエネルギーに感謝し、資源を大切に作るむらづくり』を目指します。

本村は3つの国管理ダムを擁し、水資源を本島中南部に供給しており、水源かん養の機能が高まっています。さらに、生物多様性の高い地域として、また二酸化炭素の吸収源として、その重要性がますます認識されています。

そのために、本村の持つ優れた自然環境に十分な配慮を行い、資源の節約と再利用、ごみの減量化など、環境への負荷を軽減するための仕組みづくりを推進します。さらに、自然環境との共生の実現を目指し、これまでの開発等により影響を受けた自然環境の回復に努めるとともに今後の基盤施設整備にあたっては環境負荷を最小限に抑える工法の導入を推進します。また、地域住民の環境美化や自然環境保全に対する意識向上などソフト面の施策について充実を図ります。

平成23年3月11日に起きた東日本大震災の影響により再生可能エネルギーへの関心が高くなってきています。また、我が国では2050年までに※カーボンニュートラルを目指しています。

本村においても景観に配慮した環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及促進を図ります。

※カーボンニュートラル

大気中に排出される二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス(GHG)から森林などによる吸収量を差し引いた温室効果ガスが実質ゼロである状態を指します。

(1) 簡易水道の経営及び整備

①簡易水道の経営及び整備

本村の簡易水道事業は平成11年度に施設整備が完了しており、安全な水の供給が可能となっています。

しかし、生活様式の多様化等により水需要は増加することが予想され、今後の社会動向を視野に入れながら、中長期的な水需要とそれに対応した供給計画をたて、安全な水の安定供給に努めるとともに、水道事業の更新等経営の健全化を図ります。

②新規水源の開発

新たに必要となる水需要に対し、環境側面に配慮した新規水源の開発を検討します。

③簡易水道事業の広域化及び公営企業化

簡易水道事業の健全な運営と事業の安定化、効率化を図るため、広域化及び公営企業化を検討します。

（２）環境保護と基盤整備

①廃棄物処理

生活水準の向上や産業活動の活性化に伴い、不燃廃棄物は年々増加しており、その廃棄・処理については、自然環境への配慮から適切な処理が必要です。本村においては、やんばる3村（国頭村、大宜味村、東村）で構成される国頭地区行政事務組合で一般廃棄物最終処理施設を稼働しています。

また、山間部など人目につきにくいところで不法投棄がみられ、本村の魅力を損ねており、地域住民や来訪者も含めた環境マナーについて周知活動を行うとともに、パトロール等の監視体制を強化します。

②排水処理

集落の雨水排水施設は、地方改善施設整備事業及び村単独の事業により整備されており、今後は、既存施設の維持管理を徹底して機能維持に努めます。

また、家庭から排出される生活雑排水による水質の汚染が懸念されています。生活排水の汚濁物質が河川などに排出されるのを防ぐため、汚水再生の検討及び村民の意識向上と合併処理浄化槽等の普及促進に努めます。

③環境対策

環境負荷の低減、循環型社会の形成という視点から、3R（Reduce リデュース：廃棄物の発生抑制、Reuse リユース：再使用、Recycle リサイクル：再資源化）の考え方が浸透してきており、ゴミの減量、再利用、再資源化を推進するため、関連施設の整備を図るものとします。

（３）再生可能エネルギーの活用

自然環境保全づくりとしての機運の醸成と地域振興を目的とした「国頭村新エネルギービジョン」が平成13年2月に策定されています。昨今、原油価格の高騰やSDGsの普及から再生可能エネルギーの関心が高まっており、本村に有する畜産廃棄物などの資源を利用したバイオマスエネルギーなど環境負荷に配慮した新たな再生可能エネルギーの創出を検討します。

また、景観に配慮し公共施設への再生可能エネルギーの普及促進に努めます。

うるおいとやすらぎのある、 健康で安全なむらづくり



本村の年齢別人口を割合でみると、年少人口の割合は年々低くなり、高齢人口の割合が年々高くなる傾向にあり、少子高齢化が顕著となっています。このような少子高齢化は、今後も進行していくことが想定されます。

福祉のあり方は、従来の「支える側」、「支えられる側」という関係から、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた取り組みが進められています。

地域共生社会の実現に向けては、「他人事」になりがちな地域づくりを住民が『我が事』として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、制度の縦割りを越えて、ニーズに『丸ごと』対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

また、地域においては、高齢者の増加に伴う介護サービスの需要が増加するとともに、福祉のニーズも多様化することが想定されます。このような状況下にあって、高齢者の生活を支える地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築は、地域共生社会の実現の中心的な役割として位置付けられます。

今後、特に高齢者については地域の人々で支えうるコミュニティづくりが重要となることから、住み慣れた地域で安心して毎日を暮らし、人と人とのつながりをお互いに支えあうことのできる『うるおいとやすらぎのある、健康で安全なむらづくり』を目指します。

また、高齢者に限らず、全ての村民が安心して暮らせるよう、社会福祉の充実や地域コミュニティづくりなどへの支援を行い、笑顔で暮らしやすいむらづくりを推進します。

（１）老人福祉の充実

本村の高齢者（65歳以上）の割合は34.3%（令和2年国勢調査）で、沖縄県平均の22.1%を大きく上回っています。

高齢者数は今後とも増加することが予想され、ハード・ソフトの両面で福祉施策の展開が重要になると考えられます。老人福祉の施策を進めていくため、第8期国頭村高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき介護保険制度と老人保健、医療機関が連携した総合的な福祉サービスの供給を促進し、高齢者が必要とする福祉サービスの体制づくりに努めます。

（２）児童・母子福祉の充実

少子化や核家族化の進行により、子どもや家庭をとりまく環境は変化しており、地域社会全体で子育てをするような機会は減ってきていると考えられます。

就学前児童の保健及び福祉は、次世代を担う人材の育成という面と、その保護者が安心して働き生活する環境を提供するという面からも重要です。

これまでも延長保育や入所年齢の引き下げや子ども医療費助成などのニーズに対応してきており、今後もその充実に努めます。

また、母子及び父子世帯の精神的負担の軽減、経済的自立を促進するための施策を進めていきます。

さらに、生活困窮世帯等の子どもたちが健康で安定した日常生活を送ることができるよう子どもの貧困対策に取り組みます。

（３）心身障がい者（児）福祉の充実

国では、国連総会において採択された障害者権利条約への批准や、「障害者基本法」「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」等の制定や改正等、障がいのある人への支援施策が進められています。

本村では、「第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」に基づき、障がいのある人の自立へ向けた支援や障がい福祉サービスの提供等を推進してきました。

障がい者（児）及びその家族が地域のなかで自立した生活を送るためには、福祉・保健・医療などの様々な分野での連携や地域住民の理解と協力が必要です。

障がい者（児）福祉の向上を実現するため、保健医療の充実、福祉サービスメニューの充実、障がい児教育の充実等を図るとともに、地域福祉活動体制の確立と人材の確保・育成を図ります。

また、障がい者（児）及びその家族が充実した日常生活を送れるように障がい者（児）の福祉事業所等への協力や、これらの取り組みを実践するための NPO 法人化等を促進します。

（４）保健・医療の充実

①保健・医療

村民が健やかな生活を送るためには、疾病の未然防止、早期発見、早期治療など健康づくりの施策が重要となります。

そのため、村民の健康相談や各種検診の充実を図るとともに、健康に対する知識の普及・周知に努め、村民と一体となった健康づくりを展開していきます。

高齢者福祉、母子保健等については村民ニーズの把握に努め、介護予防や疾病予防の観点から予防接種など保健・予防事業の拡充を図ります。

医療施設及び地域医療体制の充実を図り村民に良質な医療を持続的に提供するために、東部へき地診療所の機能を高め、診療所の維持、ならびに救急医療体制の充実又は拡充強化を図り、健康で不安のない安心して暮らせる保健・医療環境の提供に努めます。

②公立北部医療センターとの連携

令和 10 年度に開院予定とされている公立北部医療センターとの連携を図り、遠隔診療等によ

る医療の充実を図ります。

③国民年金・国民健康保険

国民年金は、村民の老後の生活を支える大切な制度です。年金制度の安定的な運営を図るため、国民年金制度の仕組みとその必要性の周知を図り、若年層の加入促進に努めます。

また、国民健康保険についても事業の安定的な運営を図るため、保険税の収納率の向上と増大する医療費の抑制に繋がる保健・予防事業の拡充に努めます。

（５）地域コミュニティの醸成

社会福祉の目的は、地域の人々が互いに助け合い、社会全体が弱者に対して手をさしのべて、全ての人が暮らしやすい環境を作り出すことにあります。

したがって、社会福祉の各種施策の推進とともに、地域コミュニティの醸成を図り、人々の相互扶助のもとにいたわりと生き甲斐のあるむらづくりを推進します。

また、それぞれの集落地域において、村民が生活しやすい快適な環境づくりに努めるとともに、集落の特色ある文化や地域資源等を活用した、自主的な取り組みを支援し、活力ある地域づくりを推進していきます。

第四章 基本計画の策定条件

1 人口・世帯数

(1) 人口・世帯数の推移

本村の令和 2 年現在の人口及び世帯数は、人口 4,517 人、世帯数 1,971 世帯と減少を続けています。世帯人員も、一世帯当たり 2.29 人と減少しています。

人口推移をみると、昭和 60 年には 6,510 人だった人口が減少を続け、平成 27 年には 5,000 人を割り込みました。昭和 60 年と令和 2 年を比較すると、35 年で 1,993 人（30.6%）減少しています。

世帯数の推移をみると、昭和 60 年には 2,307 世帯から増減を繰り返しながら令和 2 年には 2,000 世帯を切り、35 年間で 336 世帯（14.6%）の減少となっています。

世帯人員は、昭和 60 年の 2.82 人から令和 2 年には 2.29 人と 0.53 人の減少となり、本村において核家族化が進行している状況がうかがえます。

表 1 人口・世帯数の推移

(単位：人、世帯、%)

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口総数	6,510	6,114	6,015	5,825	5,546	5,188	4,908	4,517
男	3,316	2,948	2,965	2,900	2,773	2,577	2,464	2,317
割合	50.9%	48.2%	49.3%	49.8%	50.0%	49.7%	50.2%	51.3%
女	3,194	3,166	3,050	2,925	2,773	2,611	2,444	2,200
割合	49.1%	51.8%	50.7%	50.2%	50.0%	50.3%	49.8%	48.7%
総世帯数	2,307	2,065	2,090	2,104	2,145	2,114	2,061	1,971
世帯人員数	2.82	2.96	2.88	2.77	2.59	2.45	2.38	2.29

資料：国勢調査

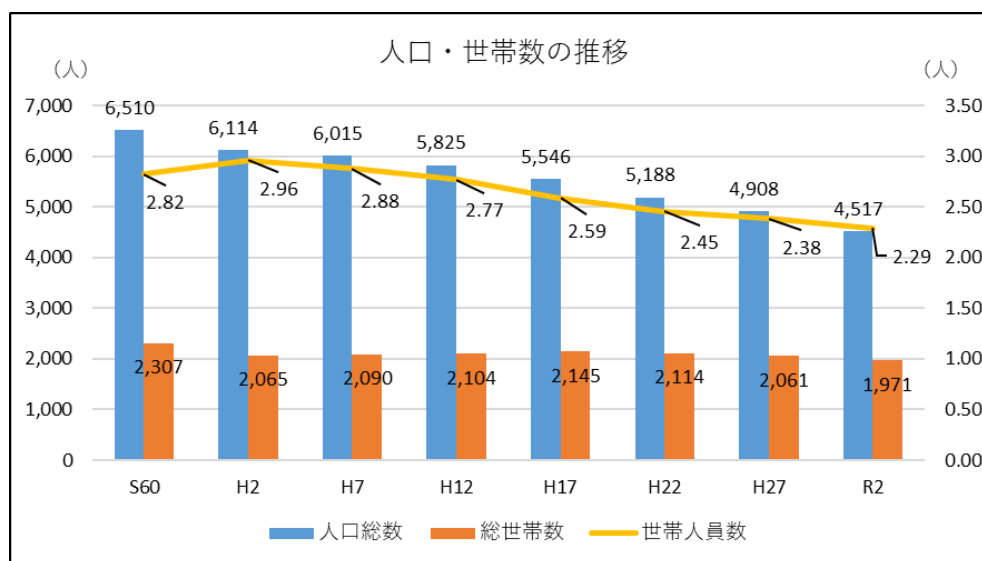


図 3 人口・世帯数の推移

（２）人口動向

人口の自然動態については、平成 19 年から令和 2 年にかけて、死亡数が出生数を一貫して上回っています。

社会増減については、増減はあるものの概ね転出が転入を上回っており、人口は減少局面にあります。

表 2 人口動態

(単位：人、世帯)

人口区分／年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
総人口	5,554	5,451	5,377	5,294	5,271	5,194	5,132	5,041	5,006	4,949	4,871	4,746	4,673	4,615
男	2,801	2,729	2,688	2,650	2,658	2,640	2,590	2,549	2,544	2,528	2,498	2,444	2,417	2,382
女	2,753	2,722	2,689	2,644	2,613	2,554	2,542	2,492	2,462	2,421	2,373	2,302	2,256	2,233
人口密度	29	28	28	27	27	27	26	26	26	25	25	24	24	24
人口動態	-84	-117	-74	-87	-32	-108	-129	-93	-34	-60	-77	-127	-72	-51
自然増	出生	42	44	38	40	41	33	38	30	40	35	26	40	29
	死亡	71	67	82	84	74	87	75	80	75	76	83	75	75
	増減	-29	-23	-44	-44	-33	-45	-49	-45	-40	-40	-50	-43	-46
社会増	転入	239	167	244	225	284	177	188	222	227	225	251	215	197
	転出	294	261	274	268	283	240	268	270	221	245	278	299	223
	増減	-55	-94	-30	-43	1	-63	-80	-48	6	-20	-27	-84	-26
世帯数	2,402	2,400	2,421	2,416	2,433	2,430	2,425	2,412	2,412	2,356	2,380	2,331	2,323	2,302

資料：総務省「住民基本台帳人口動態及び世帯数」

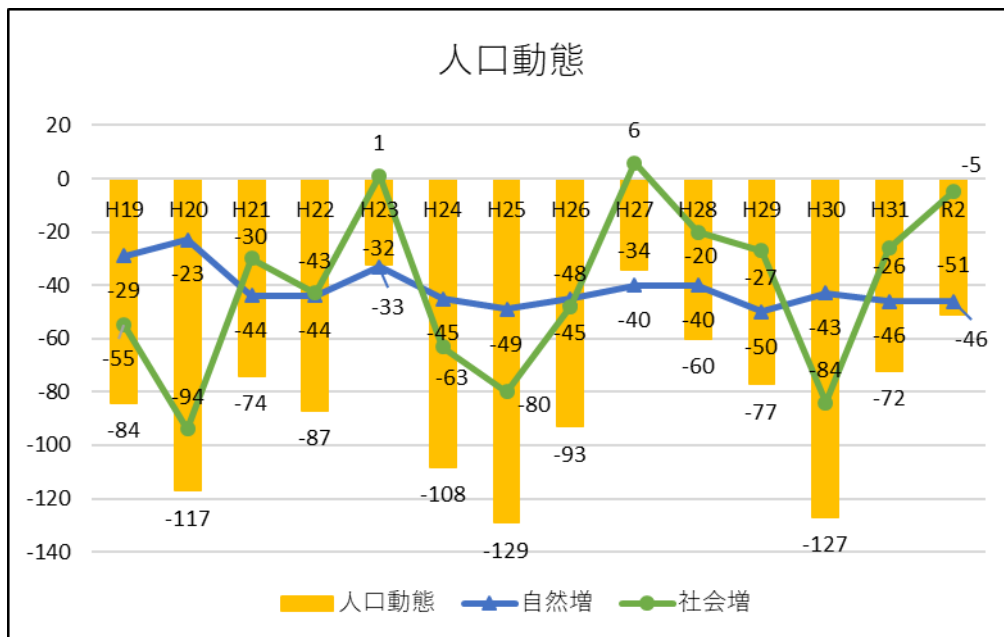


図 4 人口動態

(3) 年齢別人口

令和2年の年齢別人口を見ると、本村の総人口が4,517人で、年齢別人口の構成比は、年少人口が13.0%、生産年齢人口が52.7%、高齢人口が34.3%となっています。

高齢人口の34.3%は、沖縄県と比較しても高くなっており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

表3 年齢別人口の推移

(単位：人、%)

		H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R2沖縄県
年少人口 0～14歳	人口	1,369	1,265	1,068	840	697	646	587	243,943
	構成比	22.4%	21.0%	18.3%	15.1%	13.4%	13.2%	13.0%	16.6%
	増減率	—	-7.6%	-15.6%	-21.3%	-17.0%	-7.3%	-9.1%	—
生産年齢人口 15～64歳	人口	3,443	3,320	3,259	3,198	3,062	2,772	2,380	892,133
	構成比	56.3%	55.2%	55.9%	57.7%	59.0%	56.5%	52.7%	60.8%
	増減率	—	-3.6%	-1.8%	-1.9%	-4.3%	-9.5%	-14.1%	—
高齢人口 65歳以上	人口	1,302	1,430	1,498	1,508	1,429	1,490	1,550	331,404
	構成比	21.3%	23.8%	25.7%	27.2%	27.5%	30.4%	34.3%	22.6%
	増減率	—	9.8%	4.8%	0.7%	-5.2%	4.3%	4.0%	—
合計		6,114	6,015	5,825	5,546	5,188	4,908	4,517	1,467,480

資料：国勢調査

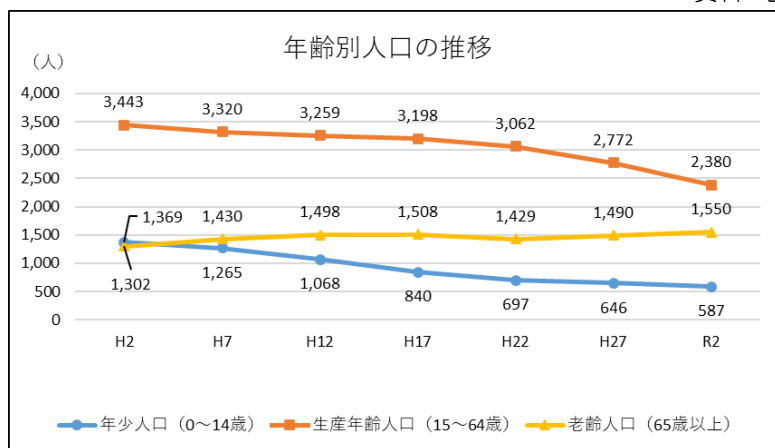


図5 年齢別人口の推移

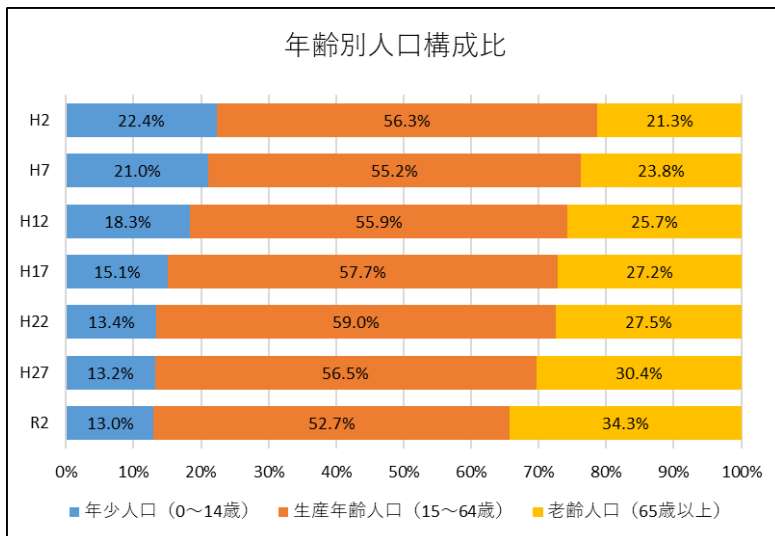


図6 年齢別人口の構成比

(4) 地域別・字別人口の推移

地域別人口をみると、辺土名地域に人口が集中しており、村人口の8割弱を占めています。

各字の人口の推移をみると、ほとんどの字で人口が減少しています。その中であって、辺土名地域では「桃原」と東部地域の「楚洲」で人口が増加し、西部地域の「佐手」「宇嘉」で若干人口が増加傾向にあります。

■地域区分

地域名	行政区
辺土名地域	浜、半地、比地、鏡地、奥間、桃原、辺土名、宇良、伊地、与那
西部地域	謝敷、佐手、辺野喜、宇嘉、宜名真、辺戸
東部地域	奥、楚洲、安田、安波

■地域別人口

表4 地域別人口の推移

(単位：人、%)

		H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
辺土名地域	人口	4,095	4,068	3,986	3,937	3,873	3,858	3,818	3,775	3,687	3,670	3,622
	増減率	—	-0.7%	-2.0%	-1.2%	-1.6%	-0.4%	-1.0%	-1.1%	-2.3%	-0.5%	-1.3%
西部地域	人口	570	569	555	552	536	516	492	467	452	443	445
	増減率	—	-0.2%	-2.5%	-0.5%	-2.9%	-3.7%	-4.7%	-5.1%	-3.2%	-2.0%	0.5%
東部地域	人口	629	634	628	622	605	601	596	583	563	560	548
	増減率	—	0.8%	-0.9%	-1.0%	-2.7%	-0.7%	-0.8%	-2.2%	-3.4%	-0.5%	-2.1%
合計	人口	5,294	5,271	5,169	5,111	5,014	4,975	4,906	4,825	4,702	4,673	4,615
	増減率	—	-0.4%	-1.9%	-1.1%	-1.9%	-0.8%	-1.4%	-1.7%	-2.5%	-0.6%	-1.2%

資料：沖縄県「市町村の町字別住民基本台帳人口及び世帯数」

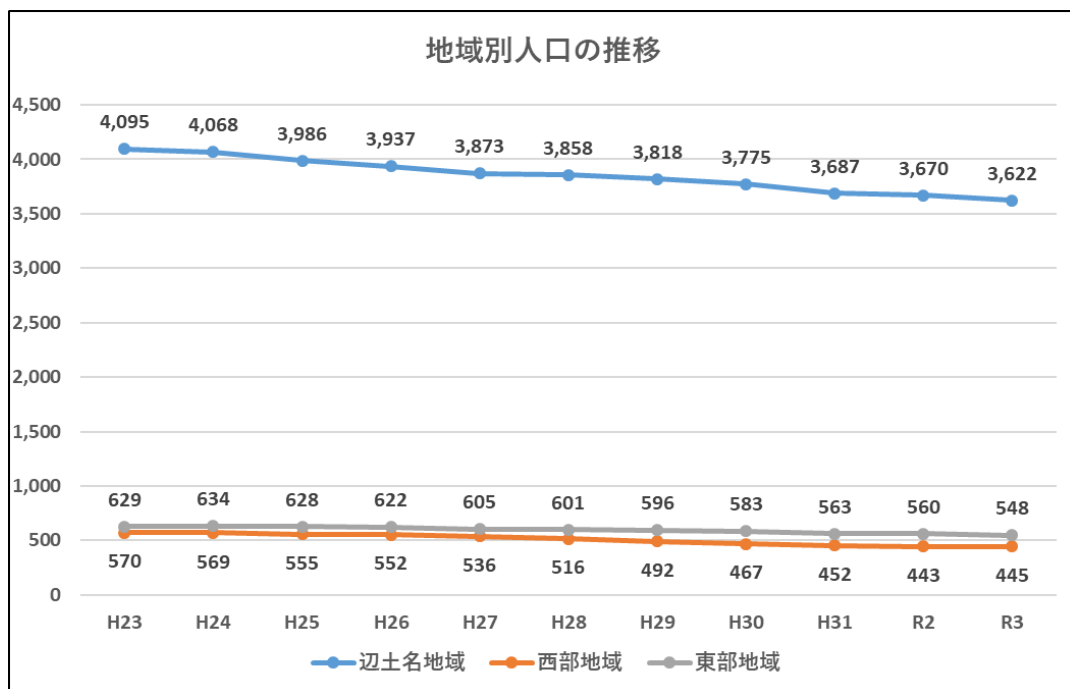


図7 地域別人口の推移

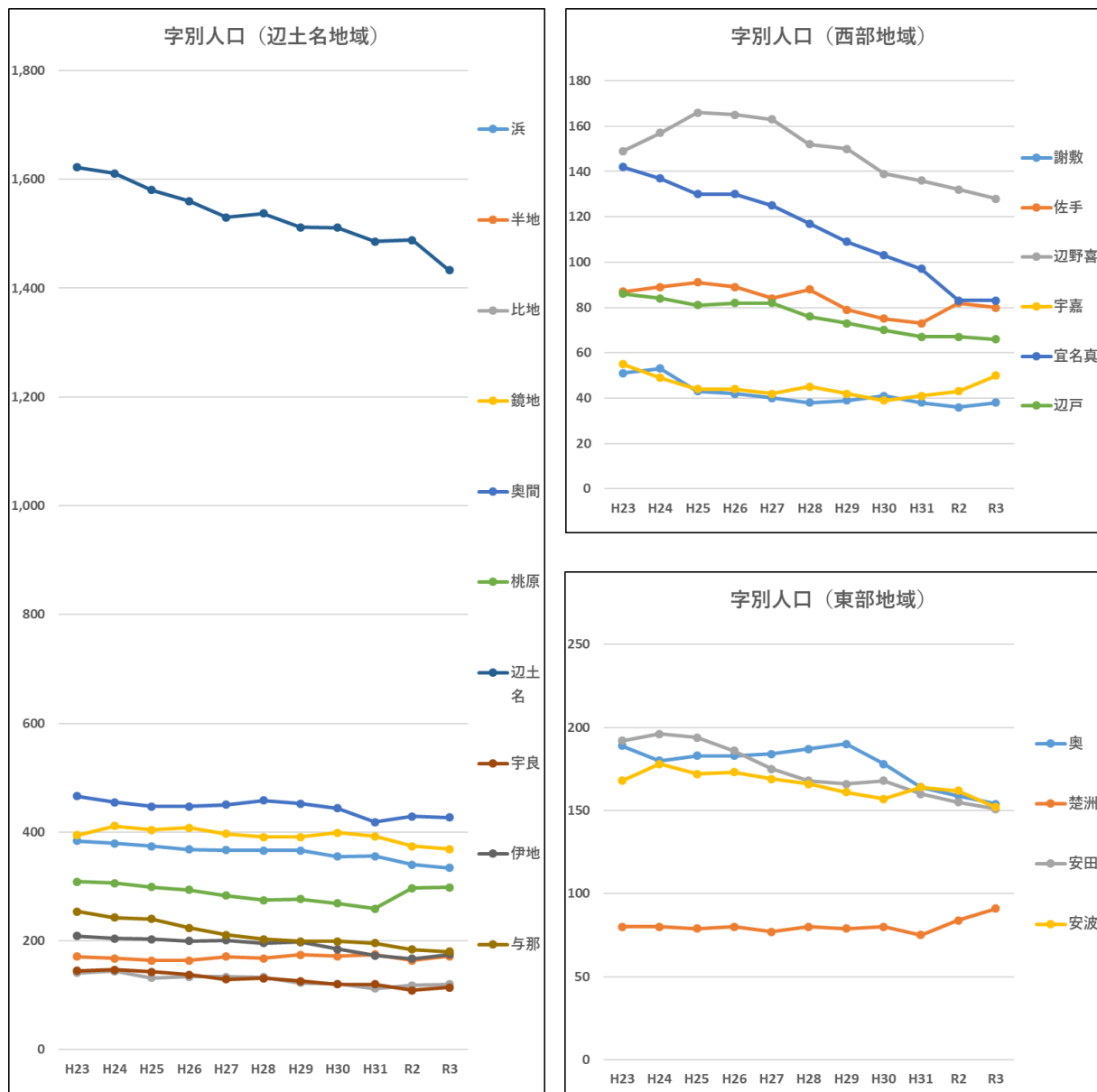


図 8 字別人口の推移

※考えられる人口増加の要因

- 桃原：団地の建設
- 楚洲：団地の建設
- 佐手：企業の従業員
- 宇嘉：空家対策事業

2 産業

(1) 就業者数の推移

平成 27 年の国勢調査によると 15 歳以上人口は 4,262 人で総人口の 86.8%を占め、そのうち就業者数は 2,266 人で、就業率は 53.2%となっています。

15 歳以上労働人口の推移のうち、就業者数の推移をみると、減少傾向となっており、完全失業率については、平成 7 年以降、急激に増加していますが、平成 27 年には 8.2%と減少しています。

平成 27 年の完全失業者の割合を 5 歳階級別にみると、20～24 歳で 14.7%と最も高く、次いで 60～64 歳の 8.5%となっています。完全失業率にすると、15～19 歳で 28.6%、20～24 歳で 18.8%と若年層の失業率が高い状況が伺えます。

表 5 就業者数の推移

(単位：人、%)

	H7	H12	H17	H22	H27	H27沖縄県
人口	6,015	5,825	5,546	5,188	4,908	1,433,566
15歳以上の人口	4,750	4,757	4,706	4,491	4,262	1,170,466
	79.0%	81.7%	84.9%	86.6%	86.8%	81.6%
総数	2,819	2,719	2,754	2,664	2,469	629,394
労働力人口比率	59.3%	57.2%	58.5%	59.4%	57.9%	53.8%
就業者数	2,675	2,544	2,468	2,336	2,266	589,634
就業率	56.3%	53.5%	52.4%	52.0%	53.2%	50.4%
完全失業者数	144	175	286	328	203	39,760
完全失業率	5.1%	6.4%	10.4%	12.3%	8.2%	6.3%
非労働力人口	1,924	2,037	1,952	1,824	1,793	398,505

労働力人口比率：15 歳以上の人口に占める「労働力人口の割合」

資料：国勢調査

就業率：15 歳以上の人口に占める「就業者」の割合

完全失業率：「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合

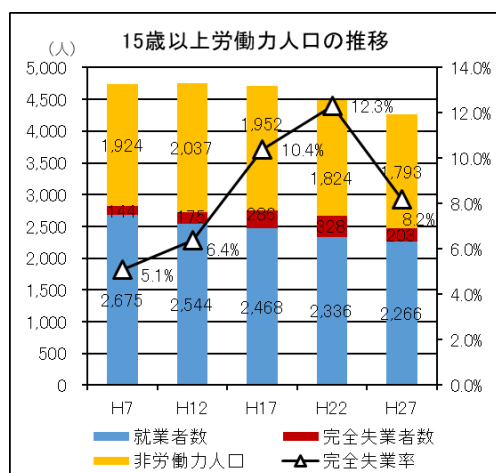


図 9 15 歳以上労働力人口の推移

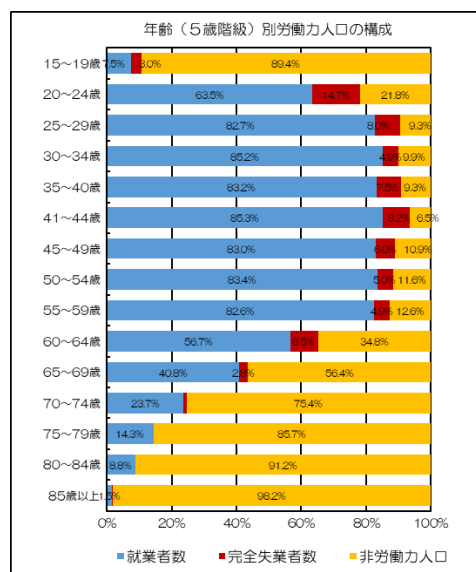


図 10 年齢別労働力人口の構成

(2) 就業構造

平成 27 年度国勢調査によると、三分類産業別就業者数の構成比は、第一次産業が 18.8%、第二次産業が 15.5%、第三次産業が 65.7%と、第三次産業が最も多く、調査毎に割合が増加しています。

平成 27 年の状況を沖縄県全体と比較すると、沖縄県では、第一次産業が 4.9%と割合が低いことに対し、本村の第一次産業は 18.8%と高い割合を示しています。

表 6 産業別就業者数の推移

(単位：人)

	H7		H12		H17		H22		H27		沖縄県H27	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	従業者数	構成比
農業	667	25.0%	505	19.9%	439	17.8%	397	17.1%	322	14.2%	23,772	4.4%
林業	30	1.1%	55	2.2%	36	1.5%	49	2.1%	47	2.1%	205	0.0%
水産業	41	1.5%	35	1.4%	42	1.7%	43	1.9%	55	2.4%	2,616	0.5%
第一次産業	738	27.6%	595	23.4%	517	21.0%	489	21.1%	424	18.8%	26,593	4.9%
鉱業	1	0.0%	18	0.7%	4	0.2%	0	0.0%	9	0.4%	254	0.0%
建設業	429	16.1%	430	16.9%	376	15.2%	260	11.2%	265	11.7%	52,335	9.7%
製造業	82	3.1%	61	2.4%	81	3.3%	64	2.8%	77	3.4%	28,919	5.3%
第二次産業	512	19.2%	509	20.0%	461	18.7%	324	14.0%	351	15.5%	81,508	15.1%
卸・小売業・飲食店	323	12.1%	369	14.5%	602	24.4%	606	26.2%	565	25.0%	127,821	23.6%
金融・保険	11	0.4%	9	0.4%	14	0.6%	10	0.4%	7	0.3%	11,034	2.0%
不動産業	1	0.0%	2	0.1%	2	0.1%	4	0.2%	5	0.2%	12,219	2.3%
運輸・通信業	71	2.7%	59	2.3%	54	2.2%	38	1.6%	42	1.9%	38,340	7.1%
電気・ガス・水道業	34	1.3%	11	0.4%	6	0.2%	0	0.0%	4	0.2%	3,223	0.6%
サービス業	823	30.8%	841	33.1%	663	26.9%	676	29.2%	700	31.0%	207,092	38.2%
公務	159	6.0%	149	5.9%	147	6.0%	169	7.3%	163	7.2%	33,605	6.2%
第三次産業	1,422	53.2%	1,440	56.6%	1,488	60.3%	1,503	64.9%	1,486	65.7%	433,334	80.0%
総数	2,672	100.0%	2,544	100.0%	2,466	100.0%	2,316	100.0%	2,261	100.0%	541,435	100.0%
分類不能の産業	3		-		2		7		5		48,199	

※総数に分類不能の産業は含まない

資料：総務省統計局「国勢調査」

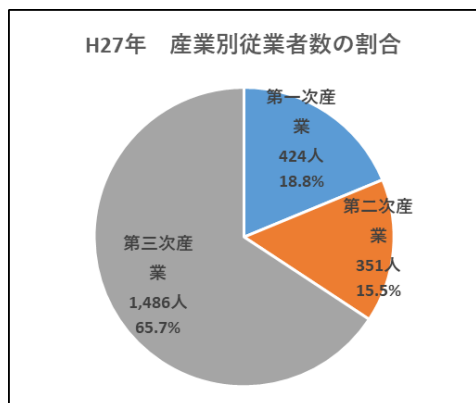


図 11 産業別従業者数の割合

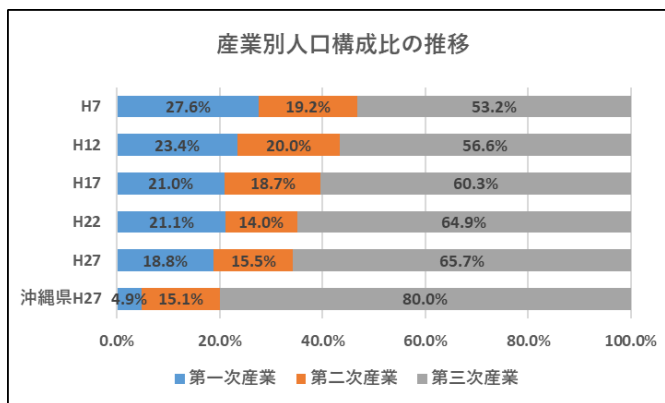


図 12 産業別人口構成比の推移

(3) 事業所数及び従業者数

平成 13 年の事業所数は 295 事業所でしたが、平成 28 年は 247 事業所と、平成 13 年よりも 50 事業所近く減少しています。

従業者数は、平成 13 年は 1,457 人で平成 28 年は 1,435 人となっており、20 名ほどの減少となっています。

平成 28 年の業種別の内訳をみると、卸・小売業が 125 事業所と最も多く、次いでサービス業が 51 事業所、建設業が 22 事業所と続いています。

従業者についても、卸・小売業が 637 人、サービス業が 300 人、建設業が 229 人と続いています。

表 7 産業別事業所数及び従業者数の推移

(単位：事業所人)

		H13	H18	H21	H24	H26	H28
農林水産業	事務所	2	10	16	12	13	13
	従業者	19	77	151	89	90	92
鉱業	事務所	-	-	-	-	-	-
	従業者	-	-	-	-	-	-
建設業	事務所	43	39	30	24	24	22
	従業者	402	342	225	255	236	229
製造業	事務所	17	18	18	16	20	18
	従業者	83	86	62	96	99	106
卸・小売業	事務所	148	148	141	133	127	125
	従業者	391	643	619	643	612	637
金融・保険業	事務所	1	1	1	1	1	2
	従業者	12	12	11	10	11	12
不動産業	事務所	8	9	11	10	11	10
	従業者	10	10	15	28	15	19
運輸通信業	事務所	7	8	10	9	7	6
	従業者	29	32	51	56	40	40
電気・ガス・水道 熱供給業	事務所	-	-	-	-	-	-
	従業者	-	-	-	-	-	-
サービス業	事務所	69	66	59	54	53	51
	従業者	511	385	320	308	303	300
総数	事務所	295	299	286	259	256	247
	従業者	1,457	1,587	1,454	1,485	1,406	1,435

資料：事業所・企業統計／経済センサス

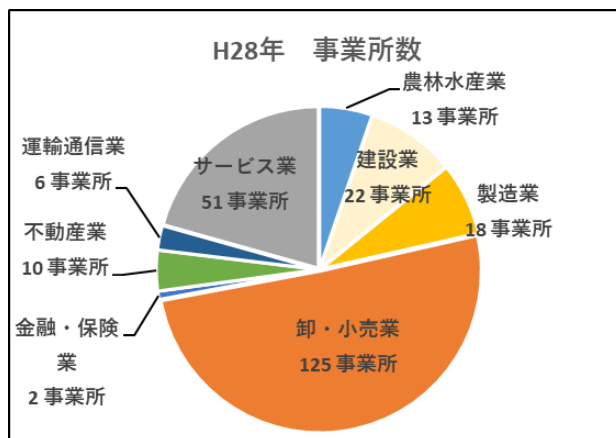


図 13 H28 年 事業所数

3 村民所得

「平成 30 年度沖縄県市町村村民所得」によれば、本村の平成 30 年度一人当たり村民所得は 2,342,000 円で、一人当たり県民所得 2,391,000 円の 98.0%であり、本村の一人当たり村民所得は近年増加しています。

本村の経済活動別総生産は、増減はあるものの増加傾向にあり、平成 30 年度には 138 億 5,600 万円に達し、近年では最も多くなっています。

村内総生産を産業 3 部門別にみると、平成 30 年度では、第三次産業が最も多く、全体の 53.7%を占め、次いで第二次産業が 31.2%、第一次産業が 15.1%となっています。

表 8 村民所得の推移

	一人当り 県民所得 (千円)	一人当 村民所得 (千円)	村民所得 (分配) (百万円)	国頭村 経済活動別総生産(百万円)						
				総額	第一次産業		第二次産業		第三次産業	
H18年度	2,025	1,742	9,568	12,800	1,813	14.2%	2,762	21.6%	8,225	64.3%
H19年度	2,004	1,755	9,533	12,660	2,256	17.8%	2,459	19.4%	7,945	62.8%
H20年度	1,933	1,708	9,102	12,945	2,153	16.6%	3,367	26.0%	7,425	57.4%
H21年度	1,947	1,720	9,036	12,711	2,173	17.1%	3,366	26.5%	7,172	56.4%
H22年度	1,976	1,772	9,194	12,372	2,342	18.9%	3,006	24.3%	7,024	56.8%
H23年度	1,982	1,748	8,986	12,922	1,884	14.6%	3,609	27.9%	7,429	57.5%
H24年度	1,972	1,790	9,149	11,903	1,991	16.7%	2,653	22.3%	7,259	61.0%
H25年度	2,054	1,813	9,091	11,333	1,810	16.0%	2,257	19.9%	7,266	64.1%
H26年度	2,057	1,861	9,223	12,058	1,940	16.1%	2,857	23.7%	7,261	60.2%
H27年度	2,191	1,976	9,698	13,334	1,798	13.5%	4,135	31.0%	7,401	55.5%
H28年度	2,313	2,215	10,803	12,296	2,293	18.6%	2,560	20.8%	7,443	60.5%
H29年度	2,347	2,244	10,787	13,660	2,183	16.0%	4,036	29.5%	7,441	54.5%
H30年度	2,391	2,342	10,981	13,856	2,090	15.1%	4,324	31.2%	7,442	53.7%

資料：平成 30 年度沖縄県市町村村民所得

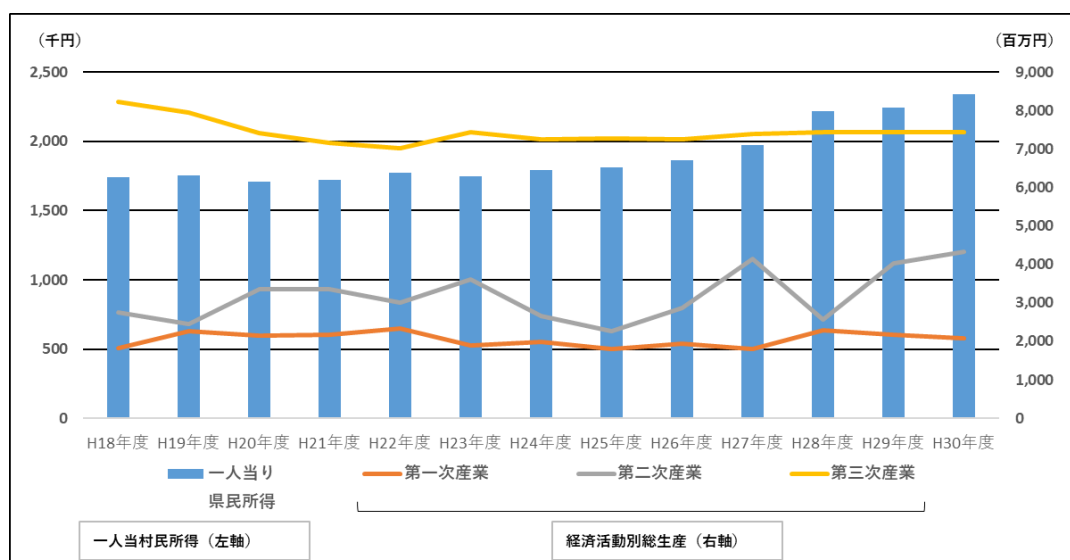


図 14 村民所得の推移

4 土地利用

(1) 土地利用の推移

平成 27 年の村全体面積は 19,480ha で、その内訳は農地が 333ha (1.7%)、森林が 16,429ha (84.3%)、原野等が 1,591ha (8.2%)、水面・河川・水路が 299ha (1.5%)、道路が 431ha (2.2%)、宅地が 95ha (0.5%)、その他(公共・公用施設、レクリエーション施設、耕作放棄地、米軍施設等)が 302ha (1.6%) となっています。

農地、森林、原野等の自然的土地利用が全体の 94.2%を占め、特に森林面積が村の面積の 84.3%を占めています。道路、宅地等の都市的土地利用は全体の 2.7%に限られています。

平成 17 年と平成 27 年の種別の面積を比較すると、自然的土地利用では、農用地が 253ha 減少、森林が 56ha 増加、原野が 50ha 増加となっており、都市的土地利用では、道路が 56ha、宅地が 1ha 増加しています。

耕作放棄地は、農業従事者の高齢化等により、平成 17 年に比べ、平成 27 年は 153ha と 60ha (64.5%) 増加しています。

表 9 土地利用の推移

利用区分	平成17年 2005	平成18年 2006	平成19年 2007	平成20年 2008	平成21年 2009	平成22年 2010	平成23年 2011	平成24年 2012	平成25年 2013	平成26年 2014	平成27年 2015		中間年次 令和4年 2022	目標年次 令和9年 2027
											ha	%		
農地	586	563	529	481	403	385	373	362	349	336	333	1.7%	326	320
森林	16,373	16,373	16,373	16,429	16,429	16,429	16,429	16,429	16,429	16,429	16,429	84.3%	16,428	16,428
国有林	3,931	3,931	3,931	3,949	3,949	3,949	3,949	3,949	3,949	3,949	3,949	20.3%	3,949	3,949
民有林	12,442	12,442	12,442	12,480	12,480	12,480	12,480	12,480	12,480	12,480	12,480	64.1%	12,479	12,479
原野等	1,541	1,536	1,553	1,534	1,592	1,591	1,591	1,590	1,591	1,591	1,591	8.2%	1,591	1,591
水面・河川・水路	299	299	299	299	299	299	299	299	299	299	299	1.5%	299	299
水面	193	193	193	193	193	193	193	193	193	193	193	1.0%	193	193
河川	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	0.5%	92	92
水路	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	0.1%	14	14
道路	375	377	379	379	387	396	404	413	422	431	431	2.2%	433	436
一般道路	241	241	240	240	240	240	240	241	241	242	242	1.2%	244	247
農道	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	0.2%	33	33
林道	101	103	106	106	114	123	131	139	148	156	156	0.8%	156	156
宅地	94	95	95	95	96	96	96	95	95	95	95	0.5%	97	100
住宅地	76	77	77	77	78	79	78	79	78	78	79	0.4%	81	84
工業用地	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	0.0%	6	6
その他の宅地	12	12	12	12	12	11	12	10	11	11	10	0.1%	10	10
その他	212	237	252	263	274	284	288	291	295	299	302	1.6%	306	306
米軍施設・区域	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	0.3%	55	55
耕作放棄地	93	103	112	122	131	141	143	146	148	151	153	0.8%	153	153
レクリエーション施設	29	38	42	43	44	45	47	48	49	50	51	0.3%	53	53
公共・公用地	35	41	43	43	43	43	43	43	43	43	43	0.2%	45	45
合計	19,480	19,480	19,480	19,480	19,480	19,480	19,480	19,480	19,480	19,480	19,480	100.0%	19,480	19,480

資料：国頭村第四次国土利用計画

(2) 土地利用規制の状況

本村の土地利用規制の状況をみると、農業振興地域が 8,275ha、農用地区域は 3,749ha となっています。

沖縄県土地利用規制現況図説明書（令和 3 年 3 月）による森林地域面積は 16,441ha で村域の 8 割以上が指定されており、村の東側にまとまって国有林 3,957ha があり、その他の地域は、民有林 12,484ha となっています。

自然公園地域としては、本村をはじめ、大宜味村、東村の森林地域を主として平成 28 年 9 月 15 日にやんばる国立公園として指定されました。その後、北部訓練場跡地の編入等を経て陸域 13,279ha が指定されています。

辺戸岳、辺野喜川上流部、脊梁山地、伊部岳、東部地域、与那川上流部、与那覇岳が特別保護地区（2,327ha）、その周辺を中心とした脊梁山地と連続した第 1 種特別地域（3,333ha）、第 2 種特別地域（3,008ha）となっています。第 3 種特別地域（3,699ha）第 1 種特別地域と第 2 種特別地域に隣接し、リュウキュウマツの人工林を中心とする森林が広がっています。普通地域（912ha）は集落付近に位置しています。

表 10 土地利用法規制現況

（単位：ha）

	当初指定年	当初面積	面積	備考
農業振興地域	S51.10	8,232	8,275	
農用地区域	S51.10	3,297	3,749	
森林	国有林	S47	4,277	3,957
保安林	(S54)	(3,053)	959	現状の面積は民有保安林の面積
自然公園地域		12,506	13,797	
沖縄海岸国定公園	S47.5	2,238	518	
特別地域	S47.5	1,316	183	
特別保護地区	S47.5	422	—	
普通地域	S47.5	476	335	海域除く
やんばる国立公園	H29.9	10,268	13,279	
特別地域	H29.9	8,595	10,040	
特別保護地区	H29.9	786	2,327	
普通地域	H29.9	887	912	海域除く
砂防指定地	S47.11	76.7	115.64	
地すべり防止区域	S58.3	11.2	53.35	
鳥獣保護区特別保護地区	S40.6	406.0	331	
海岸保全区域	S44～	83.9	84.6	水産庁主管海岸保全区域を除く
港湾区域	S53.9	73.0	73.0	奥港
港湾隣接地域	S59.6	1.09	1.09	奥港
臨港地区	H20.3	1.5	1.5	奥港臨港地区
漁港区域	S45.7	16.0	375.0	辺土名漁港、宜名真漁港、安田漁港、国頭浜漁港

資料：沖縄県土地利用規制現況図説明書（令和 3 年 3 月）
やんばる国立公園指定書及び公園計画書（平成 28 年 9 月）

表 11 農業振興地域及び農用地区域の指定状況

(単位：ha)

農業振興地域の範囲	農業振興 地域	農用地 区域
国頭村のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域、自然公園法の特別保護地区(やんばる国立公園)並びに規模の大きな森林等を除いた区域	8,275	3,749

資料：沖縄県土地利用規制現況図説明書（令和３年３月）

表 12 森林地域、国有林、民有林の指定状況

(単位：ha)

森林地域 面積	林野庁所管 国有林	民有林			
		小計	県有林	市町村 有林	私有林
16,441	3,957	12,484	3,352	5,562	3,570

資料：沖縄県土地利用規制現況図説明書（令和３年３月）

表 13 民有保安林面積

(単位：ha)

水源 かん養 保安林	土砂流 出予備 保安林	土砂崩 壊防備 保安林	防風 保安林	水害 防備 保安林	潮害 防備 保安林	干害 防備 保安林	落石 防止 保安林	魚つき 保安林	航行 目標 保安林	保健 保安林	風致 保安林	計
588	202	92	30	—	47	—	—	—	—	—	—	959

資料：沖縄県土地利用規制現況図説明書（令和３年３月）

表 14 自然公園面積

(単位：ha)

特別保護地区 (陸域)	特別地域 (陸域)	海中公園 (海域)	普通地域		合計		公園名	指定年月日	変更年月日
			(陸域)	(海域)	(陸域)	(海域)			
2,327	10,040	—	912	3,670	13,279	3,670	やんばる国立公園	平成28.9.15	令和2.2.26
0	183	—	335	10,859	518	10,859	沖縄海岸国定公園	昭和47.5.15	平成28.9.15

※海域は国の所有に属する公有水面であるため、自然公園に係る面積を示している。

資料：環境省

表 15 鳥獣保護区特別保護地区の指定状況

(単位：ha)

種別	保護区の名称	所在地	指定面積		指定期間 (存続期間)	管理者	設立別
			(鳥獣保護区)	(特別保護地区)			
希少鳥獣生息地	やんばる(安田)	国頭村	1,279	220	平成21.11.1～令和11.10.31	国	国
	やんばる(安波)	国頭村	465	—	平成21.11.1～令和11.10.31	国	沖縄県
	西銘岳	国頭村	84	30	平成27.11.1～令和17.10.31	沖縄県	沖縄県
	佐手	国頭村	158	58	平成27.11.1～令和17.10.31	沖縄県	沖縄県
	与那覇岳	国頭村	666	23	平成27.11.1～令和17.10.31	沖縄県	沖縄県

資料：沖縄県自然保護課

(3) 土地利用計画

本村は、令和 2 年 3 月に「第四次国頭村国土利用計画」を定め以下の目標を掲げています。

基準年次：平成 27 年（2015 年）

目標年次：令和 9 年（2027 年）

目標人口：5,000 人

■地域区分

地域名	地域の構成
辺土名地域	浜・半地・比地・鏡地・奥間・桃原・辺土名・宇良・伊地・与那
西部地域	謝敷・佐手・辺野喜・宇嘉・宜名真・辺戸
東部地域	奥・楚洲・安田・安波

①辺土名地域

辺土名地域は、村土の約 27.6%にあたる約 5,370ha を占め、浜、半地、比地、鏡地、奥間、桃原、辺土名、宇良、伊地、与那の 10 の字で構成される地域です。

本地域は本村の中心地であり、役場庁舎をはじめとする公共・公用施設や商業施設、事業所等が立地し、市街地を形成しています。

今後、人口の増加、産業集積の拡大等が予想されることから、計画的な市街地の拡大・整備を図るものとし、市街地内の農地や空き地は住宅地として有効利用を図るとともに、公共・公用施設、生活関連施設等の整備を図ります。

特に中心市街地の整備については、村の顔となる中心拠点の形成を図ります。

また、本地域は、オクマプライベートビーチ&リゾートを有する県下でも有数のリゾート地であり、このリゾートと連続し、一体的な利用が図れる「道の駅ゆいゆい国頭」をはじめ、「くいなエコ・スポレク公園」、「比地キャンプ場等施設」との連携や観光客等の中心市街地への誘導を図り、西部・東部地域との連携強化を推進し、本村観光リゾートの拠点形成を図ります。

農地については、優良農地の確保を図るとともに、整備されたほ場の有効利用、野菜・飼料用作物（牧草）の導入等を促進し、農業生産性の向上に努めます。山間部に点在する農地は、集団化による有効利用を促進するとともに、レクリエーション用地等への転換を検討します。

辺土名漁港については、定置網漁を中心とした水産業の振興に加え、漁業体験を通じた観光振興を図ります。

②西部地域

西部地域は、村土の約 24.0%にあたる約 4,667ha を占め、謝敷、佐手、辺野喜、宇嘉、宜名真、辺戸の 6 つの字で構成される地域です。

本地域は西海岸北側に位置し、東シナ海に面しています。海岸線及びその地先海域は沖縄海岸国定公園に指定されている景勝の地となっています。

丘陵地が海岸線に迫ることから平坦地に乏しく、狭い平坦地に集落が立地しており、農地の大部分が丘陵地に位置しています。そのため、これまで丘陵地において農地開発等が進められてき

ました。

一方、従来から山間地に点在する農地については、耕作放棄地もみられており、農地の集団化、複合経営の推進、農業基盤整備等により、生産性の向上に努めます。

海岸については、観光リゾート資源として積極的な活用を図るものとし、特に辺戸岬については全県的レクリエーション拠点としての整備を促進し、大石林山や辺戸岬一帯の観光施設と東部地域に繋がるネットワークの形成も図ります。

宜名真漁港については、水産業の振興策としての整備のみならず、ブルー・ツーリズムなど海域レクリエーションの拠点としての整備を促進します。

辺野喜ダム周辺は、森林地域、水面等との調和に配慮しつつ、森林レクリエーションゾーンとしての整備を図ります。

③東部地域

東部地域は、村土の約 48.5%にあたる約 9,443ha を占め、奥、楚洲、安田、安波の 4 つの字で構成される地域です。

本地域は太平洋側に位置し、集落は海岸部のわずかな低地に分布しています。

農地については、これまで、安波・安田両地区で農地開発事業、楚洲・奥地区で畜産基地が整備されてきた一方、高齢化や担い手不足等の課題が残されています。課題解決に向けて、今後とも農地の保全・整備に努めるとともに、果樹類・飼料用作物（牧草）・畜産等の複合経営を推進します。

水産業については、安田漁港を拠点として定置網が整備され、観光レクリエーションと連携した事業を展開します。さらに、合理的な流通経路の確保が特に望まれることから道路網の整備を図ります。

森林業については、本村が木材拠点産地に認定されているなど、本県の木材生産業の中心拠点でもあるため、貴重な自然環境に配慮しながら、レクリエーション機能等としての活用を図るとともに、本村の重要な産業として森林施業を計画的に推進します。

観光リゾート面では、海浜、河川・ダム等の観光リゾート資源を有しています。近年、ヤンバルクイナ生態展示学習施設、くいなパークゴルフ場、環境教育センター「やんばる学びの森」等が整備されており、更なる観光振興を促進するため、辺土名・西部地域の各拠点のネットワークの形成を図るとともに、周辺環境の整備もあわせて行い、グリーン・ブルー・ツーリズムの推進を図ります。

また、奥港・安田漁港をはじめとする施設内においては、観光と連携した水産振興に資する展開を推進します。

(4) 土地利用構想図

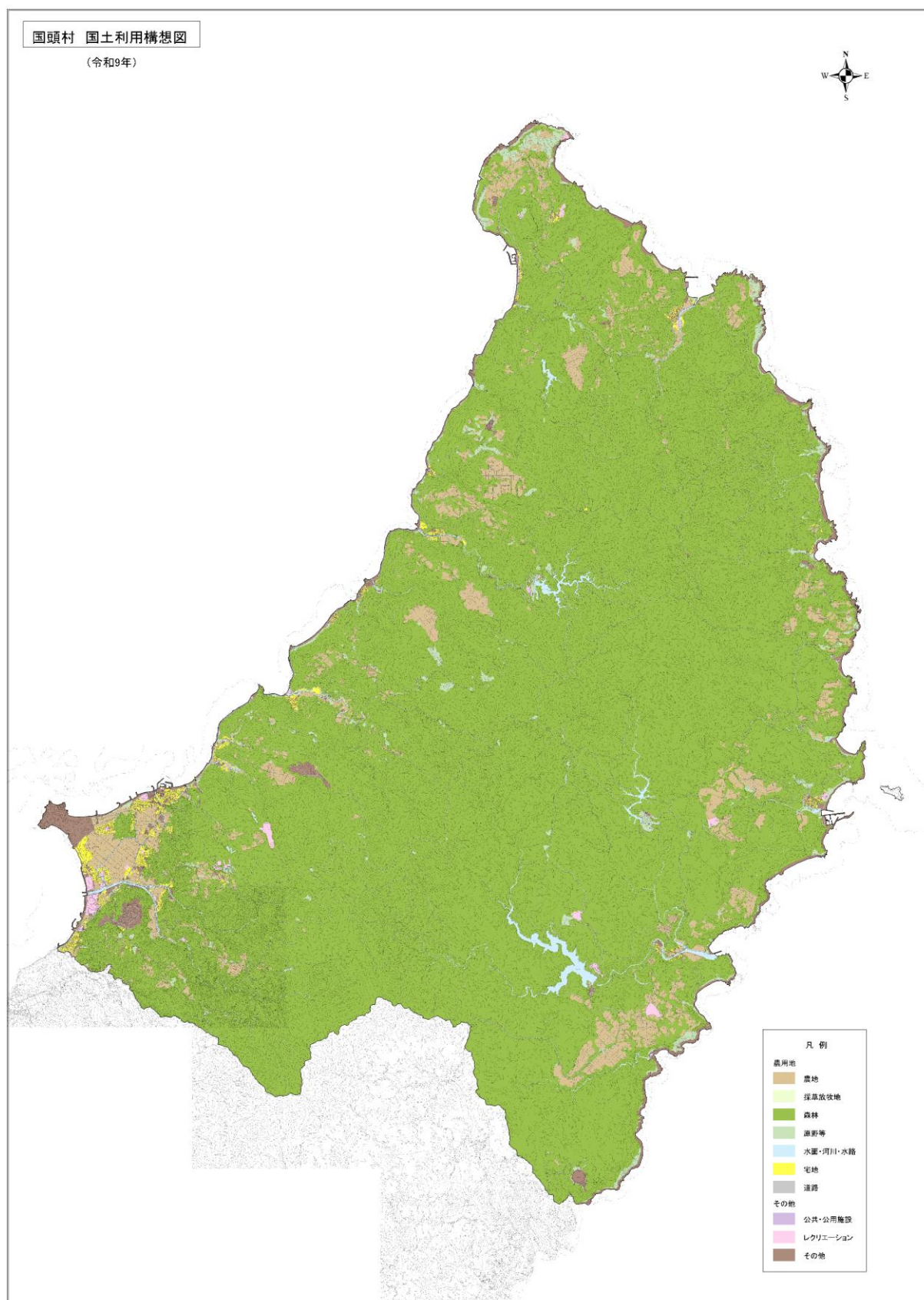


図 15 国頭村国土利用構想図

基本計画



やんばる学びの森

第五章 基本計画の構成

1 計画の体系

基本計画は、基本構想に立脚して、むらづくりの基本理念に対応する各部門の「現況と課題」を整理し、それに対応する「施策の方針」及び「施策の展開」を提示します。

将来像

基本目標

施策の方針

施策の展開

1. 自然を愛し活かした、
豊かで活力あるむらづくり

(1)農業の振興

(2)森林業の振興

(3)水産業の振興

(4)商工業の振興

(5)観光・リゾートの振興

①生産基盤の充実②農業経営の安定化③持続可能な農業の推進④生産体制・人材の強化

①公益機能の発揮②林業経営の安定③森林資源のレクリエーション利用④森林セラピーの推進⑤森林ツーリズムの推進

①漁業環境の整備②持続可能な漁業振興のための水産資源の維持・管理③漁業経営の安定化

①商業の振興②工業の振興

①地域資源の保全及び活用②滞在・体験型観光地の形成③地域経済への波及④国頭村の新たな観光コンテンツの創出

2. 花と緑に包まれた、
優しい美らむらづくり

(1)土地利用の方針

(2)拠点地区及び集落の整備

①自然維持エリア②自然エリア③農業エリア④商業エリア

①拠点地区の形成②集落の整備③村営住宅の維持管理④所有者不明土地の早期解決⑤宅地分譲の検討

3. きまりを守り、
快適で住みよいむらづくり

(1)環境共生型の空間づくり

(2)道路・交通体系

(3)公園緑地の整備

(4)地域の防災・防犯対策

(5)情報通信網の整備

①自然環境の保全②衛生環境の対策

①道路の整備②公共交通の確保

①公園の整備②公園の活用③沿道緑化の推進

①消防・地域防災②防犯・交通安全

①情報通信の利活用

4. 夢と希望を育む、
教育・文化の光るむらづくり

(1)学校教育の充実

(2)生涯学習の充実

(3)青少年の健全育成

(4)文化の振興

(5)スポーツの振興

(6)誰もが自分らしく活躍できる社会の形成

(7)国立自然史博物館の誘致

①教育環境の向上②教育内容の向上③環境教育の充実

①生涯学習内容の充実②推進体制の確立③基盤整備の推進

①地域環境の整備②教育環境の充実

①文化財の保護継承②新しい文化の振興

①施設の整備・利活用②活動の普及・促進

①社会参画の促進

①国立自然史博物館の誘致に向けた取り組み

5. 水とエネルギーに感謝し、
資源を大切にすむらづくり

(1)簡易水道の経営及び整備

(2)環境保護と基盤整備

(3)再生可能エネルギーの活用

①簡易水道の経営及び整備②新規水源の開発③簡易水道事業の広域化及び公営企業化

①廃棄物処理・排水処理②環境対策

①再生可能エネルギーの活用と省エネルギー化の促進

6. うるおいとやすらぎのある、
健康で安全なむらづくり

(1)老人福祉の充実

(2)児童・母子福祉の充実

(3)心身障がい者(児)福祉の充実

(4)保健・医療の充実

(5)地域コミュニティの醸成

①老人福祉サービスの充実②生きがいづくり

①児童・母子福祉サービスの充実

①心身障がい者(児)福祉サービスの充実②地域と関係機関との連携

①保健・医療②国民年金・国民健康保険

①推進体制の確立

地域別構想

辺土名地域

西部地域

東部地域

①適正な河川維持管理②集落内排水路整備・合併浄化槽普及③生活道路安全性確保④辺土名川整備活用⑤優良農地確保⑥産業連携と企業誘致⑦農地・空き地・空家活用⑧村営住宅適正管理⑨中心拠点形成⑩未利用地有効利用⑪快適な道路環境⑫くいなエコ・スポレク公園の活用⑬トレイルランニング大会継続⑭集落基盤整備⑮環境負荷軽減⑯伝統行事⑰農林水産業活性化⑱遊具公園の整備の検討⑲民泊

①後継者育成②福祉サービスの充実③農地・空き地・空家活用④移住・定住促進住宅⑤村営団地長寿命化⑥歴史・文化資源活用⑦集落内安全確保⑧河川維持管理⑨生活道路安全性確保⑩防災対策⑪農業基盤整備⑫辺戸岬・宜名真漁港の活用⑬辺戸岬集客施策の検討⑭未利用地有効利用⑮土砂崩れ対策

①緊急時の対策②農地・空き地・空家活用③移住・定住促進住宅④村営団地長寿命化⑤楚洲あさひの丘活用⑥携帯電話不感地帯解消⑦農地・畜産基地活用⑧農産物の活用⑨滞在交流施設有効活用⑩北部訓練場跡地の適正利用⑪若者の定住促進⑫観光拠点施設有効利用⑬ヤンバルクイナ生態展示学習施設の活用⑭東部周遊拠点の活用⑮ロードキルの防止

計画実現のための推進方策

村民参画によるむらづくり

行政運営の確立

広域行政の展開

財政運営の確立

①広報・広聴活動の強化②村民参加の拡充

①行政運営の合理化②行政運営の効率化③人材育成・資質向上・意識改革

①広域協力体制の確立②広域的施策の検討

①財源の確保②財政運営の効率化

「森と水とやすらぎの里
ぐにがみ」

第六章 基本計画の方向

基本目標①

自然を愛し活かした、 豊かで活力あるむらづくり



本村は、竹富町、石垣市、名護市、宮古島市に次いで5番目に面積の広い村です。やんばるの森にはイタジイなど常緑広葉樹が広く分布し、ヤンバルクイナを代表に、世界でもここにしかない固有種が多く生息しています。生物の多様性を生み出す森の豊かさ、希少な動植物の多さ、森からつながるきらきらと光り輝く河川、そして眼下に広がる青い海、それらが一体となりやんばる最大の魅力となっています。この豊かな自然に囲まれて、村民が主役となり笑顔でやすらぎをもって暮らせる『自然を愛し活かした、豊かで活力あるむらづくり』を行います。

村の活力を高めるには、農業、森林業、水産業、商工業、観光・リゾートなど各産業が連携を図りながら、関係人口・交流人口の増加や各産業を支える人材の確保が必要です。

世界自然遺産登録地域の恵まれた自然と知名度を活かしたエコツーリズム、修学旅行生などの民泊など第三次産業での取り組みの強化、近年の余暇活動の自然志向化を取り込んだアウトドア活動の産業化、星空観察など新たなアクティビティや、リゾートウエディング、ワーケーション等の開発が望まれ、関係団体や事業者と協力・連携します。これらを第一次産業や第二次産業と連携させた第6次産業の展開を図り、新たな雇用の場の創出を行うなど本村の新しい時代に応じた活力あるむらづくりを推進します。

（１）農業の振興

■基本構想と施策の方針

農業は、本村の大切な基幹産業であり、タンカンやマンゴー等の果樹や、小ギク等の花卉、サトウキビやパイナップルなどの生産基盤の整備を進めてまいりました。

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足による農地の遊休化、農業従事者のニーズの多様化等に課題があります。

また、実際に就農希望者がいるものの、農地の取得や住む場所の確保など、本村での生活をスタートするために解決しなければならない大きな課題があります。

これらの課題を解決するためには、遊休農地の解消・活用方法の検討を引き続き行うとともに、生産品目の多様化や、他の仕事を行いながら農業を行う兼業農家など、多様化した農業へのニーズに対応した施策を行う必要があります。

土地改良事業を実施し、期間経過後に耕作放棄地となった畑の再生方法を検討する必要がありますが、まとまった規模であるため、個人の力で農地を再生するのは難しい状況です。

就農希望者がどのような規模の農業を行いたいのか、個人のニーズを把握してマッチングを図る必要があります。その際には住むところも課題となることから、住宅施策とも連携した取り組みが必要です。

さらに、本村ならではの自然と調和した農業を推進し、他産業と連携した特産品開発を行い、職業としての農業を魅力あるものにするために農家の所得向上を促進します。

畜産業については、豚や牛の生産拡大、生産基盤の整備拡充や経営体質の強化等を促進してまいりました。今後も優良畜種の導入や畜産技術の向上を図るとともに、畜産糞尿等の循環利用を促進するなど、CO₂の削減や環境に配慮した持続可能な畜産業の展開を図ります。

■現況と課題

耕作放棄地の発生防止、必要な施設整備等の取り組みへの総合的な支援の他、農業の機械化による規模拡大や農業経営の効率化・合理化の他、イベント、インターネット等を通じた販路拡大、地産地消協議会を立ち上げ地元の消費増大等を展開してきました。その間令和２年まで再生農地面積は107haを達成しました。

その他、有害鳥獣対策で防鳥ネット等の整備や、有害鳥獣の買い取りの他、パイナップル種苗の補助等、農家の生産意欲向上を図っています。

一方、農業後継者育成のための就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を目指していますが定着が伸びず、更なる取り組みが必要となっています。

畜産のブランド化の推進のため、子牛生産奨励金、家畜人工授精料補助、優良精液利用促進事業を行いました。ブランド牛基盤づくり支援事業は令和２年度で終了しました。今後も引き続き経営安定化を含めた繁殖生産基盤の拡充、強化を図る必要があります。

■施策の体系



■施策の展開

①生産基盤の充実

内容（具体策）
●耕作放棄地の発生防止と再生・利用及び農地の集積 - 農業委員、推進委員及び関係機関と連携し、遊休農地等の情報共有、当該農地を解消し、農地の集積・集約を農家及び関係機関等と共有することで、生産基盤の充実を図ります。 - 遊休地の解消及び農業従業者の増加を図るため、土地改良地区などの活用により、耕作放棄地の発生防止と再生・利用及び農地の集積に向けた取り組みを促進します。 - 大規模な耕作放棄地に関しては、個人で再生することが難しいため、再生方法を検討します。 ●農業の近代化の推進 - 関係機関と連携しながら、栽培施設等整備や農業機械などの導入を今後も継続し、農業の

近代化を推進し、収益性の高い農産物の生産に努めます。

●土地基盤の整備

- ・排水対策や勾配修正、赤土流出防止など、地域の実情に応じた土地基盤の整備に努めます。
- ・粉塵による作物への被害及び荷痛みの防止のため、砂利道をアスファルト舗装し、生産基盤の充実を図ります。農家要望の取りまとめと合意形成を行い、事業化に向けて取り組み、舗装率の向上を目指します。

②農業経営の安定化

内容（具体策）
●販路の確保・価格安定及び販売強化 ・本村の特産品の販売促進を行い県内での認知度向上を図るとともに、販売販路を確保し農家の経営安定を図ります。 ・関係機関と連携し、販売促進イベントから定期販売への移行を推進します。 ・ふれあいセンター内に設置されている国頭村特産品加工施設のPR・利用促進を図り、付加価値を高めた加工品の開発を支援していきます。 ・6次産業化に関しては、商品開発・販売までを行うため、東部周遊拠点施設及び関係機関と連携して推進します。 ●新たな販路の拡大 ・道の駅などの各観光施設と連携し新たな販路先の確保に努めるとともに、農業協同組合や花卉組合への出荷のみだけでなく、インターネットを活用した新たな販路の確保を検討します。 ・国頭村物産センターにおいて、ふるさと納税代行業務と、インターネットで特産品の販売体制が確立しました。引き続き、国頭村物産センターと農家が連携した販売拡大を促進します。 ・新たな販路としてやんばるパイナップルの丘・安波の活用を促進します。 ・友好交流のある茨城県境町や鳥取県岩美町との物産交流等を更に推進します。 ●地産地消の推進 ・地元農作物を地元消費者に供給し、地元消費を増やすことに計画的・持続的に取り組み、農家の経営安定を図ります。 ●ブランド化の推進 ・安心・安全や世界自然遺産の認知度も活用し、ブランド化を戦略的に促進します。 ・優良種苗植え付け助成を行うことで、戦略的な特産品の育成と農業経営の安定化を図ります。 ●畜産経営の安定化の推進 ・畜産のブランド化の推進及び畜産経営の安定化に努めます。 ●体験・滞在・交流型観光の展開 ・農業体験事業が農家の所得向上に繋がるよう農家の受け入れ等支援や農家のノウハウの蓄

積を図ります。

●鳥獣被害対策の実施

- ・有害鳥獣による被害防止のため、防除施設の導入を継続するとともに、捕獲の効率を上げる取り組みを検討します。

③持続可能な農業の推進

内容（具体策）
●有機資源の循環利用 ・畜産糞尿を適切に畑地へ還元する等、有機資源の循環利用を推進します。 ・化学肥料から有機肥料へ転換し、社会環境の保全を図ります。 ●自然環境に配慮した農業の推進 ・自然環境に配慮した農業の啓発を実施し、地域自然環境の保全を図ります。 ・自然型農業の実現可能なルール作りと認定制度の検討を行います。

④生産体制・人材の強化

内容（具体策）
●農業後継者の育成 ・農業経営を後継者へ引き継ぐための育成支援を行います。 ・青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図ります。 ・関係機関と連携し、青年就農者の情報等を共有し、農業経営者として定着できるよう支援を行います。 ●農業経営企業の誘致 ・新規雇用創出のため、他産業とタイアップした農業経営を行える企業の誘致を図ります。 ●新規就農者の支援 ・新規就農者へ、機械や施設の導入及び経営資金の助成等、新規就農者育成のための支援を行います。

【基本データ】

表 16 農業の推移

	H12	H17	H22	H27	H17/H12	H22/H17	H27/H22	H27/H12
総人口(国調)	5,825	5,546	5,188	4,908	▲ 4.8	▲ 6.5	▲ 5.4	▲ 15.7
総世帯数(国調)	2,104	2,145	2,114	2,061	1.9	▲ 1.4	▲ 2.5	▲ 2.0
販売農家数(戸)	315	281	261	232	▲ 10.8	▲ 7.1	▲ 11.1	▲ 26.3
専業農家	162	139	143	126	▲ 14.2	2.9	▲ 11.9	▲ 22.2
兼業農家	153	142	118	106	▲ 7.2	▲ 16.9	▲ 10.2	▲ 30.7
1種兼業	66	43	22	18	▲ 34.8	▲ 48.8	▲ 18.2	▲ 72.7
2種兼業	87	99	96	88	13.8	▲ 3.0	▲ 8.3	1.1
販売農家人口(人)	564	833	675	576	47.7	▲ 19.0	▲ 14.7	2.1
経営耕地面積(ha)	404.4	407.4	381.2	320.0	0.7	▲ 6.4	▲ 16.1	▲ 20.9
田	0.6	9.1	7.7	5.0	1,416.7	▲ 15.4	▲ 35.1	733.3
畑	246.6	216.8	227.2	189.0	▲ 12.1	4.8	▲ 16.8	▲ 23.4
樹園地	157.2	181.5	146.3	126.0	15.5	▲ 19.4	▲ 13.9	▲ 19.8
一戸当耕地面積(ha/戸)	1.28	1.45	1.46	1.38	12.9	0.7	▲ 5.6	7.4
作付面積(a)	21,233	13,799	x	20,600+x	▲ 35.0	-	-	-
さとうきび	6,949	6,571	14,710	8,911	▲ 5.4	123.9	▲ 39.4	28.2
稲	29.0	x	x	x	-	-	-	-
雑穀	238	193	-	-	▲ 18.9	-	-	-
野菜類	1,153	2,404	1,217	x	108.5	▲ 49.4	-	-
いも類	599	893	x	x	49.1	-	-	-
豆類	67	-	-	x	-	-	-	-
花卉類	9,048	2,221	x	x	▲ 75.5	-	-	-
肥料用作物								
その他	3,150	1,134	x	0	▲ 64.0	-	-	-
果樹								
パインアップル(a)	8,577	7,451+x	4,796	5,007	-	-	4.4	▲ 41.6
ミカン類(a)	6,133	8,701+x	5,840	5,950	-	-	1.9	▲ 3.0
その他(a)	290	1,850	550	1,017	537.9	▲ 70.3	84.9	250.7
畜産飼養頭羽数	16,460	26,722	29,718	29,655	62.3	11.2	▲ 0.2	80.2
肉用牛(頭)	1,453	1,028	846	496	▲ 29.2	▲ 17.7	▲ 41.4	▲ 65.9
乳用牛(頭)	67	385	x	-	474.6	-	-	-
豚(頭)	14,940	25,270	28,872	29,159	69.1	14.3	1.0	95.2
やぎ(頭)		39			-	-	-	-
にわとり(羽)	-	x	-	-	-	-	-	-
ブロイラー(羽)	-	-	-	-	-	-	-	-

※「x」：秘密保護上数値を公表しないもの

資料：国勢調査／農業センサス

※「O」：単位に満たないもの

※「-」：実在しないもの

（２）森林業の振興

■基本構想と施策の方針

本村は森林面積が村土の約８割を占め、豊かな自然が残る地域であり、国際的にも重要な地域として認識されています。その自然は「手つかず」ではなく、これまでの人間活動との関わりにおいて存在しています。

国頭村森林組合と村の活動は、今後森を守る役割がより一層重視されます。やんばる国立公園の地種区分の指定、世界自然遺産登録を受けて、施業できる活動範囲は減少しています。

そのため、国頭村森林組合では、造林事業、密猟を防ぐための森林パトロール、外来種の駆除のほかに、加工木工品やオガコなどの生産販売と、有用樹育成など森林環境の保全形成をはじめ、組合に新たな事業展開を支援する必要があります。

村内には木工職人を養成し、技術の習得をする中、本村の木を素材にして国頭らしい製品を持続的に制作できる環境づくりを支援します。

世界自然遺産登録により、林業の形も変化することから、環境にやさしい伐採が行える機材の導入など、県事業も視野に入れながら支援していく必要があります。

森を守り育てる本村の林業は、森を適正に利用し再生保全・維持管理を行う公益的な役割を果たしており、自然環境保全やSDGsにもつながっています。

また、平成31（2019）年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」（令和6（2024）年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元（2019）年度から譲与）が創設されました。本村でも「森林整備及びその促進に関する費用」として積極的に活用していきます。

■現況と課題

公益的機能強化の造林事業の実施をはじめ、森林機能維持・保全のための林道除草作業、高性能林業機械導入による林業経営の安定化を図っています。

森林の有する水源のかん養等の公益機能の重要性が高まっていることから、人工造林の除間伐等、森林の保全整備を積極的に実施する他、林道除草事業等、森林の維持保全とともに、固有動植物の希少種に配慮し、天然力を活用した適切な施業を維持していくことが重要です。

また、森林公園内で森林レクリエーションを図るため、おもちゃ美術館開設による利用者増加を図っていますが、更なる利用増加の改善策を図る必要があります。

森林ツーリズムの推進においては、ガイド認証制度を創設し、認証講習会やスキルアップ講習会等を開催し、エコツアーガイドの認証及び普及啓発を行いました。

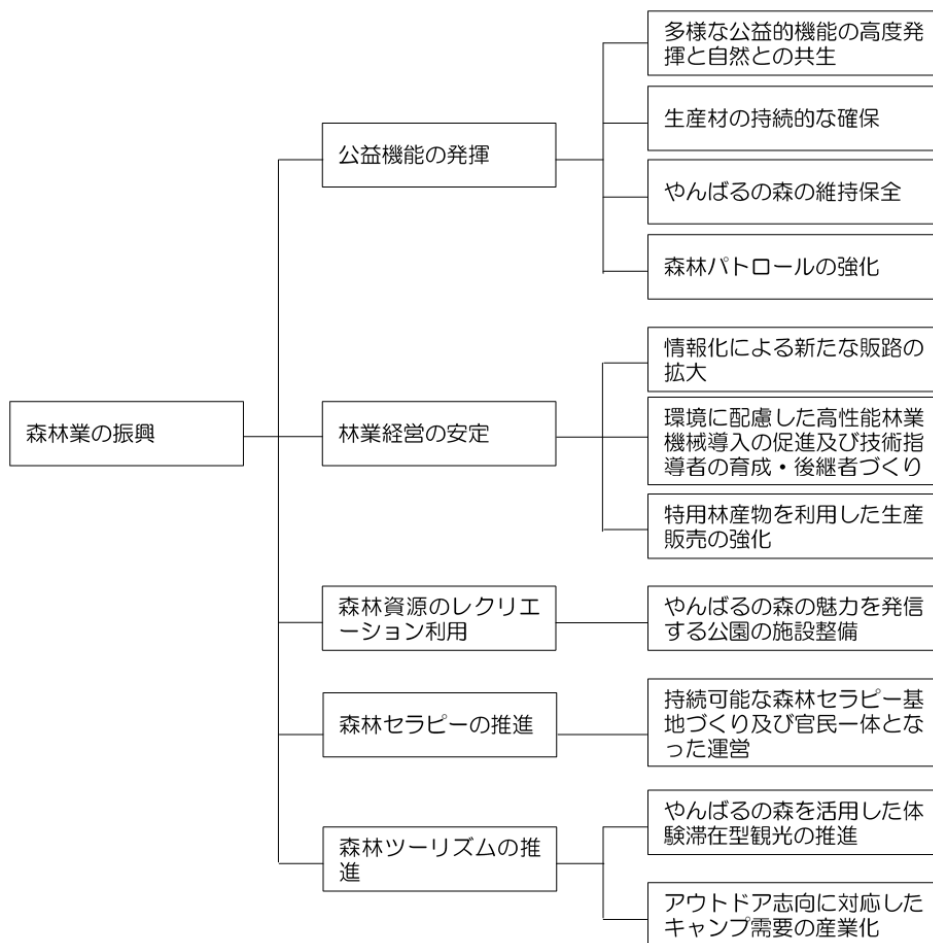
また、観光振興及び健康増進に繋げるため、「健康」「環境」「観光」の3本柱を軸に持続可能な森林セラピー基地づくりを目指し、集客を図る必要があります。

さらに、新規参入事業者や旅行業者等への周知徹底、認証ガイドのフィールド利用上のメリットの検討を進め、3村内での自然体験型の観光事業の持続可能な利用を目指す必要があります。



村内の森林

■施策の体系



■施策の展開

①公益機能の発揮

内容（具体策）
●多様な公益的機能の高度発揮と自然との共生 ・森を守り育てることは自然環境保全や SDGs にもつながることから、森林施業のみならず、適正に利用し再生保全する公益的な役割を果たします。 ・森林の有する水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益機能の重要性はますます高まっていることから、人工造林の除間伐及び住宅地周辺の森林の保全整備を積極的に実施します。また、固有の動植物が生息していることから水源かん養機能の維持増進及び貴重な種の保存に配慮し、天然力を活用した適切な施業を維持します。 ・木材生産機能、生活環境保全機能、保健文化機能等、森林のもつ多様な公益的機能の高度発揮と自然との共生を図ります。 ・森林施業の計画的推進により生産材の持続的な確保に努めます。 ・森林病虫害防除事業による森林保護や国頭村森林地域ゾーニング計画で示している森林資源管理の実現により、やんばるの森の維持保全に努めます。 ・夜間林道通行規制及び林道パトロールを継続し、希少な野生動植物の密猟・盗掘・過剰採

取及び不法投棄、林道内の落書きを防ぎ希少動植物の保護、外来動植物の防除、自然環境、景観の保全を図ります。

●生産材の持続的な確保

- ・持続可能な森林の利用と保護を図ります。
- ・森林組合が実施する伐採関連事業に使用する林業機械等の設置等に関する費用を助成する事により適正で安定的に伐採量が確保できるよう支援を継続します。

●やんばるの森の維持保全

- ・森林保全、外来種駆除等で公益的機能を強化します。
- ・森林機能の維持・保全を図るため森林整備事業等を行う必要があり、それら事業の実施には林道の利用が前提となります。林道通行の安全を確保するため除草事業、修繕等を行い、森林機能の維持・保全を図ります。
- ・取水対象区域内にある村営林道については、水源地域環境保全事業を活用し計画的に除草作業を行います。

●森林パトロールの強化

- ・林道夜間交通規制、森林パトロールの強化を図ります。
- ・林道パトロールを継続実施し、村営林道を含む村有林内における希少種の密猟防止や夜間過剰通行によるロードキルの抑止により、生態系の保全・維持・回復に努めます。
地元住民によるパトロールは、林道管理のみでなく、柑橘類など農作物の盗難抑止にも寄与します。今後も、自然環境と地域社会の維持・保全に資するよう、林道を含めた地域の見守り体制構築を目指し、地元住民による夜間パトロール強化を図ります。

②林業経営の安定

内容（具体策）
●情報化による新たな販路の拡大 ・木育等の推進により、新たな林産加工品の開発及び高付加価値を促進するとともに、インターネット等を活用した高度情報化による新たな販路の拡大を推進します。 ●環境に配慮した高性能林業機械導入の促進及び技術指導者の育成・後継者づくり ・県事業も視野に入れ、効率の良い作業を行うため、高性能林業機械導入を促進するとともに、林業技術指導者の育成や後継者づくりにより林業の安定化を図ります。 ●特用林産物を利用した生産販売の強化 ・本村ならではの特用林産物「ブナシメジ」をはじめ、加工木工品等の林産物を利用した生産販売の強化に努めます。 ・特用林産物の栽培や畜産用にも利用されるオガコの生産を促進し、村内他産業との連携を図ります。

③森林資源のレクリエーション利用

内容（具体策）
●やんばるの森の魅力を発信する公園の施設整備 ・村内にあるキャンプ場のサービス・品質の向上を図り、キャンピングの普及に努め、環境教育の場としても有効活用を図ります。 ・やんばるの森を一般の方々や観光客にアピールする役割を担っている森林公園を適切に維持・運営することで、観光業やその他地域産業等の活性化を図ります。 ・森林公園内では、外来種を駆除・防除し、在来の生き物たちと触れ合える環境づくりを目指します。 ・おもちゃ美術館を基軸に地元の木材を使った木製おもちゃの開発により、木育の普及を図ります。

④森林セラピーの推進

内容（具体策）
●持続可能な森林セラピー基地づくり及び官民一体となった運営 ・森林セラピー推進事業における「健康」「環境」「観光」の3本柱を軸に、持続可能な森林セラピー基地づくりを目指すとともに、行政及び民間事業が一体となった運営に努めます。具体的には、定期的なツアーイベント開催、ガイドスキルアップ講座の実施、イベントを通じたPR活動、ガイド認定制度の確立、世界自然遺産登録による外国人観光客増加を見据えた外国語対応ガイドの育成を図ります。

⑤森林ツーリズムの推進

内容（具体策）
●やんばるの森を活用した体験滞在型観光の推進 ・環境省ウフギー自然館内の展示等を活用し、やんばるの自然の貴重性・重要性に関する解説、利用ルール等の普及啓発を行っています。世界自然遺産登録地域として観光客急増に備え、展示の充実・多言語化や施設内解説の電子化など、観光客等の受け入れ体制の強化を図れるよう環境省と密に連携していきます。 ・豊かな自然の恩恵を十分に享受しながら、その魅力や価値を損なわぬよう配慮した利用（エコツーリズム）を促進することで、多角的に地域資源（自然環境と地域社会）の保全・継承上、安全安心な利用の確保上、地域の経済発展上）持続可能な自然体験型観光の振興を図ります。 ・公認ガイドについては、新規参入事業者や村外の旅行業者等への周知徹底、公認ガイドのフィールド利用上のメリットの検討を進めることで、村内での自然体験型の観光事業に関わる全てのガイドが認証され、持続可能な利用が継続されている状態を目指します。また、一般観光客に対して認証ガイドの利用を更に推進します。 ●アウトドア志向に対応した需要の産業化 ・村内に整備済みの比地キャンプ場、学びの森及び森林公園等を充実させます。 ・環境教育を盛り込んだキャンプイベント等、新たなプログラム開発等、キャンプ需要開拓を図ります。

（３）水産業の振興

■基本構想と施策の方針

本村は、東シナ海と太平洋に面しており、４漁港及び安波船溜まり施設が立地し、恵まれた漁業環境にあります。大型定置網、マグロ漁、ソデイカ漁、パヤオ漁、一本釣り、観賞魚用の魚種の販売など、多様な漁業を行っています。

しかし、燃料価格の高騰による経費増大、沿岸部における漁業環境の悪化や資源の枯渇、密漁による漁業資源の乱獲などの問題がみられます。また、漁業者の高齢化が進行しており、その衰退が懸念されます。

このため、人工魚礁設置による魚類の中間育成、畜養事業の実施による水産資源の保護増殖や、定置網漁等による資源管理型漁業形態への移行に努めてきました。

漁業法の改正に伴い、水産資源を管理し、保全活動への取り組みも求められており、資源を守りながら持続可能な水産業を目指す必要があります。

漁業活動に関する施設整備については、与那や安田の定置網の環境は整ってきていますが、村全体としては辺土名漁港に漁業施設が集約されています。ブルー・ツーリズムなど安田漁港を拠点として生産活動を行っています。安田漁港の設備の改善を望む声が漁業関係者からあがっています。

栽培漁業については、モズクの養殖を主に行っています。新たに試験的にサンゴの種苗を行っており、将来的にはサンゴの特区・漁業権を取得して観光商品としての活用を目指しています。その際、サンゴの多様性の保持や、遺伝的攪乱、生息環境等にも配慮した活動とします。

水揚げした鮮魚については、漁業所得の向上のために、沖縄振興特定事業の補助を活用してシャーベット製造機を導入しており、高鮮度鮮魚として差別化を図り、県内・県外に出荷し始めています。今後は海外への販売にも取り組みます。

また、加工品の開発も積極的に行い、未利用魚等の付加価値を高めていきます。

将来的には国頭漁協が一括してブランド化を進め、県外・海外に出荷できる仕組みづくりを促進し、那覇や名護の市場に頼らず、県外・海外の市場に直接アプローチし現状のセリ相場より魅力ある環境を構築します。

辺土名漁港の荷捌き施設の老朽化が進み、建て替えの検討を行う必要があります。

漁業資源の適正な利用や、ブランド化を進めるためにも密漁監視パトロールを強化していきます。

辺土名漁港の荷捌き施設の老朽化が進み、建て替えの検討を行う必要があります。

漁業資源の適正な利用や、ブランド化を進めるためにも密漁監視パトロールを強化していきます。

後継者育成については、若手の就業希望者はあるものの、村内に居住する場所がないために受け入れられない状況が発生しています。そのため民間によるアパート建設の誘致等住宅施策と連携した取り組みが必要となっています。

■現況と課題

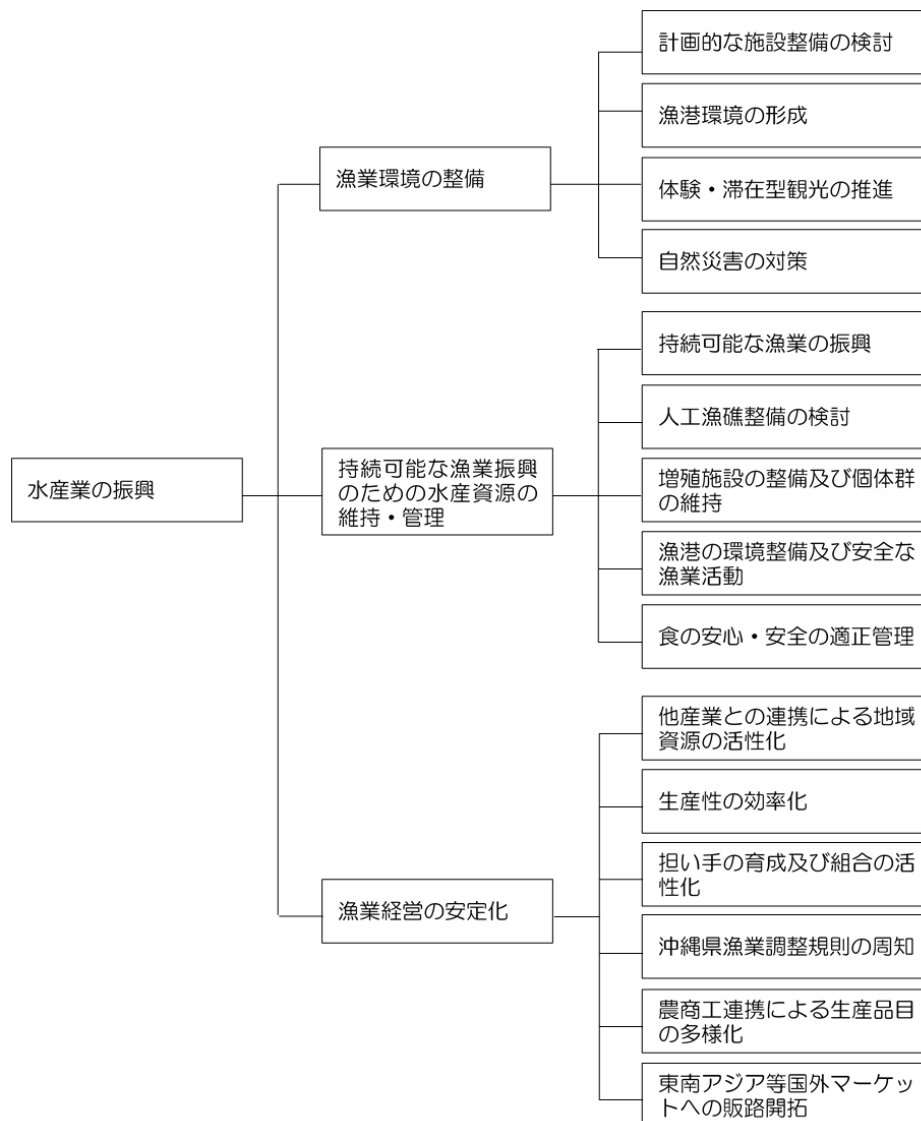
漁港の維持管理、水産業奨励による担い手育成や経営の安定化に努めています。

ブルー・ツーリズム拠点施設を東海岸に整備し、定置網漁については順調に操業できていますが、多くの漁業体験や海洋ツアーによる交流人口の誘客は、更に強化を図る必要があります。

浮き漁礁については、県の調査により設置方法の違いによる効果検証が行われており、今後の設置については検討が必要です。

担い手育成とあわせて、住居の確保が課題となっています。

■施策の体系



■施策の展開

①漁業環境の整備

内容（具体策）
●計画的な施設整備の検討 ・辺土名漁港の荷捌き施設が老朽化しており、建て替え計画の検討を行います。 ●漁港環境の形成 ・漁業者が安心・安全に利用できるよう施設管理を国頭漁業協同組合に委託することにより引き続き漁港内における景観の保全、美化に努めます。 ●体験・滞在型観光の推進 ・定置網に入る大型回遊魚等を活用したマリンレジャーを実施します。 ・漁業従事者の意向を確認しながら、遊漁やダイビングなど、本村の豊かな海洋資源を活かした観光メニューに取り組みます。

●自然災害の対策

- ・自然災害等による水産業への影響を抑えるため、国・県・関係機関と連携して必要な措置を行います。

②持続可能な漁業振興のための水産資源の維持・管理

内容（具体策）

●持続可能な漁業の振興

- ・漁業資源の適切な管理と適正利用のため、資源の維持・回復への取り組みを推進します。

●人工漁礁整備の検討

- ・人工漁礁の整備を実施し、安定した漁業生産の確保を行っています。今後はパヤオの耐用年数や設置箇所の水揚げ効果を見極めながら新たな人工漁礁の整備・設置方法（表層型）について検討します。

●増殖施設の整備及び個体群の維持

- ・現在試験的にサンゴの種苗の増殖を行っています。将来的にはサンゴの特区・漁業権を取得し、サンゴの植え付け体験として観光客に提供できるよう進めていきます。その際、遺伝子や生息環境等の生態学的にも配慮した活動とします。

●漁港の環境整備及び安全な漁業活動

- ・辺土名漁港に漁業施設が集約されていますが、安田のブルー・ツーリズムなど安田を拠点とした東海岸部の生産活動の充実を図るためにも、安田漁港の設備の改善を検討します。
- ・漁港整備事業を活用し、漁港の環境整備を推進するとともに、安全な漁業活動が営めるよう努めます。

●食の安心・安全の適正管理

- ・食の安心・安全のための適正な管理とともに JAS 法に基づく食品表示の適正化を図り検査体制の整備等を推進します。
- ・国頭漁業協同組合では、魚の絞め方の統一、シャーベットアイス製氷機・プロトン凍結機の導入により、鮮度の向上、食の安心・安全を高め、ブランド価値を高めます。

③漁業経営の安定化

内容（具体策）

●他産業との連携による地域資源の活性化

- ・他産業との連携や漁村に漁業体験学習等のブルー・ツーリズム、レクリエーション活動等を展開し、漁村の有する地域資源の活性化に努めます。

●生産性の効率化

- ・漁船規模の適正化や装備充実とともに、特産品の開発や未利用魚の活用により生産性の効率化を図ります。

●担い手の育成及び組合の活性化

- ・漁業の担い手の育成及び国頭漁業協同組合の活性化に取り組みます。若手の就業希望者の

村内に住む場所を確保するため、住宅施策と連携した取り組みを促進していきます。

●沖縄県漁業調整規則の周知

- ・漁業資源の適正な利用や、ブランド化を進めるためにも密漁の監視・取り締まりの強化を行います。

●農商工連携による生産品目の多様化

- ・定置網等でとれる国頭産の魚介類を、食用だけでなく水族館等の観賞用として国内外の水族館へ販売し、新たな販売策として継続します。

●東南アジア等国外マーケットへの販路開拓

- ・国頭漁業協同組合が中心になり、外国市場への販売ルートの開拓を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中断しています。アフターコロナを見据えて、国頭漁業協同組合が一括してブランド化を進め、県外・海外に出荷する仕組みづくりを促進します。県外・海外に直接アプローチし現状のセリの相場より魅力ある環境を構築します。

【基本データ】

表 17 漁業活動の推移

	S58	S63	H5	H10	H15	H20	H25	H30
漁業経営体数	76	73	57	60	55	54	53	55
個人経営 (経営体)	76	73	57	59	54	53	52	54
会社経営 (経営体)	0	0	0	1	1	1	1	1
最盛期の海上作業従事者数 (人)	149	133	88	74	74	64	57	67
1経営体平均漁獲金額 (万円)	152	159	256	180	199	—	—	—

※「1経営体平均漁獲金額」：H20以降、資料なし

(資料：漁業センサス)

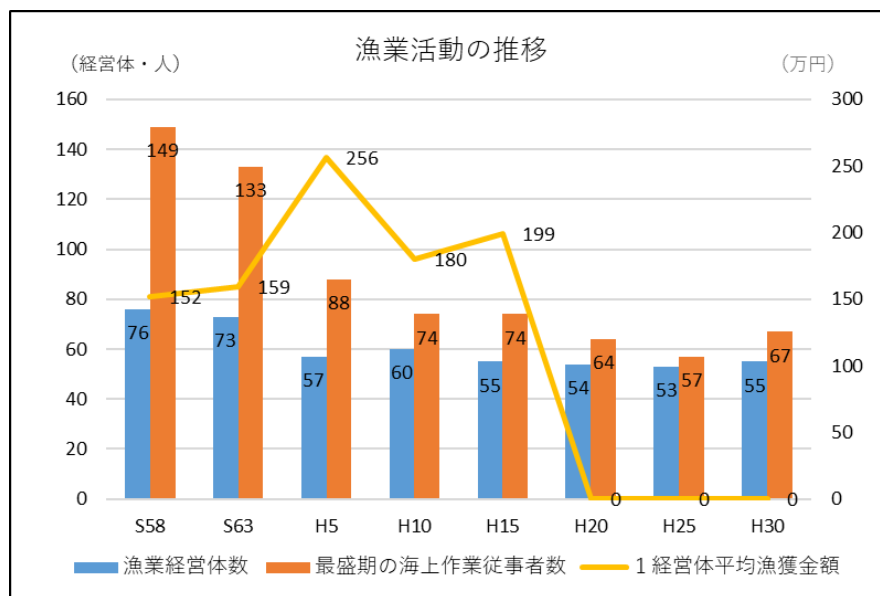


図 16 漁業活動の推移

表 18 自営漁業の専業別経営体数の推移 (単位：経営体)

		S58	S63	H5	H10	H15	H20	H25	H30
総数		76	73	57	59	54	53	52	54
	専業	7	8	11	15	17	33	26	34
	兼業								
	漁業が主	25	36	27	20	22	6	22	10
	漁業が従	44	29	19	24	15	14	4	10

資料：漁業センサス

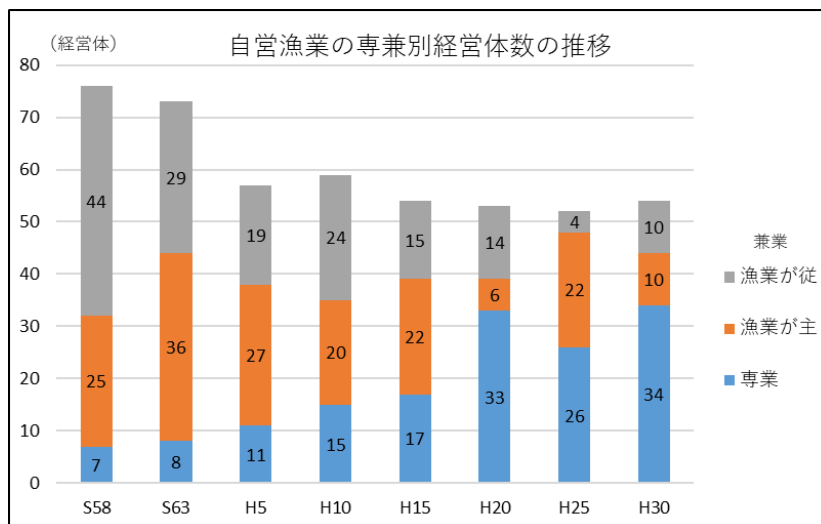


図 17 自営漁業の専業別経営体数の推移

表 19 主とする漁業種類別経営体数 (単位：経営体)

		S58	S63	H5	H10	H15	H20	H25	H30
底引き網(その他)		0	-	1	-	-	-	-	-
敷網		1	-	-	4	-	-	-	-
刺網	さけ・ます流し網	0	-	-	-	-	-	-	-
	かじき等流し網	0	-	-	-	-	-	-	-
	その他の刺網	27	14	14	10	11	8	10	2
大型定置網		0	-	-	0	-	-	1	-
小型定置網		10	5	7	2	2	1	-	-
その他の網漁業		0	-	-	-	-	-	-	6
はえ縄	遠洋まぐろはえ縄	0	-	-	-	-	-	-	-
	近海まぐろはえ縄	0	-	-	-	-	-	-	-
	沿岸まぐろはえ縄	0	-	-	-	4	-	-	-
	その他のはえ縄	18	2	4	4	3	6	1	6
釣	かつお一本釣	0	-	-	-	-	-	-	1
	いか釣	42	2	2	7	3	-	4	2
	ひき縄釣	0	-	-	-	2	1	4	10
	その他の釣	66	15	12	4	4	10	21	8
小型捕鯨		0	-	-	-	-	-	-	-
潜水器漁業		0	-	-	-	8	4	7	10
採貝・採藻		63	16	-	2	2	-	1	-
その他の漁業		54	19	16	23	9	18	4	9
海面養殖	魚類	0	-	1	1	1	-	-	-
	貝類	0	-	-	-	-	-	-	-
	海藻類	0	-	-	-	5	5	-	1
	真珠・母貝	0	-	-	1	1	1	-	-
	その他	3	-	-	2	-	-	-	-
総数		76	73	57	60	55	54	53	55

※「0」：単位に満たないもの

(資料：漁業センサス)

※「-」：実在しないもの

表 20 海面漁業-漁業種別漁獲量 (単位：t)

	H24	H25	H26	H25	H26	H27	H28	H29	H30
魚類計	71	79	77	46	90	76	107	72	71
まぐろ類	10	9	14	11	8	21	38	22	23
かじき類	0	2	2	3	1	3	2	1	4
かつお類	1	1	1	2	2	2	1	1	4
ぶり類	1	1	2	1	1	1	2	2	2
たい類	1	0	1	0	0	0	0	0	0
その他魚類	58	66	57	66	78	48	63	46	38
水産動物類計	33	34	41	29	30	27	21	10	6
えび類	2	2	2	3	2	3	2	2	1
かに類	0	1	1	1	1	0	0	0	0
いか類	30	29	37	31	25	22	17	7	4
たこ類	1	2	1	1	2	2	2	1	1
うに類	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海産ほ乳類	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他魚類	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貝類	2	4	6	7	4	9	8	10	8
海藻類	-	-	0	2	1	0	0	-	-
合計	106	117	124	84	125	112	136	93	86

※「0」：単位に満たないもの

(資料：沖縄県統計年鑑)

※「-」：実在しないもの

(4) 商工業の振興

■基本構想と施策の方針

本村の商業は、小規模経営が大半を占めており、村内の人口減少や、名護市を中心とした大型ショッピングセンターの進出やネットショッピングの普及等により、買い物客の流出がみられ、商店経営は厳しい状況にあります。

広域化した経済活動において、地域の方が利用しやすい利便性と、その地域でしか買うことができない商品など、地域特性を活かすことが重要になります。そのためには、外部企業との連携や新たな販売形態の導入等の取り組みを促進します。一方、地域特性を活かす取り組みについては、第一次産業と連携した地元特産品の開発など、各産業間の連携による多種多様なニーズに対応した取り組みが求められています。世界自然遺産登録を契機に観光客の増加が期待されており、キャッシュレス化を推進するとともに、村内の購買向上に繋がられるよう、新たな売上の軸となるような商品開発を支援します。

本村の工業についても、個人経営の小規模経営が大半であり、その状況は商業とほぼ同様であります。

本村の商業の拠点となる辺土名地区では、辺土名大通り線の魅力ある空間づくりを進めています。引き続き、地域の人々のみならず観光客など多くの人々が集まる賑わいの創出に努めます。

また、第一次産業やエコツーリズム等の観光リゾート産業及び観光物産センターや観光協会、やんばる3村観光連携拠点施設、令和3年に整備したやんばるパイナップルの丘・安波等と連携し、地域の創意工夫を図り、個性豊かな特産品の開発を検討・研究するとともに、その販路拡大に努めます。

さらに、友好交流のある茨城県境町や鹿児島県与論町、鳥取県岩美町との物産交流等を促進し、商工業の振興を図ります。

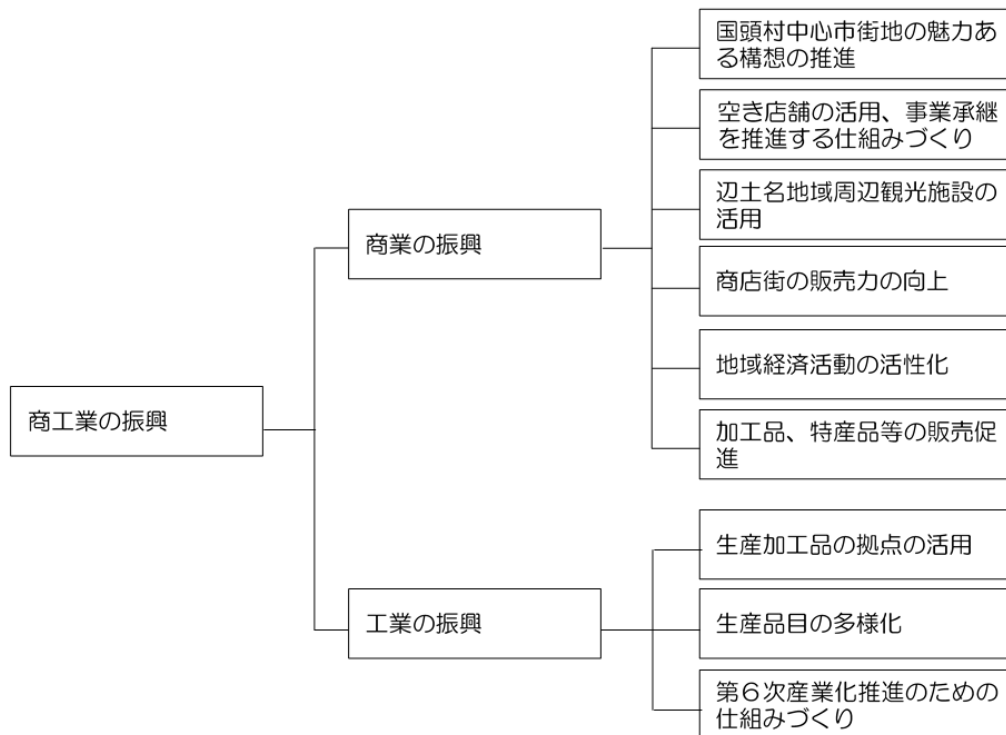
【現況と課題】

村内の人口減少や、名護市を中心とした大型ショッピングセンターの進出やネットショッピングの普及等により、買い物客の流出がみられます。

村内での購買力向上のため、村内で利用できるプレミアム付商品券を発行し、村外への消費購買流出防止、地元消費拡大、村内商工業者の育成、地域経済の活性化を高めています。

これまで主流であった現金決済に加え、観光客の利用が多いキャッシュレス決済の導入を推進し、村内購買力の向上に努める必要があります。

■施策の体系



■施策の展開

①商業の振興

内容（具体策）
●国頭村中心市街地の魅力ある構想の推進 ・「国頭村中心市街地の魅力ある空間」の構想をはじめとする村民主体のまちづくりに取り組みます。 ●空き店舗の活用、事業承継を推進する仕組みづくり ・商工業者の高齢化により、全国的にも事業継承が課題となっています、商工会と連携して、第三者継承等のマッチングの仕組みづくりと時代に合った経営支援の検討を行います。 ●辺土名地域周辺観光施設の活用 ・辺土名大通りへ観光客及び周遊客を呼び込み、賑わいと魅力ある辺土名大通りに向けて周辺集客施設と連携を図ります。辺土名大通り会の組織を活用して辺土名大通りの活性化を図り、地域の賑わいのある拠点として支援を継続します。今後は、国頭村観光協会等と連

携し、情報の共有・発信に努めます。

●商店街の販売力の向上

- ・村内でしか利用できない15%のプレミアム付商品券を販売します。また、近年普及の進んでいるキャッシュレス決済の導入、普及推進を図ります。

●地域経済活動の活性化

- ・村内事業所を支援する機関である商工会へ団体育成補助を行い、商工業の振興を図ります。村内事業所に対しての支援を継続して実施します。
- ・雇用効果や通過型観光から滞在型観光への転換を図るため、ビジネスホテル等の宿泊施設の誘致を行います。
- ・各集落の共同店の賑わいづくり等支援に努めます。

●加工品、特産品等の販売促進

- ・村内の加工品、特産品等について、ゆいゆい国頭やパイナップルの丘・安波と連携して販売促進等を実施します。
- ・ふるさと納税の返礼品としての活用や新たな村産品の拡大も引き続き行います。
- ・友好交流のある茨城県境町や鹿児島県与論町、鳥取県岩美町との物産交流等を更に推進します。

②工業の振興

内容（具体策）
●生産加工品の拠点の活用 ・6次産業化を検討している農家の意向を把握し、高付加価値化を図ります。
●生産品目の多様化 ・農商工連携により、本村の地域資源を活用した付加価値の高い新たな生産品目の多様化に努めます。
●第6次産業化推進のための仕組みづくり ・村内で生産される農産物を活かした加工品を販売し、特産品として付加価値をつけて販売につなげます。やんばる3村観光連携拠点施設内に整備した加工施設を活用し、村内で生産される農産物の規格外品等を加工して、所得の向上を図ります。 - ゆいゆい国頭と連携し、ふるさと市に出している農家の農産物の活用や、物産センターで販売できる商品づくりに努めます。新設されるやんばるパイナップルの丘・安波との連携も推進します。 ・生産・加工・販売を行う6次産業については、小規模農家や個人と、産業間の連携が行えるような環境づくりを検討します。

【基本データ】

表 21 小売業の推移

(単位：人、万円)

	H3	H6	H9	H14	H19	H26	H28
商店数	109	102	97	90	79	59	62
従業者数	240	231	254	280	229	173	201
年間販売額	277,319	409,612	356,366	323,982	287,729	214,392	371,900
従業者1人当たり年間販売額	1,155.5	1,773.2	1,403.0	1,157.1	1,256.5	1,239.3	1850.2
1店当たり従業者数	2.2	2.3	2.6	3.1	2.9	2.9	3.2

(資料：沖縄県統計年鑑)

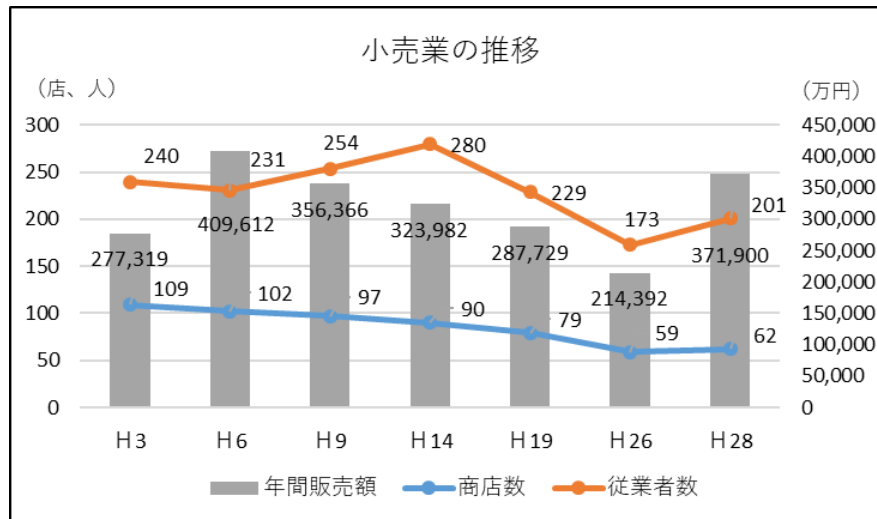


図 18 小売業の推移

表 22 工場数の推移

(単位：人、万円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
工場数	5	5	5	5	5	9	5	5	5
従業者数	53	55	52	52	52	78	48	55	51
出荷額	53,748	87,433	66,571	60,184	54,191	92,790	62,657	60,431	91,031
粗付加価値額	25,765	※	33,467	28,732	22,752	62,777	34,938	32,158	51,682
1工場当たり従業者数	10.6	11.0	10.4	10.4	10.4	8.7	9.6	11.0	10.2
1人当たり粗付加価値額	486.1	※	643.6	552.5	437.5	804.8	727.9	584.7	1,013.4

「※」：裾切調査。他は全数調査

(資料：沖縄県の工業)

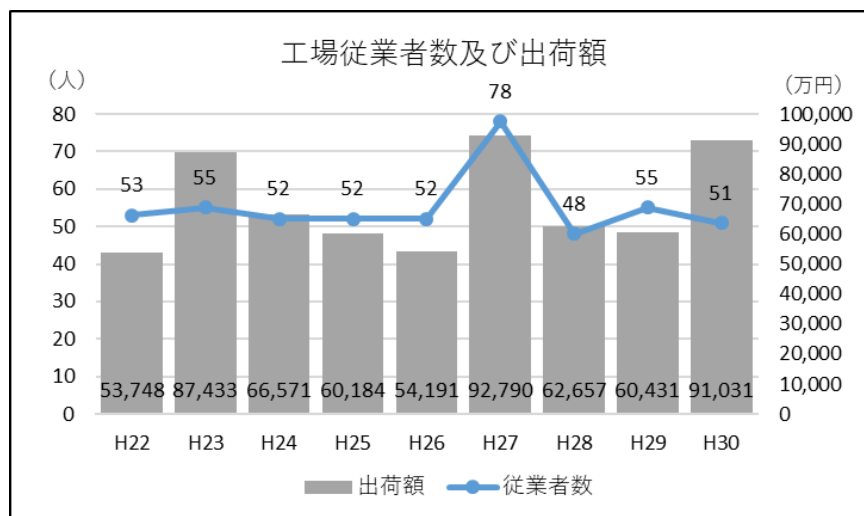


図 19 鉱業従業員数及び出荷額

（５）観光・リゾートの振興

■基本構想と施策の方針

本村には、豊かな自然資源や文化財、史跡、伝統芸能など有形・無形の資源が多く存在しており、観光リゾートに関して大きなポテンシャルを有しています。ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネ等の希少種の宝庫であり、自然資源を活用した村全域が観光リゾートに資する空間であるといえ、観光振興による生業を創出します。

豊かな自然に加えて、比地大滝キャンプ場、森林公園、やんばる学びの森、ヤンバルクイナ生態展示学習施設、くいなエコ・スポレク公園等の施設により、エコツーリズムやスポーツレクリエーションの場としての機能強化も図られています。

更には、2021年に国連教育科学文化機関（ユネスコ）の世界自然遺産委員会は、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録を決定し、世界的な認知度を得ています。

このような社会的背景の中、2019年に発生した新型コロナウイルス感染症により、今までの観光スタイルの視点が大きく変わっていく可能性があります。

都市型の観光客数を求める形態から、自然とともに健康的で時間をゆっくり使う滞在型の観光携帯への変化は、本村の地域資源力を十分に発揮できる大きな可能性を秘めています。恵まれた自然資源等を保全しながら活用を図り、農林水産業と連携した、持続可能な滞在型観光・リゾートの振興を図ります。

世界自然遺産の登録により、観光利用の中心を周辺管理地域とするため、地域の文化・歴史、農林水産業及び新たな地域の観光資源となりうる（アストロツーリズム、ナイトツアー、フォト・リーガルウエディング、ワーケーション）等の資源活用に目を向けた観光メニューの開発を行う必要があり、関係団体や事業者と協力・連携して進めます。

訪問者の満足度を高めることで今後も継続的にやんばるを訪問してもらえる、ターゲットとなる層や、移動ルート、観光消費につながる魅力ある観光メニューの開発や受け入れ体制の整備を優先していく必要があります。

既存のスポーツレクリエーション施設等を活用したスポーツコンベンションの展開、修学旅行生を受け入れる民泊事業などを今後とも推進し、交流人口の増加を図ります。また、きめ細かな観光案内を行う観光案内人の育成をさらに進めていき、観光・リゾート産業のソフト面の充実を図るため、国頭村観光協会の強化を図ります。

さらに、特産品開発や民泊受け入れなどの観光と絡めた6次産業化に向けた施策の展開について検討を進めていきます。

広域的には、やんばる3村の観光協会が連携したツーリズムの展開を促進します。

誰もが安心して旅行を楽しむことができる環境を整備するため、事業者、NPO等の幅広い関係者と連携して受け入れ体制強化を進めユニバーサルツーリズムの普及・促進を図ります。

■現況と課題

地域資源である豊かな自然と地域社会に対する観光客へのルールやマナーを啓発する媒体や、当該ルール等を遵守するガイド利用を推奨する媒体を制作し、公開・頒布等の普及を進めました。

今後は、海浜利用の際のマナー・ルールや内容を充実化するとともに、国内外観光客に効果的

に周知する手段を検討し、更なる普及啓発を進める必要があります。

また、ヤンバルクイナ生態展示学習施設の入客増加を目指し、希少種保護に係る自然環境の保全と観光産業振興の両立を目指した取り組みを行っています。

本村の自然を含めた景観を守り、価値ある景観の育成を図るための基礎となる景観計画・景観形成ガイドラインの作成、景観条例制定、ガイドラインの策定を行いました。今後、魅力的な観光地として景観形成の検証をはじめ、景観ガイドラインを有効活用しながら、村民への景観に関する周知を行う必要があります。

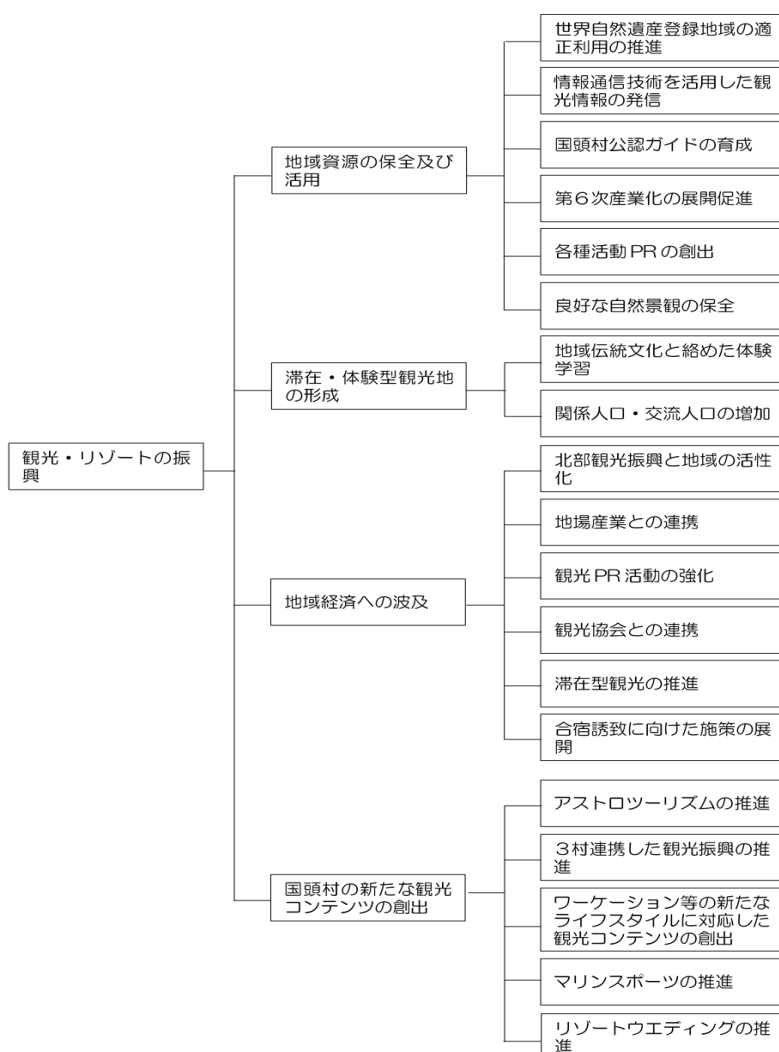
本村の観光に資するワンストップ窓口として活動する国頭村観光協会では、県内外、外国人観光客の問い合わせに対応、国頭村観光情報の発信拠点として観光案内所の運営及び民泊等の受け入れ窓口など国頭村観光の拠点としてPRを行っています。

今後は観光の振興のための活動を充実させ、自走する観光協会を目指していく必要があります。

プロ野球、Jリーグ、大学、高校野球のキャンプ、実業団、大学の陸上競技の合宿等の受け入れにより交流人口の増加による地域経済への波及を促しています。

更なる受け入れ体制の強化の他、施設の良好な施設管理に努めることが必要です。

■施策の体系



■施策の展開

①地域資源の保全及び活用

内容（具体策）
●世界自然遺産登録地域の適正利用の推進 ・世界自然遺産登録地域の適正な誘客数の検討や、観光資源として適正な保全と利用を促す場所などの選定を検討します。 ・世界自然遺産登録地域の利用ルールや保全策などを図り、適切な運用に取り組みつつ、豊かな自然環境を活かしたエコツーリズムの展開など誘客活動を推進します。 ・一般観光客への普及啓発物を複数制作し、頒布を進めています。今後は、海浜利用の際のマナー・ルールも追記し、内容を充実化するとともに、国内外観光客に効果的に周知する手段を検討し、更なる普及啓発を進めます。 ・世界自然遺産登録に向けた取り組みの過程や、本村の地域コミュニティ、むらづくりなどに関わりのある関係人口の増加を図ります。 ・世界自然遺産登録地域や緩衝地帯において、やんばるの豊かな生物多様性の魅力を実感できる自然体験型観光を推進するとともに、遺産価値を損なわない適正な範囲での活用に努めます。 ●情報通信技術を活用した観光情報の発信 ・国頭村観光協会による観光情報発信を促進します。道の駅ゆいゆい国頭に設置されている電光掲示板を活用して、村内の観光情報等を周知していきます。 ・VR（Virtual Reality：仮想現実）等のIT技術を活用した本村観光の疑似体験や、現実の観光資源と融合させたAR（Augmented Reality：拡張現実）など、時代に合わせた新たな観光の形成に取り組みます。 ●国頭村公認ガイドの育成 ・国頭村公認ガイド利用推進条例に基づき、今後も地域に根ざしたガイドの人材育成を行い、ガイド付きツアーの充実を図ります。 ・国頭村公認ガイドが制度化され、今後の運用や育成等については観光協会への移管を検討します。 ・大宜味村、東村と連携し、世界自然遺産に資する地域資源を保全し、地域振興を図ります。 ●第6次産業化の展開促進 ・本村の持つ恵まれた自然環境を活かし、第一次・第二次・第三次産業と連携した第6次産業化の展開を図り、観光消費を地域の活性化につなげ新たな雇用の場の創出に取り組めます。 ●各種活動PRの創出 ・国頭村観光協会を中心に、本村の観光に関する情報発信、問い合わせに対応する観光案内所の運営及び民泊等の受け入れ等の観光情報のPRを行います。会員との連携による情報交換、SNS等、情報発信の充実を図ります。 ・ヤンバルクイナなどの貴重な天然記念物が良好に生息できる保護活動のイベント化を通じて、環境学習や生涯学習を行い、本村をPRする機会を創出します。

●良好な自然景観の保全

- ・「いのち響きあうやんばるの景観を守り、育てよう」という基本理念のもと、景観計画・景観形成ガイドラインの作成、景観条例の策定等を行っています。国頭らしい景観形成に向けて住民一体となって取り組んでいきます。
- ・自然公園法に基づく規制や令和3年度までに策定予定の「やんばる国立公園管理運営計画」との整合性を図ります。

②滞在・体験型観光地の形成

内容（具体策）
●地域伝統文化と絡めた体験学習 ・国頭村観光協会と連携し、修学旅行の受け入れや民泊が可能な世帯の増加を推進するとともに、地域伝統文化芸能と絡めた体験学習に取り組めます。 ・修学旅行民泊を受け入れることにより、受け入れ農家等との交流、地域経済への波及効果による雇用の創出を図ります。そのためにも民泊受け入れ農家の増加に取り組めます。 ・民泊のプログラムとして、外来植物、海洋漂流物をテーマにした環境教育プログラム等に取り組めます。 ●関係人口・交流人口の増加 ・関係人口・交流人口を大切にし、第2のふるさととして、「何度も地域に通う旅、帰る旅」というスタイルを目指します。

③地域経済への波及

内容（具体策）
●北部観光振興と地域の活性化 ・やんばる観光市町村等連絡協議会を中心に DMO の可能性を模索しつつ新たな観光の創出を目指します。 ・北部圏域の市町村と連携し、「やんばる風景花街道事業」による新しい観光街道の創出を目指すとともに、北部の観光振興と地域の活性化に努めます。 ●地場産業との連携 ・本村の地域資源を活かし、特産品の開発や民泊など地場産業との連携を強化します。 ●観光 PR 活動の強化 ・本村の観光 PR には統一ロゴマークを使用してイメージの統一化を継続します。 ・アフターコロナに向けた観光誘客を検討します。 ●観光協会との連携 ・国頭村観光協会と連携を図りながら観光振興を行います。 ●滞在型観光の推進 ・観光周遊の促進、観光拠点のネットワーク化、宿泊施設の誘致を行い、滞在型観光を推進します。

●合宿誘致に向けた施策の展開

- ・プロスポーツのキャンプや各種競技の合宿等の受け入れ数の拡大に向けて、プロ、アマチュア、学生等の各種競技団体の誘致活動の強化を行います。

④国頭村の新たな観光コンテンツの創出

内容（具体策）

●アストロツーリズムの推進

- ・夜の観光、滞在型観光を推進するために、本村の星空を観光資源に活用します。

●3村連携した観光振興の推進

- ・やんばる3村が連携した観光コンテンツを創出し、長期滞在や周遊性を高め、やんばる地域全体の魅力を高めます。

●ワーケーション等の新たなライフスタイルに対応した観光コンテンツの創出

- ・村内の豊かな自然環境の中で行うワーケーション等の新しい働き方を提案し、都市部からの需要を取り込みます。

●マリンスポーツの推進

- ・東西に広がる珊瑚礁はシュノーケリングやダイビングスポットとしても優れており、レジャーフィッシングにも適しています。遠浅の西海岸ではカヤックやSUP、東海岸ではサーフィンを楽しむことができるなど恵まれた海洋資源を有しています。現状の実施状況や課題等の把握を行い、マリンスポーツの推進に向けた取り組みを行います。

●リゾートウエディングの推進

- ・On the Beachにあるチャペルでの結婚式、ビーチ沿いや森の中での披露宴や夕日・星空・森・沖縄風古民家を背景にした Photo Wedding などユニークなリゾートウエディングの開発に努め、関係団体と協力・連携を図ります。



辺戸の星空

【基本データ】

表 23 観光施設等入込者数

(単位：人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	備考
辺戸岬	478,682	423,145	455,418	389,878	410,244	475,476	347,354	333,346	473,170	437,650	247,884	236,960	235,989	248,834	入込者推定数
比地大滝	56,717	50,899	55,904	44,461	39,396	49,405	42,853	38,128	25,697	33,720	28,130	31,032	29,623	27,371	入場者数
金剛石林山公園	32,419	48,118	63,854	44,296	32,878	24,121	23,327	31,503	52,860	59,132	61,089	62,358	71,711	78,425	入場者数
道の駅（国頭村観光物産センター）	42,823	35,854	37,738	37,243	36,868	36,144	36,872	40,831	45,172	49,347	141,312	144,452	153,536	153,795	物品等消費者数
辺戸岬レストハウス	99,025	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	物品等消費者数
くいなエコ・スボレク公園	-	-	-	-	57,418	63,803	53,231	54,093	55,895	64,375	54,872	63,484	66,124	64,994	利用者数
くいなパークゴルフ場	-	-	-	-	-	-	-	5,408	9,050	5,772	6,131	6,103	5,882	5,399	利用者数
やんばる森のおもちゃ美術館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,975	15,114	15,673	13,455	12,452	入場者数
安田クイナふれあい公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,084	15,704	15,435	17,784	15,288	入場者数
やんばる学びの森	-	-	-	8,265	10,698	27,957	15,286	20,626	24,344	21,487	20,809	22,705	22,134	20,748	来訪者数
入込数：総合計	861,360	705,671	762,690	524,143	587,502	676,906	518,923	523,935	686,188	693,542	591,045	598,202	616,237	627,306	宿泊者は含む
JALプライベートリゾートオクマ	144,585	140,726	138,160	135,943	128,176	117,378	119,210	112,500	115,093	128,237	135,814	132,357	135,746	131,630	延入泊数
森林公園（バンガロー等）	3,180	3,314	4,258	4,708	5,474	6,913	4,141	5,236	4,988	5,790	5,797	8,644	4,446	3,256	利用人数
奥やんばるの里	3,929	3,615	4,038	4,310	5,032	4,150	4,215	5,963	5,470	4,316	3,964	4,925	4,304	4,078	宿泊者数
楚洲あさひの丘	-	-	3,320	4,570	4,619	3,365	2,904	1,306	1,518	2,425	1,861	3,840	1,824	1,620	宿泊者数
宿泊者数：合計	151,694	147,655	149,776	149,531	143,301	131,806	130,470	125,005	127,069	140,768	147,436	149,766	146,320	140,584	

※辺戸岬レストハウス：平成 17 年度以降調査なし

資料：国頭村

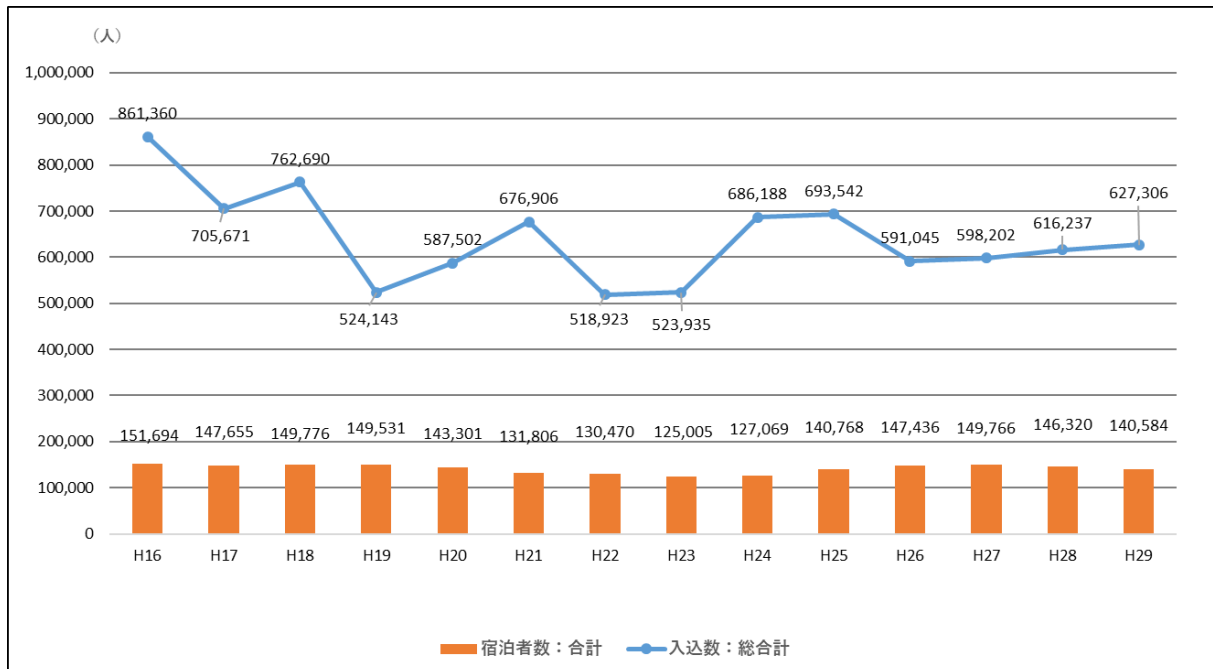


図 20 観光客の宿泊者数と入込数

花と緑に包まれた、 優しい美らむらづくり



緑豊かで広大な山林、水清く豊かな水量を誇る多くの河川や、村を取り囲む雄大な海は本村の最大の魅力です。これらの自然環境は一度失うと簡単には元に戻せない貴重な財産です。

やんばるの特異固有な自然環境を活かし、地域住民が住みよい『花と緑に包まれた、優しい美らむらづくり』を目指します。

そのため、本村の最大の魅力である豊かな自然環境を守り、自然を身近に感じることが出来るよう、人と自然が触れ合えるむらづくりを推進します。

また、自然環境の保全とあわせて、生産の場となる農地の保全と活用、地域住民の暮らしの場となる集落環境の整備など、村土全体を視野に入れた秩序ある土地利用を図るものとします。

さらに、昔から受け継がれてきた、のどかで美しい集落景観を守り、むらの拠点となる辺土名地区や地域の公園、沿道においても地域住民と協働により周辺の自然環境と調和した花や緑に包まれた安らぎの空間の創出に努めます。

これらを具体化するにあたり、良好な景観づくりのためのルールを定めた「国頭村景観計画」に基づき、本村らしい景観づくりを推進します。

（１）土地利用の方針

■基本構想と施策の方針

緑豊かで広大な山林、水清く豊かな水量を誇る多くの河川や、村を取り囲む雄大な海は本村の最大の魅力となっています。

国頭村森林地域ゾーニング計画で示された持続可能な森林資源管理を実現するために、「①残すところ」「②守るところ」「③再生するところ」「④利活用を図るところ」の４区分を設定し、それを基本として国立公園の地種区分を考慮する必要があります。

やんばるの森は、貴重な野生生物が生息することなどから世界自然遺産登録地域であり、生態系と生物多様性の保全と適切な利用の取り組みを図る必要があります。

自然公園法により公園区域が保護される一方、その周辺地域についても景観施策の実施により適切な保全管理の体制を確立する必要があります。

本村の集落等は海岸沿いに分布しており、住宅等が立地する集落居住区域と周辺の農用地で形成されています。

耕作放棄地の解消のために、現在遊休化している農地を復元させるための対策を行っています。

農地の復元に併せて、作物生産に応じたきめ細かな生産向上のための土地利用を検討する必要があります。

本村の中心地となっている辺土名地域は、中心地としての商業施設、業務施設等の産業集積がみられます。

■現況と課題

やんばる３村世界自然遺産推進協議会事業として、民間事業者など多様な主体と連携しながら、世界自然遺産登録に向けて村民・県民・国民の機運醸成を実施し、気運を盛り上げてきました。

今後も３村世界自然遺産推進協議会や多様な主体と連携体制を構築・維持していく必要があります。

また、ガイド認証制度を創設し、ガイド事業者向けの認証講習会やスキルアップ講習会等を開催してきました。本エリア内の適正な利用のため、一般観光客に対して認証ガイドの利用を更に推奨していく必要があります。

観光客にルールやマナーを啓発する媒体や当該ルール等を遵守するガイド利用を推奨する媒体を制作し、公開・頒布等の普及を進めています。

外来種の侵入を防ぐヤンバルクイナの保護及び周辺に生息する個体の保護及び調査、野生復帰の訓練・放鳥・追跡調査を実施しており、今後は環境教育等での活用場として推進していく必要があります。

自然公園法に基づく申請者等の対応では、自然公園法及び村景観条例等の方針や基準の精査、各関係所管課や地域との調整を図りながら、引き続き適切な指導及び対応が求められます。

在来動植物に脅威を与える外来種駆除・防除、希少種の盗掘採取を防止する林道パトロール、夜間通行規制など、希少種の保護保全に努めています。

各地点において継続的な駆除を行いながら完全駆除を目指すとともに、他に定着地点がないかの調査や、希少種保全にかかる普及啓発等、地元ガイドなど多様な関係者と連携を図り作業を進

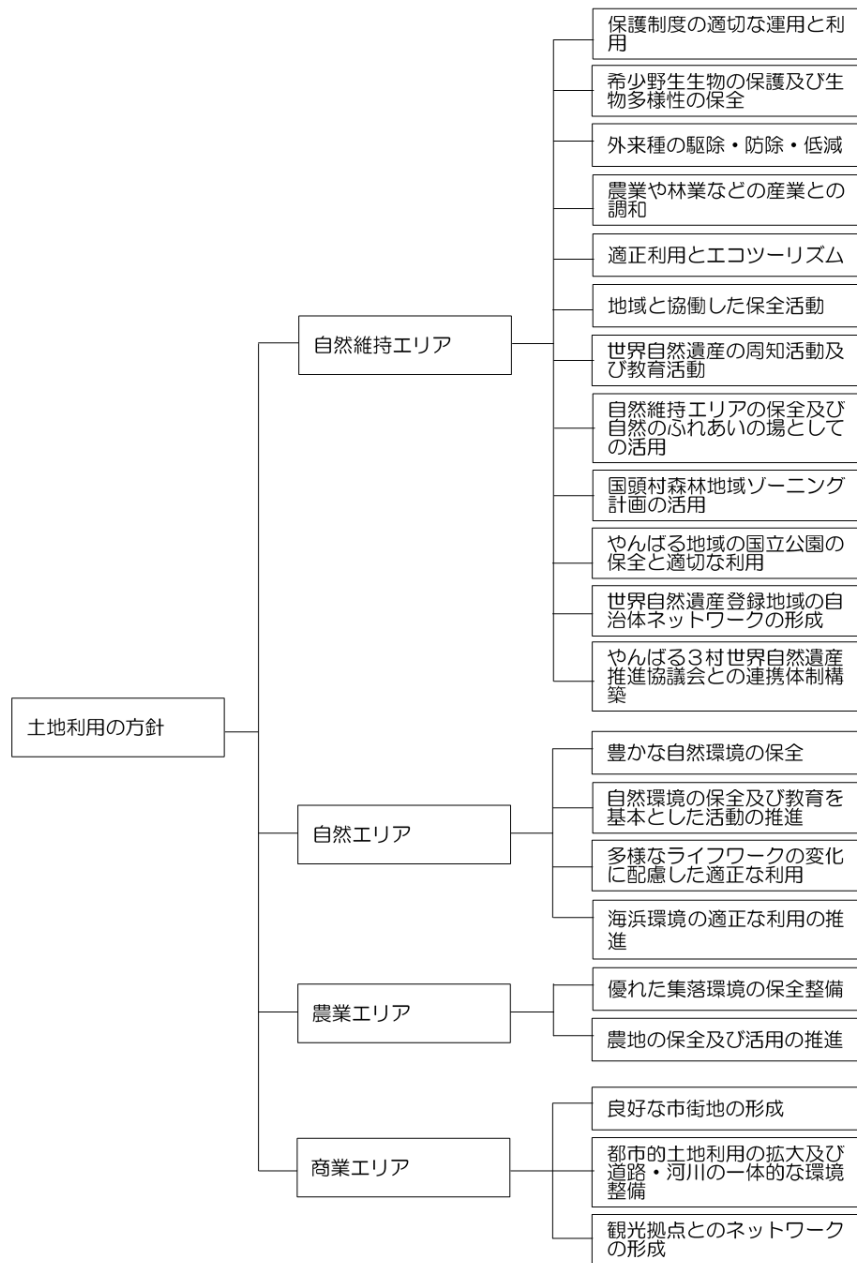
める必要があります。

集落環境の保全の施策として、集落排水路の整備を実施し、引き続き地域の生活環境の改善を図る必要があります。

大型スーパーの進出、店主の高齢化等によって本村の辺土名の中心拠点地にも空き店舗が増加しています。辺土名大通り会の拠点となる施設として空き店舗を活用し、事業者が集まる場所をつくりネットワークを広げます。また、大通り会を中心としてイベント等を開催するなど、大通り会の魅力を村内外へ発信することで、賑わいと空き店舗の解消に繋げる必要があります。

今後は、商工会と連携し、店舗の事業継承などとあわせて、移住者向け店舗の活用を促進し、賑わいづくりにとどまらず定住施策とあわせた取り組みが重要となります。

■ 施策の体系



■施策の展開

①自然維持エリア

内容（具体策）
●保護制度の適切な運用と利用 ・自然公園法による地種区分に応じ、保護制度の適切な運用と利用を図ります。 ●希少野生生物の保護及び生物多様性の保全 ・ヤンバルクイナをはじめとする希少野生生物の保護、増殖により生態系、生物多様性の保全に努めます。 ●外来種の駆除・防除・低減 ・既に定着している侵略的外来種による影響を防ぐために、外来種の駆除・防除・低減に努めます。 ・交流人口が増加することにより、新たな外来種の進入が懸念されます。意図的・非意図的に関わらず持ち込ませないよう啓発活動を行います。 ●農業や林業などの産業との調和 ・農業や林業の振興のため、世界自然遺産登録地域の緩衝地帯や周辺地域における産業の調和を図ります。 ●適正利用とエコツーリズム ・観光客の増加に伴う過剰利用に対応するため、適正なエコツーリズム利用を推進します。 ●地域と協働した保全活動 ・希少種の密猟やロードキル（交通事故）等の防止のため、地域と協働した保全活動を推進します。 ●世界自然遺産の周知活動及び教育活動 ・世界自然遺産登録地域の価値の保全のため、周知活動及び教育活動を推進します。 ●自然維持エリアの保全及び自然のふれあいの場としての活用 ・自然公園法に基づく規制や「やんばる国立公園管理運営計画」との整合性を図ります。 ・自然体験・学習等の自然のふれあいの場としての活用を図ります。 ●国頭村森林地域ゾーニング計画の活用 ・「国頭村森林地域ゾーニング計画」では、村独自のゾーニング区分を行っています。それに基づき、地域の生活・文化の歴史を示す多様な遺物・遺跡等を保全し、希少種の生息地は、積極的な保護活動の対象とし、希少種情報の管理、生物多様性の保全等の活動を図ります。 ●やんばる地域の国立公園の保全と適切な利用 ・やんばる3村（国頭村、大宜味村、東村）や関係機関と連携し、やんばる地域の国立公園の保全と適切な利用を図ります。 ●世界自然遺産登録地域の自治体ネットワークの形成 ・貴重な自然環境を守っていくため、世界自然遺産登録地域であるやんばる3村（国頭村、大宜味村、東村）及び奄美大島、徳之島、西表島等の自治体ネットワークの形成を図ります。

●やんばる3村世界自然遺産推進協議会との連携体制構築

- ・世界自然遺産推進共同企業体（2019年5月発足）との連携強化や、企業体の参加企業の他、多様な主体と連携した事業展開を図り、やんばる3村世界自然遺産推進協議会の協賛事業者として位置付けるとともに連携体制を構築・維持していきます。

②自然エリア

内容（具体策）
●豊かな自然環境の保全 ・自然維持エリアと連続的・一体的に広がっている広大な森林や、海岸・海浜を自然エリアとして位置付け、本村の豊かな自然環境の保全や希少野生生物の保護に努めます。 ●自然環境の保全及び教育を基本とした活動の推進 ・国頭村森林地域ゾーニング計画で示す「再生するところ」「利活用を図るところ」を区分し、自然的環境の保全及び育成を基本とし、林業木材資源の循環利用、水産業の振興、自然学習、エコツーリズム等の体験・滞在型観光の振興の場として積極的な活用を図り、地域資源に関する研究等の活動を図ります。 ●多様なライフワークの変化に配慮した適正な利用 ・森林の持つ癒し効果を有機的に活用した森林セラピー基地づくりや環境学習、体験学習等を推進し、多様なライフワークの変化に配慮した適正な利用を図ります。 ●海浜環境の適正な利用の推進 ・本村の陸域の自然は注目されてきましたが、海岸・海浜環境については活用が遅れている状況です。民間事業者と協働でビーチクリーンなど保全活動に取り組み、海岸・海浜環境を維持しつつ、適正なエリアや規模を検討したうえで、マリンレジャーなどの振興を図ります。

③農業エリア

内容（具体策）
●優れた集落環境の保全整備 ・落ち着いた集落景観を有している集落居住区域では、生活環境基盤施設の整備等を推進し、優れた集落環境の保全整備に努めます。 ・未整備地区を中心に、移住・定住促進住宅として空家活用住宅の整備を行います。 ・空家活用住宅の管理について、民間のノウハウを活用するために委託団体を検討します。 ・空家を活用する際に課題となる仏壇について、自治会等と協力し合祀についての検討を行います。 ・若者や移住者、Iターン・Uターン者の移住定住に向けて、比地地区に定住促進住宅（アパートタイプ）の整備を実施しました。東部地区において、同規模の定住促進住宅の整備を図ります。 ・整備が必要な箇所の把握及び地域要望の取りまとめを行い、地方改善施設整備事業による

生活環境の改善を図ります。

- ・各集落の共同店の再開を支援します。

●農地の保全及び活用の推進

- ・農用地は、本村の基幹産業である農業を支えているとともに、身近な自然環境の保全や豊かな景観形成の要素として重要な役割を果たしています。耕作放棄地の解消を図り、体験型農業や民泊など、都市との交流・連携を通じた農地の保全及び活用を積極的に推進します。

④商業エリア

内容（具体策）	
●良好な市街地の形成	・辺土各地域については、中心的な商業地として、社会情勢の変化に対応できるよう、良好な市街地の形成に努めます。 ・空き店舗の解消に引き続き取り組み、商店街の活性化に努めます。
●都市的土地利用の拡大及び道路・河川の一体的な環境整備	・商業エリアは、人口・産業の集積を図るエリアであり、農用地との調整を図りながら都市的土地利用の拡大を検討します。 ・道路と河川の一体的な環境整備としてユニバーサルデザインや景観に配慮した環境整備を行ってきました。今後は周辺施設との周遊性を高めるソフト対策を検討します。 ・生活環境の改善を図るとともに、川の安全性や親水性の他、水生生物の往来ができる河川空間や癒し空間の創出に努めます。
●観光拠点とのネットワークの形成	・商業エリアとしての魅力向上を図り、観光拠点としてのネットワークの形成を推進します。 ・観光客の利便向上を図るため、キャッシュレスの普及を図ります。

（２）拠点地区及び集落の整備

■基本構想と施策の方針

辺土名中心市街地整備の基本理念として「やすらぎと豊かな自然を育み 人々がふれあうまちづくり」「緑を育み 人々が集う 安全・安心なまちづくり」「潤いある自然に包まれた 安全・安心で ふるさとを感じる川づくり」を設定しています。

本村の集落は 20 行政区が分散して立地し、それぞれが独自の地域性と強い地域共同体を形成しています。

各集落では、移住者による共同売店の活用や、地域づくりの担い手となっている状況も現れてきています。

集落内において空家や空き地が多数存在している状況となっています。そのため、不在地主対策や用地確保に向けた取り組みが必要となっています。

本村では 98 戸の村営住宅を管理していますが、老朽化した建物もみられます。村営住宅の建替は、敷地面積 1,000 ㎡以上の制限があり、現在老朽化した村営住宅の多くは敷地面積が 1,000 ㎡未満の制約の中建て替えを行うことが難しい状況です。

本村には、戦前、戦後を通じて村内の各集落には、字有地や共同所有地（連名土地）が存在していましたが、昭和 47 年の本土復帰後も登記整理されないまま放置されており、様々な問題が生じています。そのため、法的な特別措置を含めて所有者不明となっている土地に早急に対応する必要があります。

■現況と課題

辺土名地区を本村の中心市街地と位置付け、暮らしと賑わいが共存する活気あふれる空間の創出のため、辺土名大通り会が主体となって、辺土名大通りまつり等のイベントや花いっぱい運動の実施、よしもとエンターテイメント沖縄と連携したやんばるアートフェスの開催など街づくりを展開しました。

個性を活かした地域づくりでは、地域づくり促進助成事業により各区や地域づくり団体・NPO 法人、産業団体から要望を受け、地域住民の創意を活かした自主的・主体的な取り組みを実施しています。

各地域の振興を目指すにあたり、誰もが住みよく、コミュニティの形成を図る地域づくりを促進し、各地域において事業内容の充実を図るため、新たな地域住民による創意工夫した取り組みを支援する必要があります。

その他、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げる、コミュニティ活動に直接必要な設備等の助成を行っています。

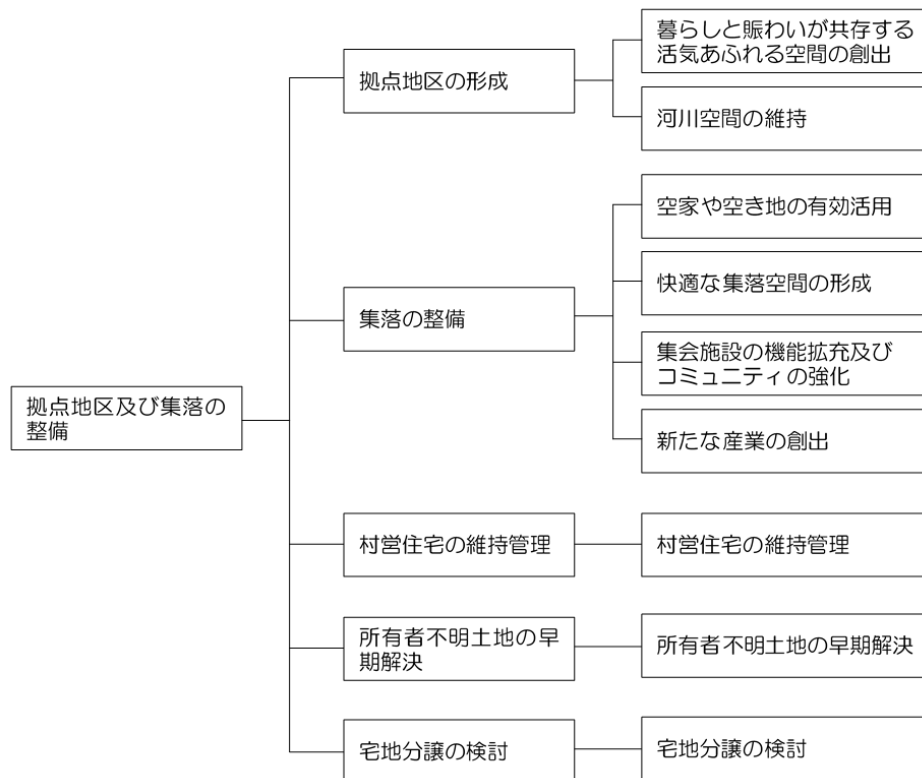
空家や空き地の有効利活用として、空家の修繕整備 6 件及び移住・定住促進住宅を 1 件整備し、平成 29 年度～令和 3 年度まで 34 人の移住者を受け入れ、人口増加の一助となりました。人口減少の歯止めがきかない現状では、引き続き地域力向上を含め定住施策を展開していく必要があります。

その他、公民館や広場などの集会施設の機能拡充や利活用の推進を図るとともに、コミュニティの強化と活動の育成を促進するため、兼久地区コミュニティ施設の整備を実施しました。

子育て世代の若者の定住を促進し地域の活性化を図るため、平成 29 年度から令和 2 年度にかけて楚洲・桃原・奥間の 3 集落で合計 30 戸の村営住宅を建設しました。

老朽化した村営住宅は敷地面積が 1,000 m²未満であり建替が困難であることから、長寿命化計画に沿って修繕の他、公営住宅法に基づかない定住住宅の整備により人口増加を図る必要があります。

■施策の体系



■施策の展開

①拠点地区の形成

内容（具体策）
●暮らしと賑わいが共存する活気あふれる空間の創出 ・辺土名地域における「国頭村中心市街地の魅力ある空間づくり」において、みちづくりと川づくりを一体として進めてきました。今後は、村民、各種団体、コミュニティ組織、関連団体等が主役となった暮らしと賑わいが共存する活気あふれる空間の創出を図ります。 ●河川空間の維持 ・多自然づくりを推進し、川の安全性や親水性の他、水生生物の往来ができる河川空間の維持に努めます。

②集落の整備

内容（具体策）
● 空家や空き地の有効活用 ・ 空家、空き地の更なる実態調査及び不在地主対策や用地確保を検討し、空家や空き地の有効活用を図ります。 ・ 居住空間が限られている村内において、空家・空き地が放置されている状況はむらづくりの根幹にかかわる問題であるため、土地利用の促進等を検討します。 ● 快適な集落空間の形成 ・ 村の土地利用計画に基づき、道路、排水施設など住環境の基盤整備に努め、快適な集落環境の形成を図るとともに、伝統文化の保全・修復などを図りながら個性を活かした地域づくりに取り組みます。 ● 集会施設の機能拡充及びコミュニティの強化 ・ 公民館や広場などの集会施設の機能拡充や利活用の推進を図るとともに、各字のコミュニティの強化と活動の育成を促進します。 ● 新たな産業の創出 ・ 地域資源を活かした新たな産業への取り組みやこれらを支える人材の確保、若年者の定住促進を視野に入れた宅地開発、集落への移住・定住に関するソフト的な対応を行う人材や事業者の確保等を推進します。

③村営住宅の維持管理

内容（具体策）
● 村営住宅の維持管理 ・ 村営住宅の建て替えは、長寿命化計画に沿って補助事業を活用した修繕にて対応します。

④所有者不明土地の早期解決

内容（具体策）
● 所有者不明土地の早期解決 ・ 所有者不明地の対策を講じるべく庁内での体制づくりや関係機関との連携等を図り、早期解決に向けた取り組みに努めます。

⑤宅地分譲の検討

内容（具体策）
● 宅地分譲の検討 ・ 本村は、豊かな自然環境に恵まれているがゆえ、住宅建設可能な場所が小さく新たな住居の確保が困難であり、Uターン者や移住者の受け入れなどのための宅地の供給や住宅の整備を検討します。

きまりを守り、 快適で住みよいむらづくり



本村は 20 の行政区からなり、それぞれが地域の特徴をもち豊かなコミュニティを形成しています。今後とも豊かなコミュニティを維持しながら『きまりを守り、快適で住みよいむらづくり』を目指していきます。

快適で住みよい村にするためには、道路などの基盤施設が整っていると同時に、災害時における安全性の確保、交通安全性の確保などが重要なテーマとなります。子どもからお年寄りまで、全ての人が快適に過ごせるよう、豊かなコミュニティ形成とともに防災面、交通安全面の充実を図ります。

(1) 環境形成型の空間づくり

■基本構想と施策の方針

本村の豊かな自然環境は、次代に継承すべき貴重な財産です。しかし、各種開発により赤土流出等による海浜の自然環境の悪化がみられ、課題となっています。

森林内におけるゴミの投棄や、海岸への漂着ゴミ、レジャー利用によるゴミの投棄が見受けられ自然景観が損なわれています。

飼いネコ、飼いイヌの室外飼養が見受けられ、糞尿被害、ゴミ荒らしの他、捨てネコ、捨てイヌが野生化し、希少野生生物の捕食被害が起こっています。

外来植物が侵入し、在来生態系の他、農作物にも被害を及ぼす可能性があります。

村内河川については、防災の観点からも砂防ダムや護岸整備がなされていますが、多自然型への改修を検討する必要があります。

■現況と課題

希少生物への保護のため、ペットの適正飼養・管理及び遺棄防止の普及啓発活動及びハブの捕獲、飼い主不明なイヌやネコの保護収容、飼いネコの避妊去勢事業を実施しています。

また、取水対象流域内の不法投棄ゴミを回収し、景観劣化、土壌・水質汚染や悪臭等、村内の環境保全を図っています。

海浜の漂着ゴミについては、ボランティア活動や、企業の CSR 活動として清掃を実施しています。

今後、世界自然遺産や自然環境保全に関心のある多様な団体等と一層連携、協力し、環境倫理プログラムLNT（Leave No Trace）の導入を図る等、沖縄県全体での普及啓発効果を高めていく必要があります。

※LNT（Leave No Trace）

環境に対するインパクトを最小限にして、アウトドアを楽しむための環境倫理プログラムです。7つの原則を基にしており、誰にでもわかりやすく、楽しく実践することができます。世界90カ国のアウトドアレクリエーションにおける行動基準となっています。

原則 1：事前の計画と準備

原則 2：影響の少ない場所での活動

原則 3：ゴミの適切な処理

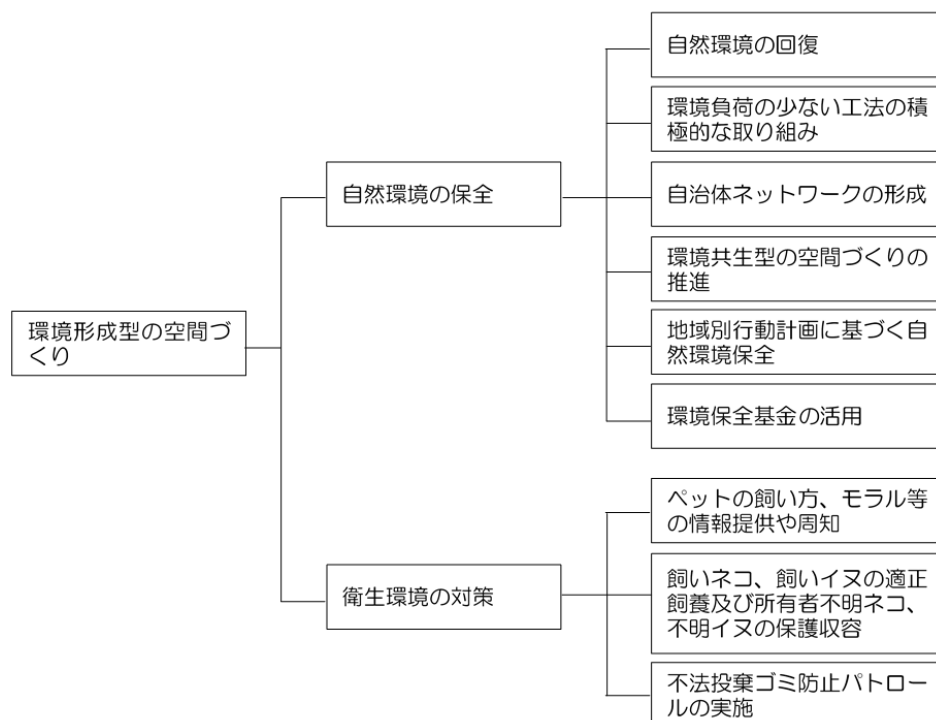
原則 4：見たものはそのままに

原則 5：最小限のたき火の影響

原則 6：野生動物の尊重

原則 7：他のビジターへの配慮

■施策の体系



■施策の展開

①自然環境の保全

内容（具体策）
●自然環境の回復 - 各種開発などによる影響を受けた自然環境の回復に努めます。 ●環境負荷の少ない工法の積極的な取り組み - やんばる国立公園の地種区分に応じ、保全を図るべき区域と利活用すべき区域を明確にし、環境負荷の少ない工法を積極的に取り入れ、環境共生型の空間づくりを推進します。

●自治体ネットワークの形成

- ・世界自然遺産登録地域として貴重な自然環境を守っていくため、やんばる3村（国頭村、大宜味村、東村）をはじめ奄美大島、徳之島、西表島等の各自治体とネットワークの形成を図ります。

●環境共生型の空間づくりの推進

- ・多自然川づくりなどをはじめとする環境共生型の空間づくりを推進します。

●地域別行動計画に基づく自然環境保全

- ・国立公園の保全と利用及び、世界自然遺産登録地域としての地域別行動計画に基づく自然環境の保全を推進します。

●環境保全基金の活用

- ・地域の環境保全等に資するため、国頭村環境保全基金の増資を目指します。

②衛生環境の対策

内容（具体策）

●ペットの飼い方、モラル等の情報提供や周知

- ・動物愛護団体や関係機関等と連携し、ペットの飼い方やモラル等について、情報提供や周知に努めます。

●飼いネコ、飼いイヌの適正飼養及び飼い主不明ネコ、不明イヌの保護収容

- ・「国頭村ネコの愛護及び管理に関する条例、国頭村飼い犬条例及び国頭村狂犬病予防法施行規則」等を徹底し、飼いネコ、飼いイヌの適正飼養を図ります。また、飼い主不明のネコ、イヌの保護収容に努めます。
- ・ハブ・野イヌ・野ネコ捕獲を実施し、平成30年度をピークに捕獲数は減少傾向にあります。地域住民からのネコ目撃情報量も年々減少しており、前年度の実績を踏まえた計画的な捕獲事業を進めることができるようになりました。また、愛護団体との連携により、捕獲されたネコのほとんど全ての個体を譲渡することができています。今後も、さらに地域住民とのつながりを重視するとともに、大宜味村・東村と足並みを揃えた保護収容事業を積極的に実施します。
- ・飼いネコの避妊・去勢手術及びマイクロチップ装着の促進による飼いネコの適正飼養を図ることで、村民の公衆衛生上問題のない住空間、希少な野生生物が多く暮らす生態系の維持・保護を図ります。
- ・飼いネコへの鈴付き首輪配布を実施します。

●不法投棄ゴミ防止パトロールの実施

- ・森林内の不法投棄ゴミ防止のためのパトロールを実施し、河川海岸クリーン作業を推進します。
- ・取水対象流域内を含む村内で確認された不法投棄ゴミを回収し、景観劣化、土壌・水質汚染や悪臭、その他事故を防止し、村内の環境保全を図ります。
- ・海岸・海浜空間の保全利活用について検討します。

（２）道路・交通体系

■基本構想と施策の方針

本村の道路網は、西海岸側を走る国道 58 号と東海岸側を走る県道 70 号線及び中央部を横断する県道 2 号線を広域幹線道路とし、これらに村道や林道が連結してネットワークが形成されています。

移動時間短縮、救急体制の確保、過疎地域の不利性解消のため、国道や県道の安心・安全な整備が求められています。

村民生活や各種産業の移動を支えている村道は、重要な基盤施設であり、機能性、快適性、安全性を確保する必要があります。

本村は、西海岸地域と東海岸地域に村営バス 2 台が運行していますが、運行に係る費用は村が負担しています。

村民の生活を確保するため、村営バスの運行を継続していく必要があります。

道路空間のむらづくりへの活用を検討し、やんばる風景花街道への参加を図ります。

災害時等に地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐためにも、村内集落を結ぶ道路（農道・林道含む）の計画的な整備を進めるとともに、計画的な維持管理・更新を徹底する必要があります。

また、今後の観光需要を想定して、3 村を周遊できるレンタカーに頼らない交通手段の確保の検討を行います。その際には、今あるバス路線を前提として考えるのではなく、やんばるに来るための移動手段も変えていく必要があります。

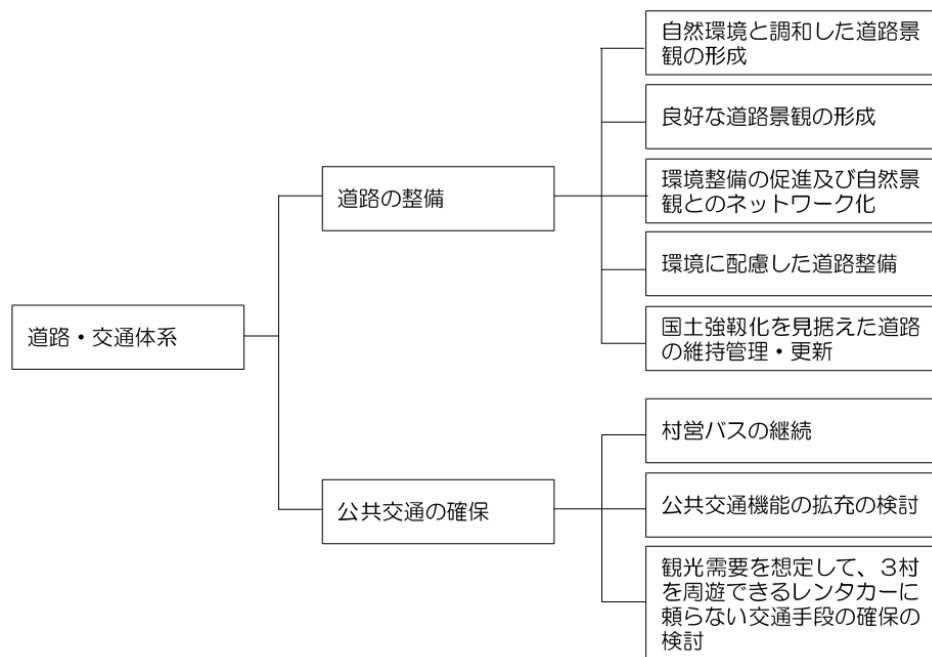
■現況と課題

村内の集落間を繋ぐ村営バスの運行継続と村民及び観光客の利便性を図るデマンドバスの実証実験を通じ、予約便バスを構築しました。

デマンドバスについては、利用方法が分かりにくいという意見があり、必要に応じて見直しを検討し、車を持たない交通弱者をはじめ、引き続き村民の足の確保に努める必要があります。

災害時の道路ネットワークの寸断による集落の孤立化等に備え、強靱化施策を検討する必要があります。

■施策の体系



■施策の展開

①道路の整備

内容（具体策）
● 自然環境と調和した道路景観の形成 ・ 国道や県道の線形改良の早期整備、環状幹線の国道編入を促進するとともに、自然環境と調和した道路景観の形成を促進します。 ・ 名護市以北の国道 58 号、国道 331 号及び県道 70 号線沿いの地域住民と協力して、道路沿いに花を植栽し、道路景観の改善を図ります。 ● 良好な道路景観の形成 ・ 村道については、幅員の拡幅、道路・橋梁老朽箇所の改修、安全施設等の改修等に努め、良好な道路環境の形成に努めます。 ・ 道路景観の形成による周遊型観光ネットワークの形成を行います。 ● 環境整備の促進及び自然景観とのネットワーク化 ・ 国定公園内にある国道沿いの道路パーク等々の環境整備を促進するとともに、自然景観との調和や観光地のネットワーク化を推進します。 ● 環境に配慮した道路整備 ・ 道路整備にあたっては生態系との調和や赤土流出など環境への配慮に取り組みます。 ・ 外来植物の進入を防ぐために、道路整備にあたっては十分な注意を行います。 ● 国土強靱化を見据えた道路の維持管理・更新 ・ 災害時等に地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐためにも、村内集落を結ぶ道路（農道・林道含む）の計画的な整備を進めるとともに、計画的な維持管理・更新を図ります。

②公共交通の確保

内容（具体策）
● 村営バスの継続 ・ 村民の生活を支えるため、村内の集落間を繋ぐ村営バスの運行を継続します。 ● 公共交通機能の拡充の検討 ・ デマンドバスの利用促進を図ります。 ● 観光需要を想定して、3村を周遊できるレンタカーに頼らない交通手段の確保の検討 ・ 今後の観光需要を想定して、3村を周遊できるレンタカーに頼らない交通手段の確保を行います。その際には、今あるバス路線を前提として考えるのではなく、やんばるに来るための移動手段を検討します。

（3）公園緑地の整備

■基本構想と施策の方針

農村公園の整備を行っていますが、維持管理が不十分な状況となっています。そのため、整備した農村公園においては、維持管理を含めて、地域住民との管理連携が必要とされています。

本村の観光資源となっている比地大滝には、多くの観光客が訪れていますが、入場者数は年々減少傾向となっています。

森林公園では、外来種の駆除・防除及び在来種の回復が望まれます。

子育て世代からは、子どもを遊ばせる身近にある公園に対してのニーズが多く聞かれます。

くいなエコ・スポレク公園では、県陸上大会や高校野球大会など各種大会やイベントを開催しています。

やんばる国立公園計画には、国立公園利用を図る園地をはじめ、エコツーリズムを展開する歩道等の整備計画が位置付けされており、整備を行う際には、関係機関と協議して検討することとなっています。

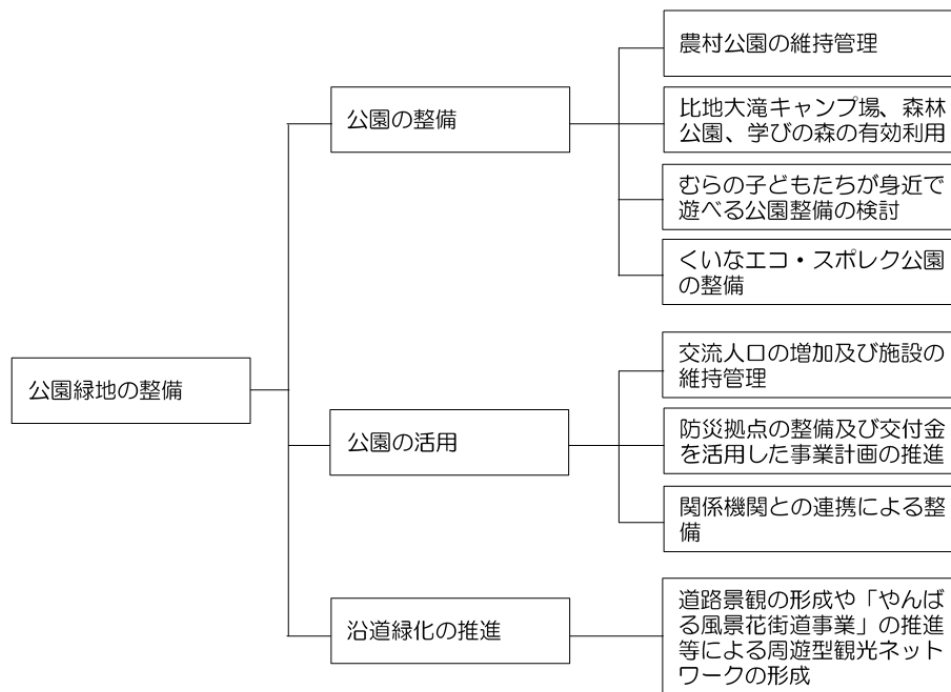
■現況と課題

村内全 13 カ所の農村公園は、地域住民の協力体制を確立した維持管理を図りました。引き続き良好な維持管理に努める必要があります。

道路景観の形成や「やんばる風景花街道事業」の推進等による周遊型観光ネットワークの形成については、北部国道事務所を中心に協議していますが、具体的な施策は出来ていません。

「花」の景観は訪れる観光客の重要な要素であることから、村民との連携による取り組みを推進していく必要があります。

■施策の体系



■施策の展開

①公園の整備

内容（具体策）
●農村公園の維持管理 ・季節の空間や癒しの空間の整備を促進するとともに、農村公園の維持管理に努めます。 ●比地大滝キャンプ場、森林公園、学びの森の有効利用 ・老朽化した遊歩道もみられることから引き続きその整備により、安全性の確保に努め、併せてガイド（案内人）の活用により環境教育の場としても有効活用を図ります。 ・森林公園では、外来種の駆除・防除及び在来種の保全・観光利用等を行います。 ・施設老朽化対策として、各種補助制度等を活用して施設の機能強化に努めます。 ●むらの子どもたちが身近で遊べる公園整備の検討 ・子どもたちが身近で遊べる公園整備を検討します。 ●くいなエコ・スポレク公園の整備 ・新たな競技種目に関する需要を把握し、必要に応じた整備を行います。 ・施設老朽化対策として、各種補助制度等を活用して施設の機能強化に努めます。

②公園の活用

内容（具体策）
● 交流人口の増加及び施設の維持管理 ・ くいなエコ・スポレク公園を活用した各種大会、イベント、合宿などを積極的に誘致し、交流人口の増加及び施設の維持管理に努めます。 ● 防災拠点の整備及び交付金を活用した事業計画の推進 ・ 森林公園をはじめとする公園を中心とした避難場所の指定や活動拠点などの防災拠点の整備に努めるとともに、交付金等を活用した事業計画を推進します。 ● 関係機関との連携による整備 ・ やんばる国立公園計画に位置付けられる園地整備は、周辺の景観、植生保護に留意することとし、亜熱帯照葉樹林を採勝する歩道整備は、関係機関と連携し整備に努めます。

③沿道緑化の推進

内容（具体策）
● 道路景観の形成や「やんばる風景花街道事業」の推進等による周遊型観光ネットワークの形成 ・ やんばる3村（国頭村、大宜味村、東村）を含む緑のネットワークによる自然環境と調和した道路景観形成の促進や「やんばる風景花街道事業」の推進等により、周遊型観光のネットワークの形成を推進します。

（４）地域の防災・防犯対策

■基本構想と施策の方針

やんばる3村（国頭村、大宜味村、東村）からなる広域消防として国頭地区行政事務組合が組織され、本村に消防本部がおかれ防災体制は整いつつあります。

しかし、救急医療体制が整っている県立北部病院のある名護市までは遠距離にあることから、高規格救急車などの配置や救急救命士の確保が望まれています。

各集落に防犯灯の設置を行っていますが、必要な箇所については、整備が求められています。

大津波が発生した場合、重大な被害が生じる可能性があります。そのため、防災拠点となる施設の整備が重要となっています。

■現況と課題

国頭地区消防の機能強化を目的に高規格救急車等の機材の確保、整備等を行っています。

防災計画の改訂、国頭村津波避難計画、国頭村避難行動要支援者避難支援プラン、国頭村業務継続計画の策定、防災マップを作成し各世帯に配布を行いました。

未整備計画においては、国土強靱化地域計画の策定が急務となっています。

地震津波等の災害時対応として集落・学校単位での避難訓練など、村内の教育関係機関と共に避難訓練を行いました。

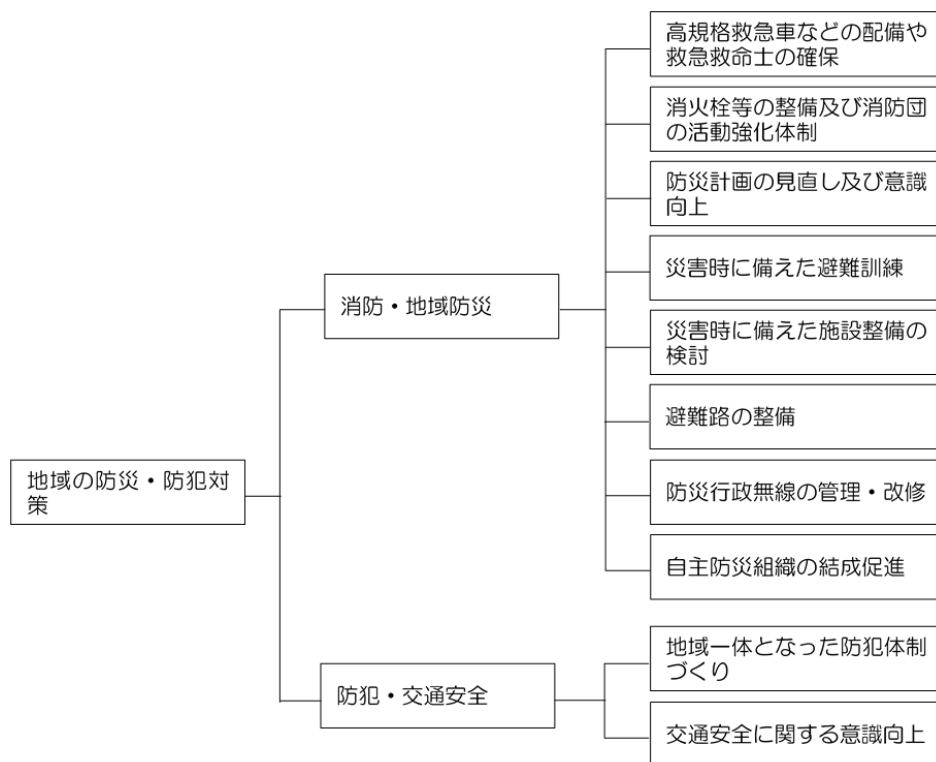
また、津波等緊急避難場所を確保するため、2 地区に避難路の整備の他、防災行政無線で行う

Jアラートシステムとの連携を行い、災害時に迅速に住民への情報伝達環境の充実を図りました。

今後においては、消防団の活動の強化、自主的な避難訓練の環境を整えるなど、取り組むべき活動等の充実を図る必要があります。

各集落への防犯灯の整備、交通安全運動月間を通じ、交通事故未然防止、交通安全に関する意識啓発に取り組みました。

■施策の体系



■施策の展開

①消防・地域防災

内容（具体策）
●高規格救急車などの配備や救急救命士の確保 ・地域社会の安全・安心を維持するため、高規格救急車などの配備や救急救命士の確保、機能の維持・強化に3村連携して努めます。
●消火栓等の整備及び消防団の活動強化体制 ・消火栓や消防水利などの整備を図るとともに、各字における消防団の活動強化体制を促進します。
●防災計画の見直し及び意識向上 ・沖縄県地域防災計画と整合性を図り、村の防災計画の定期的な見直し、村民への意識向上を推進します。 ・地域防災計画の見直し等に合わせ、防災マップやマニュアル等の見直し・更新を行います。 ・国頭村観光危機管理計画を基に、国内外からの観光客に対し、災害時でも安心・安全・快

適な環境や仕組みづくりを推進します。

●災害時に備えた避難訓練

- ・地震津波等の災害時における対応が行えるよう各学校単位での避難訓練や各集落で自主的な訓練指導を促進します。
- ・県主催の他、村や他の組織でも自主的な避難訓練が行えるよう環境を整えます。

●災害時に備えた施設整備の検討

- ・災害時に備えた各圏域での防災拠点や備蓄倉庫、避難路の整備を推進するとともに、大津波に対応できるよう高台への施設整備を検討します。

●避難路の整備

- ・村民の安心、安全を確保するため、避難路の整備について、各区の要望を踏まえ避難路の整備に努めます。

●防災行政無線の管理・改修

- ・既存の防災行政無線などの維持管理・改修及び更新を推進します。
- ・本局を含め、中継局のバッテリー耐用年数経過の他、各周辺設備も劣化してきているため、故障する前に事前に修繕出来るよう各機器の状況把握に努めます。

●自主防災組織の結成促進

- ・自主防災組織結成に向けて広報活動を行い、既存の自主防災組織に対しては、補助金申請の支援を行います。
- ・引き続き自主防災組織結成に向けて各区への広報活動を行います。

②防犯・交通安全

内容（具体策）
●地域一体となった防犯体制づくり ・全ての村民が安心した日常生活を送るため、防犯意識の高揚など、地域が一体となった防犯体制づくりに努めます。また、防犯灯が必要な箇所への整備に努めます。 ●交通安全に関する意識向上 ・通学中の安全対策や交通事故の未然防止など、交通安全に関する意識向上等に取り組みます。 ・村外からの自動車やオートバイに対して、交通安全に関する啓発活動に取り組みます。

（５）情報通信網の整備

■基本構想と施策の方針

本村は、地理的、地形的条件により通信環境の制限を受けていましたが、近年では、村全域で光ブロードバンドが整備され、ホームページを通じた行政情報などの入手が容易になりました。

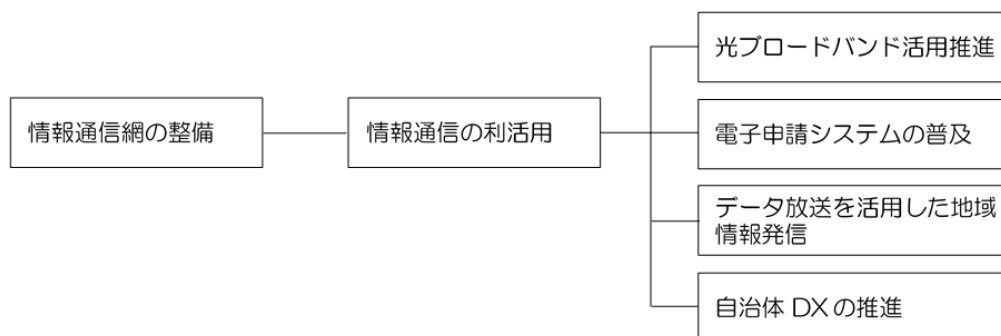
今後は、自治体 DX を進める観点から、必要に応じて行政手続き等に対する村民の負担軽減を始め、デジタル技術を活用して職員の業務効率化を図り、施策等新たな取り組みに注力できる環境を整える必要があります。

■現況と課題

都市圏との通信格差の解消のため、村内全域での光ブロードバンドが利用できる環境づくりを行い、都市圏との情報格差解消につなげています。

令和２年度に発生した新型コロナウイルス感染（COVID-19）拡大によるリモートワークやワーケーションが注目されるようになり、時間や距離に捉われない働き方と長期滞在型観光を推進するためにも、5G、Wi-Fi 等、充実した通信環境の整備が必要になっています。

■施策の体系



■施策の展開

①情報通信の利活用

内容（具体策）
●光ブロードバンドの活用推進 ・各家庭で光ブロードバンドが使用できるよう基盤整備の拡充を進め、全域でサービスが利用できます。引き続き、光ブロードバンドの活用について推進します。 ・コロナ禍にある中、リモートワーク等の働き方の変化の時代に対応し、旅行しながら仕事をするワーケーションを受け入れるための観光施設へ Wi-Fi 環境の整備を行っていきます。 ●電子申請システムの普及 ・行政手続きの電子化を進めると共にインターネットサービス等の利活用をサポートするための講座開設や専門知識を有する人材の育成を行います。 ●データ放送を活用した地域情報発信 ・住民の生活に役立つ情報を効果的に発信するために、民放テレビ局のデータ放送を活用します。 ●自治体 DX の推進 ・行政手続き等に対する村民の負担軽減を始め、デジタル技術を活用して職員の業務効率化を図り、施策等新たな取り組みに注力できる環境を整えます。行政手続きのオンライン化のみならず、デジタル技術を活用し職員の業務負担軽減やセキュリティ向上に努めます。

夢と希望を育む、 教育・文化の光るむらづくり



2015 年 9 月の国連総会において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、5つのP(People, Prosperity, Planet, Peace, Partnership)を基盤とした 17 の開発目標（SDGs：持続可能な開発目標）が世界に提唱されました。

本村では未来を担う子ども達に夢と希望を育み、先人たちが郷土に築きあげた伝統的な歴史・文化を継承しながら『夢と希望を育む、教育・文化の光るむらづくり』の持続可能な開発を目指した施策の立案と具現化に努めます。

本村は沖縄本島最北端に位置し、森林面積を 84%有する手つかずの自然の美しさと厳しさの両面が共存する地理的条件の中で住民の生活が営まれています。2021 年 7 月、その自然の動植物の多様性がユネスコに認められ「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産として登録が実現されました。これを受け学校教育や社会教育においても自然環境学習、環境保全（SDGs13.14）の学習や体験の充実を図る事業のカリキュラム開発に努めてまいります。

さらに、知識基盤社会・グローバル化（共生・共存）・ICT 社会への各教育分野の充実を目指し、学校や地域におけるネットワーク環境の整備を推進し、文科省が提唱する「GIGA スクール構想」の実現に努めます。

また、次世代を担う子ども達に本村の歴史・文化の継承と地域に点在する文化財や民具資料の保全に努めてまいります。子どもから大人まで、本村の自然を活かした学習や地域づくり、社会参加活動の成果等を活かすことのできる場所づくりに努めます。

（１）学校教育の充実

■基本構想と施策の方針

本村には、中学校 1 校、小学校 7 校（内 2 校は休校）、幼保連携型認定こども園 1 園、へき地保育所 1 園があります。小学校は、辺土名小学校と奥間小学校以外は極小規模校であり、複式学級であるがゆえの課題を抱えています。

教育・保育の連続性・一貫性のため、「国頭村教育大綱」のもとで、へき地保育所・幼保連携型認定こども園・小学校・関係機関などの一層の連携整備を行うとともに、情報の共有化を図ります。

子ども達が安心・安全で学校生活を過ごせるよう、老朽化した校舎の整備を推進する必要があります。

コロナ禍の中、ICT 教育の推進のためのインターネットのインフラ整備や情報機器の整備が進みました。今後は有効活用を行っていく必要があります。

子ども達に本村の自然での体験学習や英語等コミュニケーション能力の向上を図る施策が必要です。

学習に遅れのある児童生徒や不登校及び問題行動のみられる生徒に対する支援員の配置が必要です。

■現況と課題

電子黒板、タブレット端末、学校及び公民館の LAN 構築、教職員 PC（教育用）を整備しました。そのことで学校の臨時休校時でも授業を止めることのない充実した環境の保障が可能となります。しかしながら機器の運用にあたっての通信機器に精通した ICT 支援員の配置が必要となっています。

学校施設の充実として長寿命化計画の策定をはじめ、耐震補強工事、ブロック塀の改修、熱中症対策としての空調設備の整備を図りました。

休校中の学校においては、廃校も視野に跡地利用の検討が必要となっています。

支援を要する児童・生徒の学力向上を図るための学習支援員、不登校の児童・生徒の改善を図るための生徒指導支援員及びスクールソーシャルワーカーの配置、英語学習意欲を高める英語支援員をはじめ、高校進学支援のための塾の開設を行いました。

今後は ICT 活用等及び児童生徒の個々の改善点の把握を教職員との連携等により進める他、児童生徒の表現力と粘り強さを育て、学習意欲の向上を目指します。

また教職員の資質向上のための、教職員研修会、教頭教務主任研修会・生徒指導研修会・特別支援コーディネータ研修会・村養護研修会を実施しています。

山村留学生受け入れ用住宅として、へき地小学校区教員住宅の空き室の有効活用を図っています。

社会体験学習では、村内の事業所において社会人の一員として基本的な態度を学び、生きる心や感謝の心を育むなど「心の教育」を推進するため職業体験を実施しました。

全国学力学習状況調査・沖縄県到達度調査・児童生徒質問紙・I-check などの調査結果の分析評価は、重点取組事項として位置付けています。

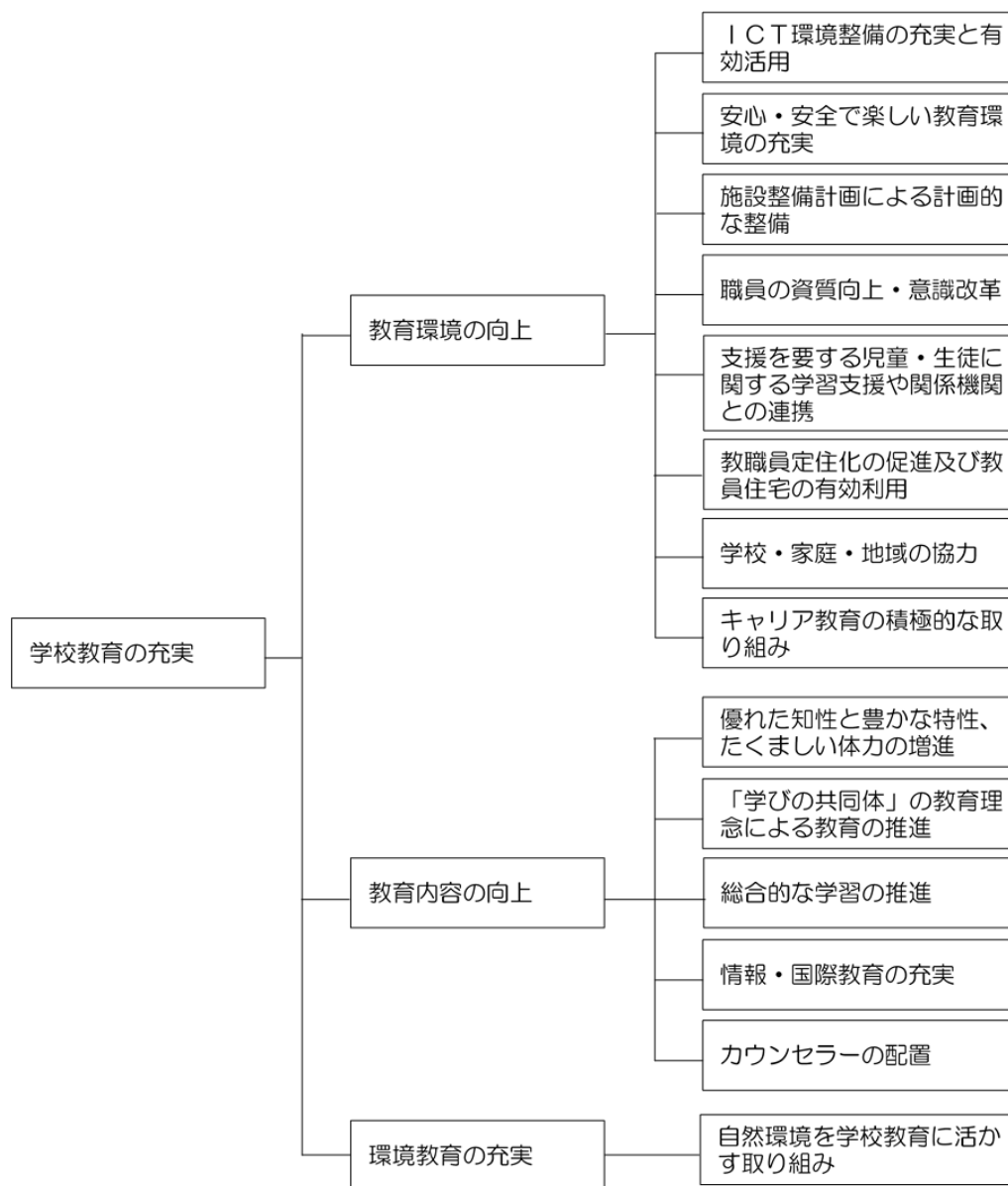
「学びの共同体」の教育理念を推進するため、学校改革を推進し、学びの共同体スーパーバイザーを招聘し、授業研究会を実施しました。

また、英語圏に短期間派遣し、国際感覚豊かな人材育成を図るため、中学生海外短期留学派遣事業を実施しています。

副読本の活用については、やんばるの自然についての調べ、観光客や地域に向けて発信しています。

また、地元のガイドに協力してもらい、地域資源（自然環境や歴史文化等）の価値やその魅力について学んでもらう機会を設けるため、学校と連携して環境教育を行っています。

■施策の体系



■施策の展開

①教育環境の向上

内容（具体策）
●ICT 環境整備の充実と有効活用 ・生徒一人に 1 台のタブレット端末の配布を行っています。地域間の教育の格差を是正し、情報通信技術の活用を積極的に行います。 ・ICT 機器を授業等で有効に活用が図られるよう ICT 支援員を配置します。 ●安心・安全で楽しい教育環境の充実 ・世界自然遺産普及啓発に向けた環境教育を実施します。

- ・地域資源に関して学習意欲のある子ども達を対象に、通年のプログラム実習の機会を設けます。
- ・社会体験学習を実施することにより、実的な知識や技術・技能に触れることを通して、学ぶことの意義や働くことの意識を理解し、自ら解決する態度を学び、「生きる力」の向上を図ります。
- 施設整備計画による計画的な整備
 - ・長寿命化計画に基づき、村内小中学校 6 校の校舎等の老朽化対策として、校舎の改築や改修、耐震補強等による学校施設の健全化に係る施設整備を行います。令和 4 年度以降に施設の整備時期を確定し、順次改築等の工事を実施します。
- 職員の資質向上・意識改革
 - ・教職員の研修会を充実させ、さらなる教師の資質の向上を図ります。
- 支援を要する児童・生徒に関する学習支援や関係機関との連携
 - ・支援を要する児童・生徒が充実した学校生活を過ごすため、学習等の支援や関係機関との連携を図り支援します。
 - ・児童生徒の学力に応じた個々の学習指導を行い学力の向上を図るため、学習支援員を配置します。
 - ・不登校の児童生徒に対応した支援を行い不登校の改善を図るため、生徒指導支援員及びスクールソーシャルワーカーを配置します。
 - ・高校受験対策として中学 3 年生向けの無料塾を実施します。また、中学 2 年生を対象とした学力向上を目的に無料塾を実施します。さらに今後は、高校生向けの無料塾の実施に向けて検討してまいります。
- 教職員定住化の促進及び教員住宅の有効利用
 - ・地域に密着した教育環境を創出するため、教員住宅の整備等を行い、教職員の定住化を促進します。また、空き教員住宅については、山村留学受け入れのために整備し、その有効利用を図ります。
- 学校・家庭・地域の協力
 - ・学校・家庭・地域が協力しあい、子ども達の学力向上の取り組みを推進します。
- キャリア教育の積極的な取り組み
 - ・「沖縄県キャリア教育推進プラン」に基づいたキャリア教育の積極的な取り組みに努めます。

②教育内容の向上

内容（具体策）
●優れた知性と豊かな特性、たくましい体力の増進 ・次世代を担う子ども達が社会の変化に自ら対応できる優れた知性と豊かな特性、たくましい体力の増進に努めます。 ●「学びの共同体」の教育理念による教育の推進 ・確かな学力の向上を目指すため、「学びの共同体」の教育理念による乳幼児・児童・生徒の

教育を推進します。

- 学びの共同体スーパーバイザーを招聘し、授業研究会を実施します。

●総合的な学習の推進

- 本村の豊かな自然環境、伝統芸能や本村の方言等の地域文化、各種産業による体験学習等を活用した総合的な学習を推進します。

●情報・国際教育の充実

- 時代の潮流に対応するため、情報教育や国際教育の拡充に努めます。
- 中学生を英語圏等に短期間派遣し、外国語を学ぶことへの関心・意欲をより高め、さまざまな視野を広げることにより、国際感覚豊かな人材育成を図ります。

●カウンセラーの配置

- 児童生徒の精神面をケアするため、相談・指導業務を担うカウンセラーの配置を推進します。

③環境教育の充実

内容（具体策）
●自然環境を学校教育に活かす取り組み • 国立公園、世界自然遺産登録地域の自然環境を学校教育に活かす取り組みに努めます。 • 地域資源に関して学習意欲のある子ども達を対象に、通年のプログラム実習の機会を設けることで、地域の魅力を発信する担い手育成を促進するとともに、他地域との次世代交流事業への参画支援により豊かな社会体験の充実を図ります。 • 世界自然遺産普及啓発に向けた環境学習を実施します。 • 環境省ウフギー自然館内の展示等を活用し、やんばるの自然の貴重性・重要性に関する解説、利用ルール等の普及啓発を行うことで、体験学習の機会の創出や理解ある観光客による持続可能な体験型観光の推進を図ります。 • 星空観望、天体観測を通し、太陽系の基本を学びます。 • 体験キャンプを通しLNT（Leave No Trace：環境倫理プログラム）を学び環境保全の重要性を学びます。

（２）生涯学習の充実

■基本構想と施策の方針

本村の国頭村民ふれあいセンターを中心に各種教室やサークル活動が行われていますが、村民の生涯学習の場として機能をより充実させる必要があります。

地域ニーズに沿った活動の支援を行う必要があります。

観光やエコツーリズムの活用を図るため、案内ガイドの育成が必要とされています。

■現況と課題

国頭村民ふれあいセンターを中心に各種教室やサークル等の支援を行いました。今後においても、講座内容の充実、受講者の増加を目指す必要があります。

また、本村の自然資源を活用した、親子で参加できる自然体験学習を実施し、暮らしが密接に自然と関わっていることを学ぶ「くんじゃん山学校」を実施した他、くんじゃん PR 隊と名付けて、村内の地域資源について学ぶ野外活動や文献等を活用した考察時間のある通年プログラムを実施しました。

また、やんばる自然体験活動協議会による、ウフギー自然館での自然環境及び歴史文化に関する解説や利用上のルール等の注意喚起など、やんばるの森における自然体験の機会の提供を行っています。

今後は、活動日の早期周知を図り、より多くの子ども達が参加できる環境を整えます。また、森林の他、海浜を含める内容充実化や、沖縄県と連携した世界自然遺産登録地域との交流活性化を目指す必要があります。

その他、総合学習や社会教育等の基盤整備のため、宜名真地区公民館、鏡地地区公民館を整備し、各地区公民館に Wi-Fi 環境を整えています。

■施策の体系



■施策の展開

①生涯学習内容の充実

内容（具体策）
●各種教室・サークル活動の充実 ・国頭村民ふれあいセンターを拠点とした各種教室、サークル活動の更なる充実に努めます。 ・村民自らが自発的に学習に取り組むため、各集落の拠点となる公民館で各種教室やサークル等の支援を行います。

- 自然体験や生活体験学習機会の創出
 - ・やんばる自然体験活動協議会と連携し、本村の豊かな自然を活かした自然体験や生活体験学習の機会の創出を図ります。
- 生涯学習プログラムの展開
 - ・情報化、国際化など時代のニーズに対応した生涯学習プログラムの展開を図ります。
- 自然学習と環境教育の充実
 - ・恵まれた自然環境を活用し地域の児童生徒を対象にした自然学習を通し環境を保全することの大切さを学ばせます。また社会人を対象にした環境教育の場としても活用します。

②推進体制の確立

内容（具体策）
●観光案内ガイドの育成及びボランティア活動の促進 ・エコツーリズムや地域文化など観光案内ガイドの育成やボランティア活動を促進します。 ●社会教育各種団体との連携強化 ・社会教育各種団体との連携を強化し、生涯学習の充実に努めます。

③基盤整備の推進

内容（具体策）
●社会教育施設や地区公民館等の整備の推進 ・総合学習や環境教育に対応できる社会教育施設をはじめ、老朽化による建て替え等地区公民館等の整備を推進します。

（３）青少年の健全育成

■基本構想と施策の方針

少子化の進行により、子ども会活動が衰退しないような対策が必要とされています。

本村の祭りや伝統行事への参加が少なくなり文化の継承が危ぶまれています。青年会が中心となり、地域の活性化に繋げる必要があります。

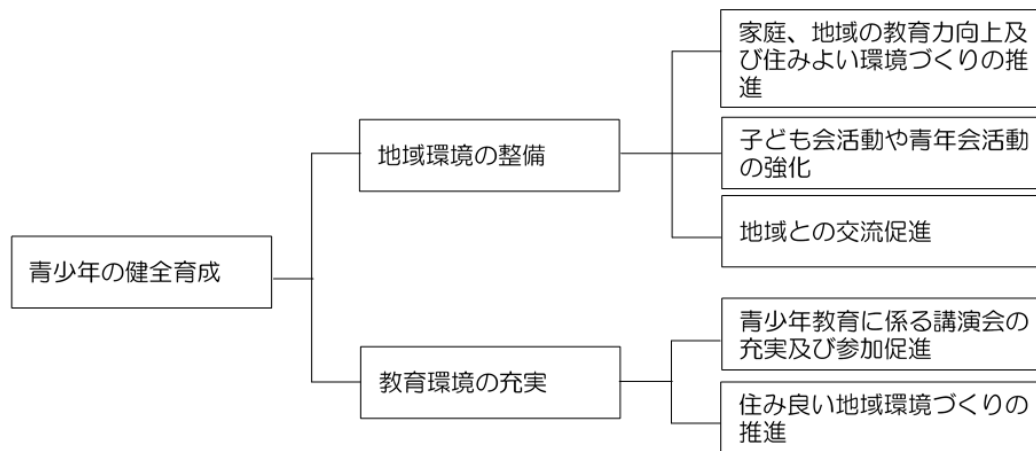
地域で行える教育の関心度を高めるため地域懇談会を行っていますが、保護者の参加が多い状況であり、地域の方々が参加しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

■現況と課題

子ども達の安全・安心で住み良い環境づくりのため、青少年深夜はいかい・未成年者飲酒防止国頭村民大会を開催の他、子ども会活動や青年会活動の強化を図り、地域的人間的ふれあいを深めるようコミュニティ活動を促進しています。

また、青少年教育に係る講演会等を開催し、教育環境の充実に向けて推進する必要があります。

■施策の体系



■施策の展開

①地域環境の整備

内容（具体策）
●家庭、地域の教育力向上及び住みよい環境づくりの推進 ・次世代を担う青少年の健全育成を図るため、家庭、地域の教育力向上に努め、学校・家庭・地域・行政の連携を幅広く展開し、子ども達の安心・安全で住み良い環境づくりに努めます。 ●子ども会活動や青年会活動の強化 ・子ども会活動や青年会活動の強化を図り、地域の人間的ふれあいを深めるようコミュニティ活動を推進します。 ●地域との交流促進 ・地域に根ざした伝統行事や魅力あるイベントを開催し、子ども会や青年会、地域との交流を推進します。

②教育環境の充実

内容（具体策）
●青少年教育に係る講演会の充実及び参加促進 ・青少年教育に係る講演会等の内容を充実させ、地域全ての方々の参加を促進します。 ●住み良い地域環境づくりの推進 ・青少年が安心・安全に暮らし、さらに地域を愛し、地域の活動や伝統行事へも積極的に参加できるよう明るく住み良い地域環境づくりを推進します。

（４）文化の振興

■基本構想と施策の方針

①文化財の保護継承

本村には、宇佐浜遺跡等多くの史跡、ノグチゲラやヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネ等の天然記念物、安田のシヌグ等の無形文化財が重要な文化遺産として指定されています。

古来の人々の生活を現在に残す遺跡や恵まれた自然、いまま集落の人々に根差している伝統行事は、広く国民の財産であり、文化財の保全、活用を含めて、触れて、楽しめる文化財の整備を進める必要があります。

今後とも、文化財の保護・周知・強化・保全を図り、地域としてその有効活用を図ります。また、文化財には指定されていないものの、伝統文化として貴重な民俗芸能等が数多く残っており、地域コミュニティ活動とも連携しながら、保護・継承に努めていきます。

②新しい文化の振興

地域文化の発展のためには、伝統文化の継承だけではなく、新たな文化の創造が必要です。村民の文化振興に対する意識高揚を図り、村民の自主的な文化活動への参加を促進し、絵画や音楽等の新たな文化活動の発展に努めます。

■現況と課題

対象となる埋蔵文化財に対し試掘等の調査を行い、その成果を報告書にまとめ、埋蔵文化財の周知と保護に繋げています。

また、指定有形文化財を適切に管理するため、周辺の草木の伐採等を行っています。

各地区に存在する地域文化財の保護のため、補助金を交付し、伝統行事の保存・伝承につなげていますが、人材の確保が課題となっています。

天然記念物ノグチゲラなどの農作物への食害防止のため、ミカン類の保護網調査を実施し、強力防鳥ネット（黒ネット）を使用することが現時点では最適と認められました。ブルーネットから強力防鳥ネットへの転換を推進していくことが必要であると考えます。

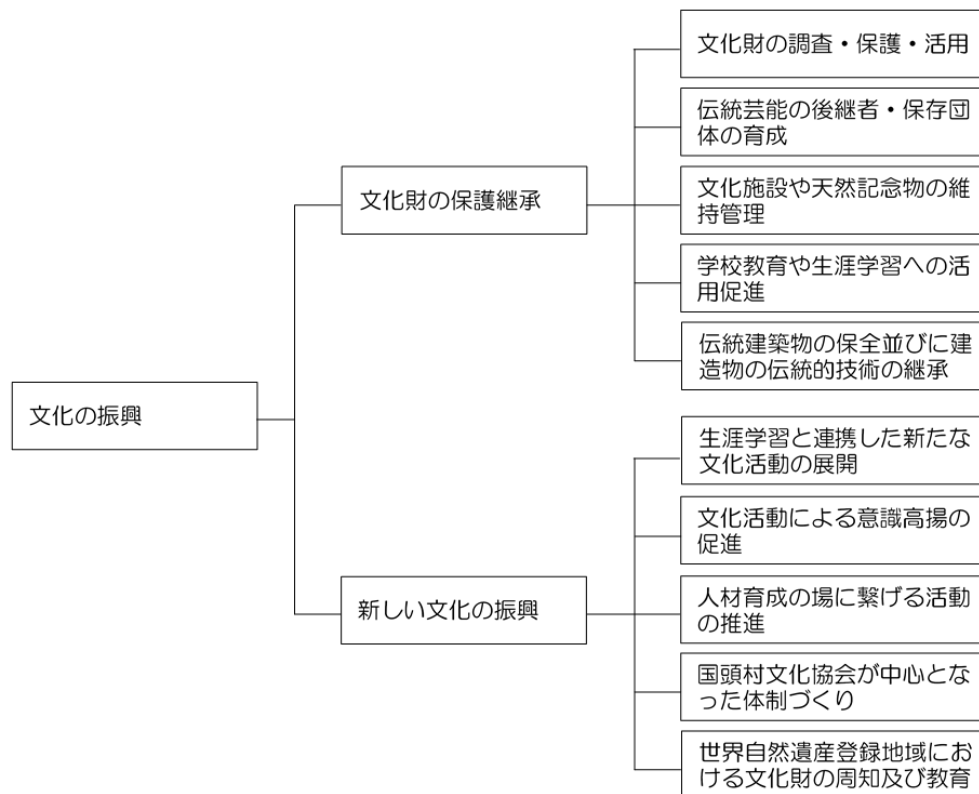
地域伝統芸能の保全育成、講演会など国頭村文化協会が中心となった体制づくりに努めています。

また、国頭村に受け継がれてきた歴史・文化資料を集約・適切に管理し、豊かな自然に対する適切な情報と、自然と共存してきた特色ある地域の歴史・文化のインタープリテーションを行い、地域への理解や愛着を深め、未来を拓くきっかけを得るような次世代教育や生涯学習の場となる施設の設置を推進する必要があります。



奥間の獅子舞

■施策の体系



■施策の展開

①文化財の保護継承

	内容（具体策）
●文化財の調査・保護・活用 - 文化財保護行政に対する諮問機関として、有識者からなる各種委員会を設置し、保護活用に努めていきます。 - 村内遺跡詳細分布調査を継続し、村内に所在する埋蔵文化財の把握に取り組むとともに、各地域に存在する文化財の調査（資料収集・学術的研究）・保護（資料収集・修復・保管）や、活用（啓発活動、生涯学習・学校教育）に努めるとともに、その運用を行える施設（民俗資料館等）の建設を推進します。 - 村内で分散している貴重な文化財を集約して保管・展示する施設の建設を検討します。 - 物産センター内の文化財展示保存施設をリニューアルし、観光客へのツールとして活用します。 ●伝統芸能の後継者・保存団体の育成 - 伝統芸能の後継者、保存団体の育成に努めます。 ●文化施設や天然記念物の維持管理 - 文化施設の修復や貴重な樹木の老齢化による樹勢措置など、維持管理に努めます。 - 指定文化財周辺の草木の伐採等を行い、対象文化財を適切に管理します。 - 村指定文化財が2件しかないため、今後指定件数の増加を目指します。	

●学校教育や生涯学習への活用促進

- ・文化財の重要性や関心を高めるため、学校教育や生涯学習への活用を促進します。

●伝統建築物の保全並びに建造物の伝統的技術の継承

- ・古民家などの伝統建築物の保全並びに建造物の伝統的技術の継承に努めます。

②新しい文化の振興

内容（具体策）
●生涯学習と連携した新たな文化活動の展開 ・青年会活動を通じ、地域の伝統文化の保存・育成に努めるとともに、生涯学習と連携した新たな文化活動の展開を推進します。 ●文化活動による意識高揚の促進 ・他市町村や各種団体、地域との交流や講演会などを開催し、文化活動の意識高揚を促進します。 ●人材育成の場に繋げる活動の推進 ・各種団体が一団となり、地域間の交流や意見交換の場を充実させ、人材育成の場に繋げる活動を推進します。 ●国頭村文化協会が中心となった体制づくり ・地域伝統芸能の保存と育成、講習会、関連施設の充実など、国頭村文化協会が中心となった体制づくりに努めます。 ●世界自然遺産登録地域における文化財の周知及び教育 ・国立公園、世界自然遺産登録地域の文化財の周知及び教育に活かす取り組みに努めます。

（５）スポーツの振興

■基本構想と施策の方針

余暇時間の増大や健康志向の高まりから、村民のスポーツに対するニーズは年々高まっています。

本村では、児童オリンピックや小学生駅伝競走大会等のスポーツイベントを開催しています。

また、村外からの参加者も多い国頭トレイルランニング大会を開催し、観光レクリエーションを推進しています。

くいなエコ・スポレク公園を拠点として、スポーツの振興を推進します。

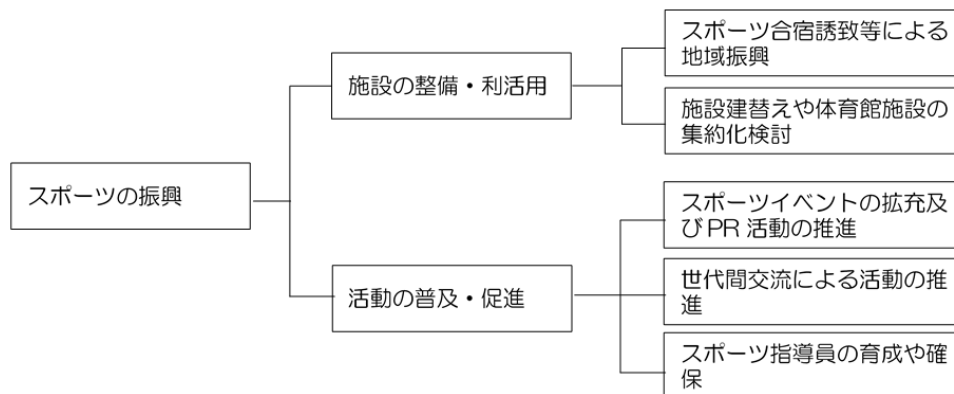
■現況と課題

老朽化した社会体育施設の補修を行い、利用者の安全性や村民の健康増進を図ります。

スポーツ活動の人材育成や普及啓発として、パークゴルフを通じて健康増進及び世代間交流による活動の他、児童オリンピック大会、小学生駅伝競走大会等にスポーツ推進委員の人材を派遣し、活動の啓発を行っています。

今後、スポーツ活動の充実を図るため、老朽化にある施設の建て替えや集約化の検討を行う必要があります。

■施策の体系



■施策の展開

①施設の整備・利活用

内容（具体策）
●スポーツ合宿誘致等による地域振興 ・エコ・スポレクゾーンを拠点施設と位置付け、村民の健康づくりをはじめ、スポーツ合宿の誘致等による地域振興を図ります。 ・くいなエコ・スポレク公園の施設利用が過密状態の時期は、臨機応変の施設管理を行います。 ・投てき場を整備しており、積極的に合宿誘致を行います。 ●施設建替えや体育館施設の集約化検討 ・老朽化のみられる社会体育施設について補修を行い、安心・安全な施設管理で村民の健康増進を図ります。 ・施設の老朽化に伴う建て替えや集約化を検討します。

②活動の普及・促進

内容（具体策）
●スポーツイベントの拡充及びPR活動の推進 ・国頭トレイルランニング大会などのスポーツイベントを開催し、スポーツイベントの拡充を図るとともに、交流人口の増加に向けたPR活動を推進します。 ●世代間交流による活動の推進 ・パークゴルフなどスポーツを通じた世代間交流による活動を推進します。 ・パークゴルフ人口は、愛好者が減少しているため、PR活動等により活性化を図ります。 ●スポーツ指導員の育成や確保 ・スポーツ指導員の育成や確保に努めます。 ・スポーツ推進委員の活動の場が減少しているため、活動の場の拡大を図ります。

（６）誰もが自分らしく活躍できる社会の形成

■基本構想と施策の方針

男女がともに活躍できる社会実現のためには、性別による差別のない学びの場や働ける環境づくりが求められています。

少子高齢化や高度情報化の進展などに対応していく上で、女性と男性が互いに人権を尊重しつつ、責任を共有し、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の形成が重要となっています。

また、人権は誰もが生まれながらにして持っている権利で、一人ひとりの村民がかけがえのない個人として尊重されなければなりません。

近年、性別や障がいの有無、インターネットによる人権侵害や、こころと身体の性が一致しない人に対する人権侵害、ヘイトスピーチ等が大きな問題となっています。

すべての人が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のため、あらゆる視点からの基盤整備に努めます。

■現況と課題

仕事と子育ての両立を図る支援対策を推進するため、国頭村役場では、育児休業等の取得、超過勤務時間の縮減、女性の管理職の登用を図っています。

また、女性の学習ニーズに対応した各種講座、研修会を開催し社会参画の意識高揚を図るため、国頭村婦人会各種事業（スポーツ大会、視察研修、体験講座等）を実施しています。

令和２年度に策定した「国頭村特定事業主行動計画」に基づき、村民及び村内事業所への推進を広く図る必要があります。

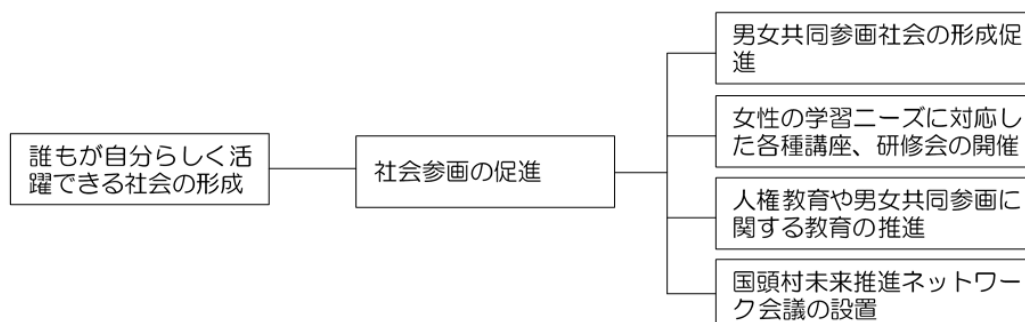
各種委員会等への女性の登用を積極的に図るとともに、女性の社会参画に対する意識の高揚を図るため、委員会を設置する際に女性の積極的な登用が必要となっています。

女性登用率は低く、令和元年に策定した国頭村附属機関の設置及び運営等に関する指針の女性委員の登用率を引き上げることが重要となっています。

近年、人権や性の問題が叫ばれています。

現在本村では、「少子高齢化・人口減少・担い手不足等」が課題となっており、課題解決に向け、あらゆる分野が横断的に連携を図る体制づくりが必要です。

■施策の体系



■施策の展開

①社会参画の促進

内容（具体策）
●男女共同参画社会の形成促進 ・令和 3 年4月策定の国頭村特定事業主行動計画に基づき女性の社会参画を積極的に支援し、男女共同参画社会の形成を促進します。 ・仕事と子育ての両立を図ることができるよう支援対策を推進します。 ・男性職員の育児休業等の取得促進に向けて、具体的な方策の検討を行います。 ・各種委員会等への女性の登用を積極的に図るとともに、女性の社会参画に対する意識の高揚を図ります。 ●女性の学習ニーズに対応した各種講座、研修会の開催 ・生涯学習や社会教育を通じて、女性の学習ニーズに対応した各種講座、研修会の開催について検討します。 ●人権教育や男女共同参画に関する教育の推進 ・学校における人権教育を推進します。 ・インターネット上の人権や情報モラルに関する教育の実施を検討します。 ・地域における人権学習会の開催を検討します。 ●国頭村未来推進ネットワーク会議の設置 ・本村の未来を明るいものにするために、現在本村が抱える様々な課題や諸問題に対し、未来の本村のありたい姿の指標や目標達成に向けて、それぞれの役割等について検討するため、国頭村未来推進ネットワーク会議を設置し、あらゆる分野の横断的な連携体制構築を図ります。

（7）国立自然史博物館の誘致

■基本構想と施策の方針

国立自然史博物館の誘致を沖縄県と協力して実施します。自然史博物館は、自然史研究の国際拠点となる施設であり、東アジア・東南アジアの自然史研究の中心となります。

■現況と課題

「国立沖縄自然史博物館」は、自然史科学の標本維持・研究・展示に加え、大学院大学・共同利用の役割を担う多機能・多目的施設であります。

国における国立自然史博物館の必要性は戦後から論じられ、設立の活動は日本学術会議の「マスタープラン 2014 年」に始まっています。2017 年には沖縄 21 世紀ビジョン基本計画にも盛り込まれ、以降の沖縄振興計画にも誘致を位置付けています。

世界自然遺産登録地域である本村に誘致することにより、世界的に類のない自然のフィールドを活かした研究・調査・人材育成、新しい魅力要素としての観光拠点として大きく貢献が期待できます。

本村において、「国立自然史博物館」の設立を目指してシンポジウムを開催する他、3 村で協

議会を立ち上げ、推進しています。

■施策の体系



■施策の展開

①国立自然史博物館の誘致に向けた取り組み

内容（具体策）
● 国立自然史博物館の誘致に向けた取り組み ・ 沖縄県及び関係機関と連携を図り、国立自然史博物館の誘致に向けた取り組みに努めます。



図 21 国立沖縄自然史博物館の構造図

水とエネルギーに感謝し、 資源を大切にするむらづくり



本村は、水をはじめとする豊かな資源に恵まれています。これらには限りがあります。貴重な資源を次世代にも引き継いでいくために、『水とエネルギーに感謝し、資源を大切にするむらづくり』を目指します。

本村は 3 つの国管理ダムを擁し、水資源を本島中南部に供給しており、水源かん養の機能が高まっています。さらに生物多様性の高い地域として、また二酸化炭素の吸収源として、その重要性がますます認識されています。

そのために、本村の持つ優れた自然環境に十分な配慮を行い、資源の節約と再利用、ごみの減量化など、環境への負荷を軽減するための仕組みづくりを推進します。さらに、自然環境との共生の実現を目指し、これまでの開発等により影響を受けた自然環境の回復に努めるとともに、今後の基盤施設整備にあたっては、環境負荷を最小限に抑える工法の導入を推進します。また、地域住民の環境美化や自然環境保全に対する意識向上など、ソフト面の施策について充実を図ります。

平成 23 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災の影響により再生可能エネルギーへの関心が高くなってきています。また、我が国では 2050 年までにカーボンニュートラルを目指しています。

本村においても、景観に配慮した環境負荷の少ない再生可能エネルギーの計画導入や普及促進を図ります。

(1) 簡易水道の経営及び整備

■基本構想と施策の方針

本村の簡易水道事業は平成 11 年度に完了しており、安全な水の供給が可能となっています。異常気象による水不足や観光需要に応じた水の確保のためにも、新規水源の開発が重要となっています。

■現況と課題

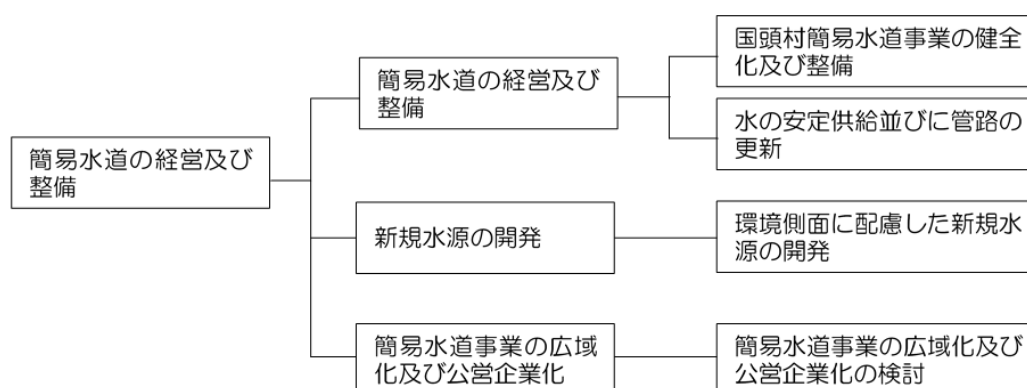
本村の水道事業は集落ごとに簡易水道の創設認可を取得して以来これまでに 5 地区の簡易水道事業の拡張、施設の統合等を行いながら、施設整備を行い村民生活や地域の発展に寄与してきま

した。しかし現状は配水池等の施設や管路の老朽化が進んでいます。

水道創設期に整備した施設や管路が更新時期を迎えるため、重要なライフラインの一つとして災害にも対応しうる施設・管路の整備を耐震化診断の実施を行い、計画的に改修する必要があります。その内管路の更新については、実施されるまでの間、漏水調査を実施し復旧することで有収率の向上を図る必要があります。

また、異常気象による水不足や観光需要に応じた新規水源開発を検討する必要があります。

■施策の体系



■施策の展開

①簡易水道の経営及び整備

内容（具体策）
●国頭村簡易水道事業の経営の健全化及び整備 ・国頭村簡易水道事業の経営の健全化の強化に努めるとともに、老朽化した施設及び管路の更新により、安全な水の供給に努めます。 ●水の安定供給並びに管路の更新 ・中長期的にみた水需給計画を策定し、年次的に水の安定供給を図ります。 ・国頭村簡易水道施設整備事業の中で送配水管の更新（耐震化）を進めていきます。 ・職員による調査で確定できない漏水箇所を、専門業者へ委託することで漏水箇所を特定、復旧し有収率向上へつなげていきます。 ・送水管が破断した場合に維持用水確保のため、隣接区との配水管を接続し水の安定供給を図ります。 ・配水池の老朽化が進んでおり耐震診断をし、改修計画を立て施設及び配管の更新を図ります。

②新規水源の開発

内容（具体策）
●環境側面に配慮した新規水源の開発 ・新たに必要となる水需要に対応し、環境側面に配慮した新規水源の開発を検討します。

③簡易水道事業の広域化及び公営企業化

内容（具体策）
●簡易水道事業の広域化及び公営企業化の検討 ・簡易水道事業の健全な運営と事業の安定化、効率化を図るため、広域化及び公営企業化を検討します。

（２）環境保護と基盤整備

■基本構想と施策の方針

生活水準の向上や産業活動の活性化に伴い、不燃廃棄物は年々増加しており、その廃棄・処理については、自然環境への配慮から適切な処理が必要です。

家庭からの生活雑排水により、水質の汚染が懸念されることから、生活雑排水における水質汚染物質の抑制、水質保全に関する村民の意識向上が必要です。

本村においては、やんばる３村（国頭村、大宜味村、東村）で構成される国頭地区行政事務組合で一般廃棄物最終処理施設及びリサイクルセンターを稼働しています。

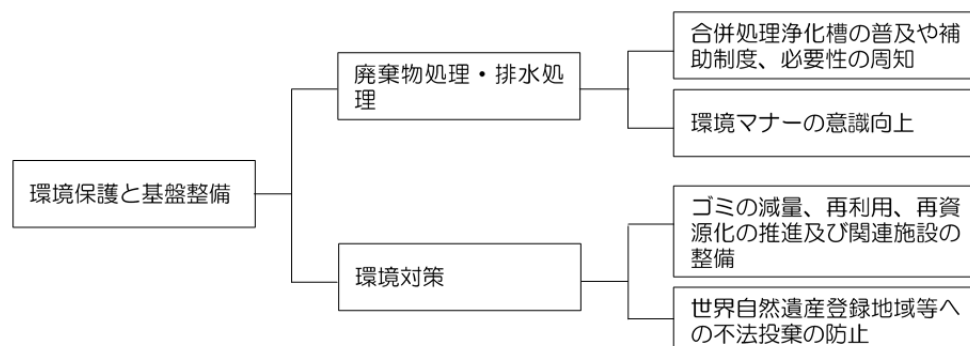
■現況と課題

塵芥処理事業として、３村（国頭村・大宜味村・東村）で構成される国頭地区行政事務組合で一般廃棄物最終処分施設の稼働により、ゴミの減量、再利用、再資源化を推進しています。

環境対策として、取水対象流域内を含む村内で確認された不法投棄ゴミを回収し、景観劣化、土壌・水質汚染や悪臭、その他事故を防止し、村内の環境保全を図りました。

やんばる国立公園又は沖縄海岸国定公園指定の海岸・海浜において、漂着ゴミ等の回収、分別し、搬送を地元地域の方やボランティアや企業・団体等の協力を得ながら、環境保全に努めています。

■施策の体系



■施策の展開

①廃棄物処理・排水処理

内容（具体策）
●合併処理浄化槽の普及や補助制度、必要性の周知 ・生活雑排水等については、合併処理浄化槽の普及による処理の移行を図るとともに、管理の徹底、補助制度や設置の必要性についての広報活動を推進します。 ●環境マナーの意識向上 ・ごみ分別や不法投棄など地域住民や来訪者も含めた環境マナーの意識向上に努めます。 ・一般観光客への普及啓発物に、海浜利用の際のマナー・ルールの追記、内容を充実化するとともに、国内外観光客に効果的に周知する手段を検討し、更なる普及啓発を図ります。

②環境対策

内容（具体策）
●ゴミの減量、再利用、再資源化の推進及び関連施設の整備 ・環境負荷の低減、循環型社会の形成という視点から、3R（リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle））の考え方が浸透してきており、ゴミの減量、再利用、再資源化を推進するため、関連施設の整備を図ります。 ・環境にやさしいライフスタイルを促進します。 ・一般廃棄物最終処理施設及びリサイクルセンターの運営により、ゴミの減量、再利用、再資源化を推進します。処分場の安定的な運営により、ゴミの減量、再利用等を推進します。 ●世界自然遺産登録地域等への不法投棄の防止 ・世界自然遺産登録地域等にあるゴミ、産業廃棄物の不法投棄の防止の施策を検討していきます。 ・やんばる国立公園又は沖縄海岸国定公園に指定される村内の海岸・海浜において、漂着又は遺棄されたゴミの回収を行うことで、世界自然遺産登録地域にふさわしい自然景観を有する海浜環境を維持します。また、利用者に対してはマナー啓発を行います。

（３）再生可能エネルギーの活用

■基本構想と施策の方針

自然環境保全づくりとしての機運の醸成と地域振興を目的とした「国頭村新エネルギービジョン」が平成 13 年 2 月に策定されています。昨今、原油価格の高騰や SDGs の普及から再生可能エネルギーの関心が高まっており、本村に有する畜産廃棄物などの資源を利用したバイオマスエネルギーなど環境負荷に配慮した新たな再生可能エネルギーの創出を検討します。

また、景観に配慮し公共施設への再生可能エネルギーの普及促進に努めます。

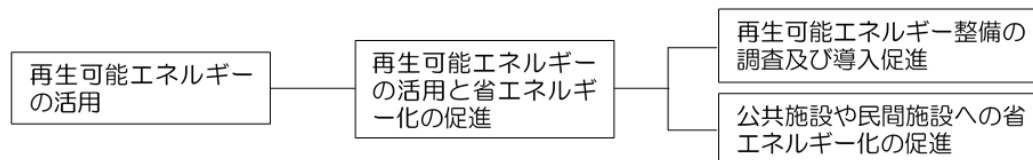
■現況と課題

景観に配慮し再生可能エネルギーの導入促進を図るため、公共施設及び公民館への太陽光発電機器を導入しています。

また、令和２年度に道の駅ゆいゆい国頭の敷地内に民間企業と協定を結び、電気観光バスを導入した国立公園内を周遊する観光施策を展開しています。

省エネルギー化の取り組みとしては、LED 導入などを促進する他、公用車のハイブリッド車導入、電気自動車導入、村内集落街灯を LED 化するなど省エネルギー化を図っています。

■施策の体系



■施策の展開

①再生可能エネルギーの活用と省エネルギー化の促進

内容（具体策）
●再生可能エネルギー整備の調査及び導入促進 ・景観に配慮し再生可能エネルギーの導入に向けた調査を実施し、促進を図ります。 ●公共施設や民間施設への省エネルギー化の促進 ・公共施設や民間施設、各家庭に対して再生可能エネルギー機器の設置や LED 導入などを促進し、省エネルギー化に取り組みます。

【基本データ】

表 24 上水道概況の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
人口	5,082	4,980	4,888	4,795	4,748	4,795	4,712	4,607
給水人口	5,065	4,964	4,873	4,777	4,725	4,795	4,587	4,487
普及率	99.7%	99.7%	99.7%	99.6%	99.5%	100.0%	97.3%	97.4%
一日平均給水量(m3)	2,198	2,192	2,269	2,171	2,266	2,212	2,110	2,032
水道事業施設設置箇所	7	7	7	7	7	7	3	3
簡易水道	7	7	7	7	7	7	3	3

資料：沖縄県統計年鑑

うるおいとやすらぎのある、 健康で安全なむらづくり



本村の年齢別人口を割合でみると、年少人口の割合は年々低くなり、高齢人口の割合が年々高くなる傾向にあり、少子高齢化が顕著となっています。このような少子高齢化は、今後も進行していくことが想定されます。

福祉のあり方は、従来の「支える側」、「支えられる側」という関係から、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた取り組みが進められています。

地域共生社会の実現に向けては、「他人事」になりがちな地域づくりを住民が『我が事』として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、制度の縦割りを越えて、ニーズに『丸ごと』対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

また、地域においては、高齢者の増加に伴う介護サービスの需要が増加するとともに、福祉のニーズも多様化することが想定されます。このような状況下において、高齢者の生活を支える地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築は、地域共生社会の実現の中心的な役割として位置づけられます。

今後、特に高齢者については地域の人々で支えあえるコミュニティづくりが重要となることから、住み慣れた地域で安心して毎日を暮らし、人と人とのつながりをお互いに支えあうことのできる『うるおいとやすらぎのある、健康で安全なむらづくり』を目指します。

また、高齢者に限らず、全ての村民が安心して暮らせるよう、社会福祉の充実や地域コミュニティづくりなどへの支援を行い、笑顔で暮らしやすいむらづくりを推進します。

（１）老人福祉の充実

■基本構想と施策の方針

本村の高齢者（65 歳以上）の割合は 34.3%（令和 2 年国勢調査）で、沖縄県平均の 22.1% を大きく上回っています。

人口に占める高齢者の割合は年々高くなっており、高齢者のみの単独世帯も増加しています。

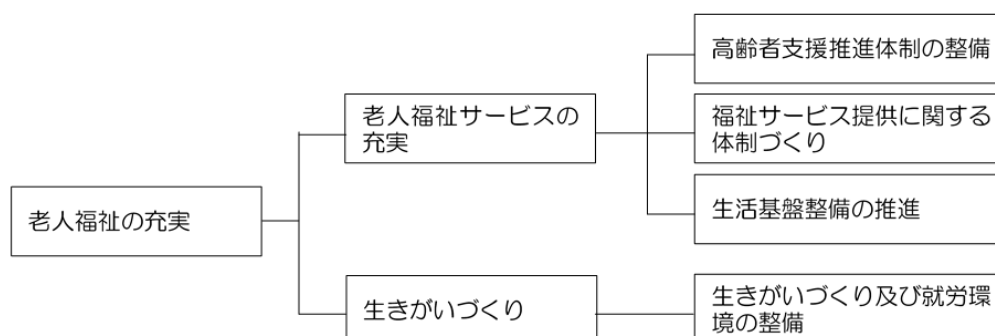
また、地域コミュニティの希薄化により、家庭や地域からの高齢者の孤立化が社会問題となっています。

■現況と課題

交通機関利用が困難な高齢者に対し、移送用車輛により利用者の居宅と在宅サービスや生きがい活動支援通所事業の提供による保健福祉の向上を図りました。

一人暮らし老人等に対しては、通所介護施設、自治会公民館等を活用し、通所等により各種サービスを提供、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図るなど、生きがいづくりを提供しています。

■施策の体系



■施策の展開

①老人福祉サービスの充実

内容（具体策）
● 高齢者支援推進体制の整備 ・「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、制度やサービス利用方法などの周知、サービスの質の向上など総合的な福祉サービスの提供を推進します。
● 福祉サービス提供に関する体制づくり ・高齢者が必要とする福祉サービスを提供することができる体制づくりに努めます。
● 生活基盤整備の推進 ・高齢者が地域の中で安心して生活できるよう、バリアフリー化など生活基盤の整備を推進します。

②生きがいづくり

内容（具体策）
●生きがいづくり及び就労環境の整備 ・高齢者が生きがいを持っていきいきと生活できるよう、地域活動への参加や生涯学習、スポーツを通じた機会づくりを推進します。また、関係機関と連携して高齢者の就労環境の整備を進めます。

（２）児童・母子福祉の充実

■基本構想と施策の方針

少子化や核家族化の進行、就労環境の変化により、子どもや家庭をとりまく環境は変化しており、地域社会全体で子育てをするような機会は減ってきていると考えられます。

母子家庭及び父子家庭等を対象に保険医療費を補助するなど、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。

こども医療費助成が現物給付（窓口無料）を導入したため、今後、母子及び父子家庭等医療費助成事業においても導入の検討が必要となっています。

また、児童福祉の向上を図るため、妊産婦、乳幼児、児童生徒及びその保護者等へのサービスの充実を強化し、養育支援訪問事業、家庭児童相談等を実施し、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応に努めています。

子どもの貧困対策として、放課後の孤立を防ぐため、子どもの居場所を確保し、食事の提供や生活指導、学習支援などを行っています。

子どもの貧困緊急対策協議会を設置し、地域の子ども及び保護者への適切な支援を図るため、関係者が連携して情報や考え方を共有し、適切な連携の下で協議を行っています。また、「ファミリーサポートセンターひとり親家庭及び村民税非課税世帯の利用支援事業」により、ひとり親世帯等の経済的負担の軽減や生活の安定と自立を支援しています。

母子保健事業として、妊娠期から子育て期まで、健康診査、訪問指導、保健指導を行い、安心して子育てが出来る環境を整えています。今後も相談支援員の充実を図り、受診率向上を目指していきます。

■現況と課題

平成 30 年度に認定こども園の開設により、0 歳児から 5 歳児までの乳幼児が同じ施設内で、互いに学びあいながら成長しており、教育・保育の環境として充実しております。また、楚洲へき地保育所を運営することで、利用しやすい環境を整えています。

子育て支援では、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童や乳幼児に対し、学童施設を 2 か所運営し、放課後児童の適切遊びの場、健全な育成を行っています。また、子育て支援センターでは、保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供など援助を行っています。

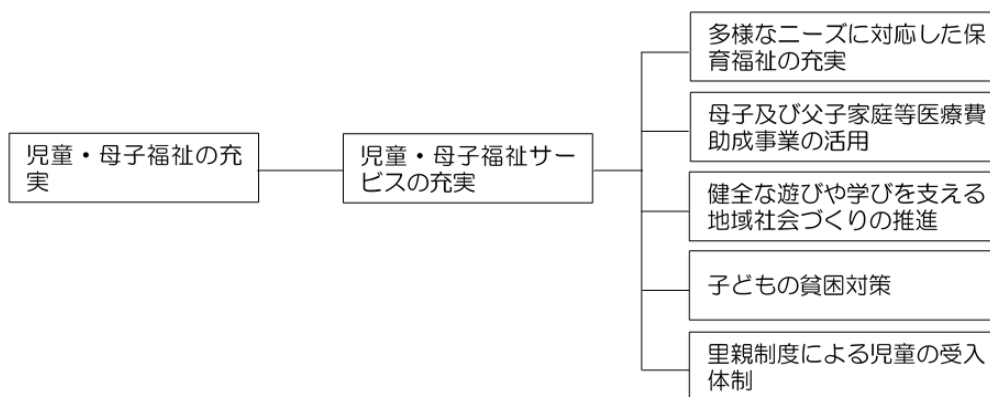
養育する里親制度について理解を促す必要があります。

保育教諭の確保及び教育・保育の提供が重要になっています。

保育教諭の育成、研修の実施により、質の良い環境を整える必要があります。

学童指導員の育成、研修の実施により、質の良い保育の環境を整えます。

■施策の体系



■施策の展開

①児童・母子福祉サービスの充実

内容（具体策）
●多様なニーズに対応した保育福祉の充実 ・保育教諭の確保や学童保育の充実など、多様なニーズに対応した保育福祉の充実に努めます。 ・保護者の就労等により、保育の認定を行い、乳幼児の発達を踏まえた適切な教育・保育の提供を図ります。 ・認定こども園では、0歳児から5歳児までの乳幼児が同じ施設内で、互いに学びあいながら成長しており、教育・保育の環境として充実しています。多くの保育教諭が「保育の質」を向上させるために園内研修や日案、週案、月案を日々の話し合いで作成し、保育教育の充実に徹しており、継続します。 ・楚洲へき地保育所は、村内法人との連携により運営を行います。 ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 ●母子及び父子家庭等医療費助成事業の活用 ・「母子及び父子家庭等医療費助成事業」により、ひとり親世帯の経済的負担の軽減や生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。 ●健全な遊びや学びを支える地域社会づくりの推進 ・子ども達の健全な遊びや学びを支えられる地域社会づくりを推進します。 ・保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。 ●子どもの貧困対策 ・生活困窮世帯等の子どもたちが健康で安定した日常生活を送ることができるよう子どもの

貧困対策に取り組みます。

●里親制度による児童の受け入れ体制

- ・家族の病気や保護者の養育拒否などのさまざまな事情で養育環境に恵まれない児童のため、児童福祉法で定める里親制度による児童の受け入れ体制等について、県と連携を図りながら取り組みます。

（３）心身障がい者（児）福祉の充実

■基本構想と施策の方針

国では、国連総会において採択された障害者権利条約への批准や、「障害者基本法」「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」等の制定や改正等、障がいのある人への支援施策が進められています。

本村では、「第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」に基づき、障がいのある人の自立へ向けた支援や障がい福祉サービスの提供等を推進してきました。

障がい者（児）及びその家族が地域のなかで自立した生活を送るためには、福祉・保健・医療などの様々な分野での連携や地域住民の理解と協力が必要です。

障がい者（児）福祉の向上を実現するため、保健医療の充実、福祉サービスメニューの充実、障がい児教育の充実等を図るとともに、地域福祉活動体制の確立と人材の確保・育成を図ります。また、障がい者（児）及びその家族が充実した日常生活を送れるように障がい者（児）の福祉事業所等への協力や、これらの取り組みを実践するための NPO 法人化等を促進します

■現況と課題

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスや補装具費の支給等、障がいのある人もない人もともに暮らせるよう、一人ひとりのニーズに応じたサービス提供出来るよう自立支援給付事業及び障害児通所給付事業を実施しました。受給者の高齢化でサービス利用者の減少が見込まれるため、サービスの周知を図り、利用者数の維持に努めています。

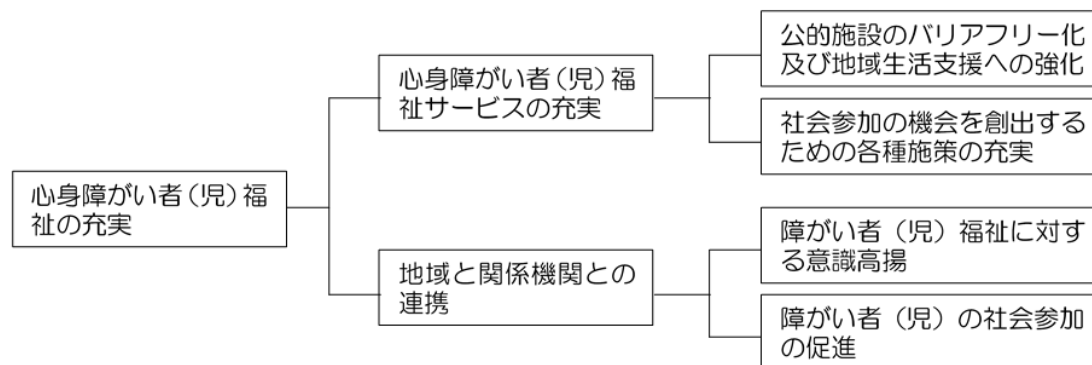
また、相談支援事業をはじめ地域の障害福祉に関する中核的な役割を果たす定期的な協議を行っています。

高齢化に伴い、通院等に支援が必要となる方の新規申請の増加が見込まれます。現状において、社協の受け入れ容量が厳しく、人員や車輛の確保が課題となります。

村内の関係施設への提供や、ホームページ、広報誌を活用し、幅広く周知する必要があります。

協議の場を維持しつつ、新たに障がい児を対象とした「子ども部会」の設置は重要になっています。

■施策の体系



■施策の展開

①心身障がい者（児）福祉サービスの充実

内容（具体策）
●公的施設のバリアフリー化及び地域生活支援への強化 ・障がい者及び障がい児が、その有する能力を活用し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付等を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ります。 ●社会参加の機会を創出するための各種施策の充実 ・一般の交通機関の利用が困難な障がい者等に対し、移送用車輛による送迎を行うことにより、障がい者等の保健福祉の向上を図ります。

②地域と関係機関との連携

内容（具体策）
●障がい者（児）福祉に対する意識高揚 ・地域住民等への自閉症をはじめとする発達障害に関する理解の促進が図られるよう、広報・啓発等の取り組みを実施します。 ●障がい者（児）の社会参加の促進 ・障がい者（児）の自立した日常生活、社会生活を営むことができる地域づくりの実現に向け、協議・調整を行います。

（４）保健・医療の充実

■基本構想と施策の方針

①保健・医療

村民が健やかな生活を送るためには、疾病の未然防止、早期発見、早期治療など健康づくりの施策が重要となります。

そのため、村民の健康相談や各種検診の充実を図るとともに、健康に対する知識の普及・周知に努め、村民と一体となった健康づくりを展開していきます。

高齢者福祉、母子保健等については村民ニーズの把握に努め、介護予防や疾病予防の観点から

予防接種など保健・予防事業の拡充を図ります。

医療施設及び地域医療体制の充実を図り村民に良質な医療を持続的に提供するために、東部へき地診療所の機能を高め、診療所の維持、並びに救急医療体制の充実又は拡充強化を図り、健康で不安のない安心して暮らせる保健・医療環境の提供に努めます。

②国民年金・国民健康保険

国民年金は、村民の老後の生活を支える大切な制度です。年金制度の安定的な運営を図るため、国民年金制度の仕組みとその必要性の周知を図り、若年層の加入促進に努めます。

また、国民健康保険についても事業の安定的な運営を図るため、保険税の収納率の向上と増大する医療費の抑制に繋がる保健・予防事業の拡充に努めます。

■現況と課題

健康で安心して暮らせる保健・医療環境の提供のため、医療施設及び地域医療体制の充実を図り、村立診療所の運営を行う他、健診の機会を提供し、生活習慣病の発症予防・重症化予防につなげ、健診未受診者に対しては訪問や電話・文書により再度受診勧奨を行っています。

国民健康保険事業では、納税義務者の税負担の公平性を保つため、徴収嘱託員を配置して徴収業務を強化し、収納率向上並びに目標徴収率の向上に努め、滞納者に対しては、電話・訪問による納付催促、納付困難者の相談対応等を行っています。

国民年金事業としては、保険料の納付率の向上を図るため、各種リストを活用し年金資格取得を適正に行う他、納付相談にも応じています。

福祉活動の支援強化を図り、村民一体となった地域コミュニティの醸成のため、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行っています。

また、民生委員児童委員協議会の活動強化と当該民生委員・児童委員の資質向上に必要な経費に対し補助金を交付しています。

安定的な医療体制の確保を行う必要があります。

村が実施する母子保健サービスを実施するため、引き続き母子保健推進の確保に努めます。

母子保健推進員の知識や技術向上の為、研修会等へ積極的に参加します。

安心して子育てが出来るよう、相談支援等を充実させる必要があります。

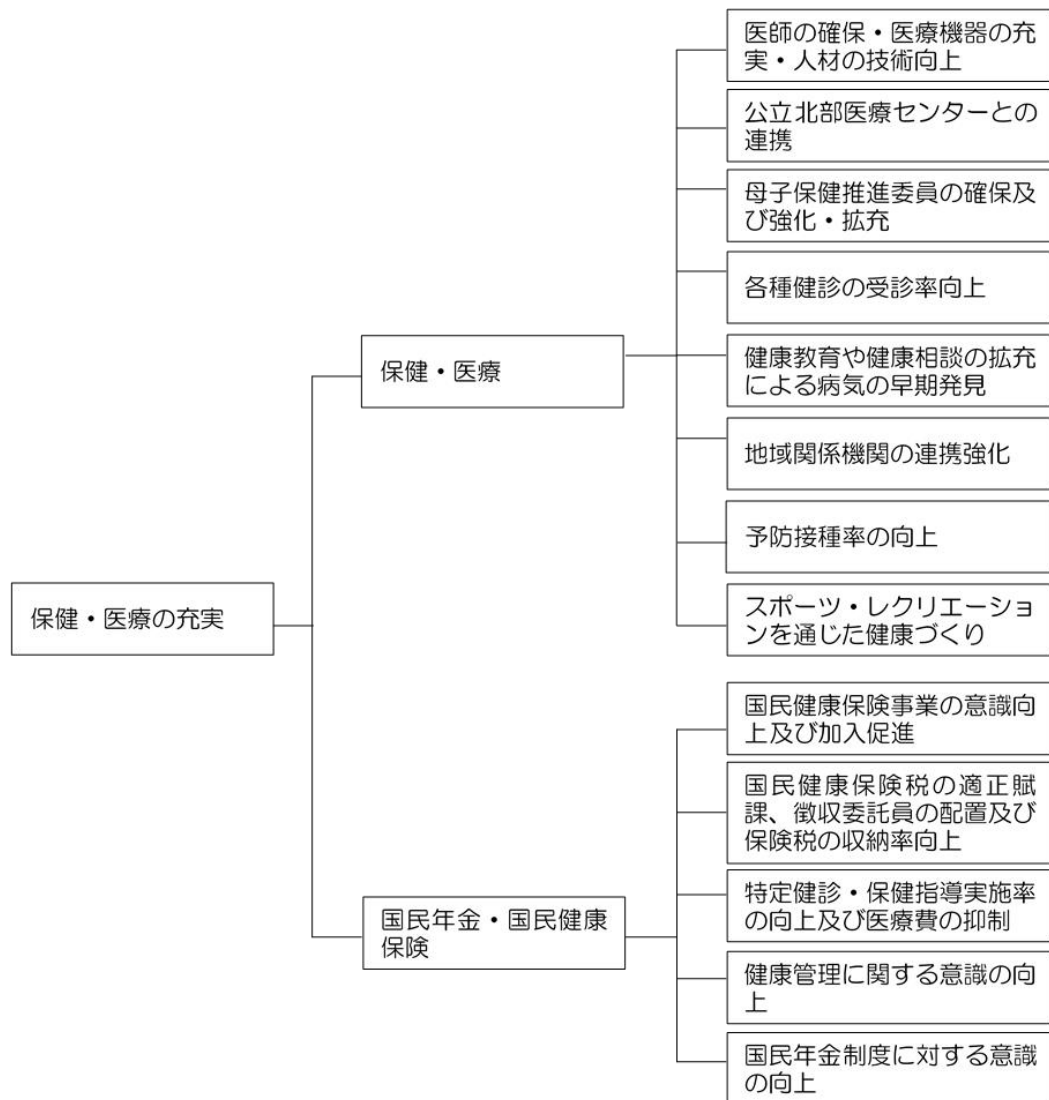
特定健診受診率については、年々増加傾向にあります。今後目標としている60%以上を達成できるよう、健診の必要性の周知、未受診者対策に取り組み、受診率向上を図る必要があります。

特定保健指導実施率においては、目標値としている90%を平成29年度以降大幅に上回っており、今後も継続し取り組む必要があります。

国民健康保険税の収納率は年々増加傾向にあります。県の定める目標値に近づけるよう、普段の徴収業務に加え、滞納整理や滞納処分について適切に実施できるよう知識の修得に努め、実行する必要があります。

国民年金保険料の収納率は年々向上しており、年金事務所管内や沖縄県よりも高くなっています。今後も適正取得に努め、年金事務所と協力し収納率向上を図る必要があります。

■施策の体系



■施策の展開

①保健・医療

内容（具体策）
●医師の確保・医療機器の充実・人材の技術向上 ・村民に良質な医療を継続的に提供し、健康で不安のない安心して暮らせる保健・医療環境の提供に努めます。 ●公立北部医療センターとの連携 ・令和 10 年度に開院予定とされている公立北部医療センターとの連携を図り、遠隔診療等による医療の充実を図ります。 ●母子保健推進委員の確保及び強化・拡充 ・安心して妊娠・出産・育児ができるよう、村が実施する母子保健事業に協力し、村が行う

各種サービスを妊婦や赤ちゃんを持つ家庭に紹介するなど、行政とのパイプ役として母子保健推進員を配置します。

●各種健診の受診率向上

- ・妊娠期から子育て期まで、健康診査、訪問指導、保健指導を行い、切れ目なく支援することで安心して子育てが出来る環境を整えます。

●健康教育や健康相談の拡充による病気の早期発見

●地域関係機関の連携強化

●予防接種率の向上

●スポーツレクリエーションを通じた健康づくり

②国民年金・国民健康保険

内容（具体策）

●国民健康保険事業の意識の向上及び加入促進

- ・健康保険の加入は国民の義務であり、適正な医療を受け健康に暮らしていくための必要な備えであることを周知し、他保険を離脱したときや子どもが生まれた時など、必要に応じ手続き事務を行います。

●国民健康保険税の適正賦課、徴収委託員の配置及び保険税の収納率向上

- ・国民健康保険事業の安定的な運営、納税義務者の負担税の公平性を保つため、保険税を適正に賦課するとともに、徴収嘱託員を配置して徴収業務を強化し、収納率向上並びに目標徴収率の達成に努めます。

●特定健診・保健指導実施率の向上及び医療費の抑制

- ・生活習慣病の始まりは自覚症状が軽いいため、まずは健診の機会を提供し、個々の状態に応じた保健指導を実施することで、生活習慣病の予防及び重症対策に努め医療費の抑制につなげます。

●健康管理に関する意識の向上

●国民年金制度に対する意識の向上

【基本データ】

表 25 国民年金受給状況

（単位：千円）

	H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
老齢年金	1,363	925,944	1,375	930,336	1,389	928,337	1,406	930,162	1,393	928,310	1,417	943,336	1,466	961,464	1,497	962,881	1,509	968,291
障害年金	156	134,685	151	128,514	142	119,976	132	110,955	130	112,104	133	115,001	133	115,092	131	112,725	131	112,765
遺族年金	17	12,545	13	9,579	9	6,698	8	6,204	17	10,238	20	11,862	19	11,915	15	10,738	13	10,022
合計	1,536	1,073,174	1,539	1,068,429	1,540	1,055,011	1,546	1,047,321	1,540	1,050,652	1,570	1,070,199	1,638	1,088,471	1,643	1,086,344	1,653	1,091,078

資料：県統計年鑑「国民年金受給者の状況」

（５）地域コミュニティの醸成

■基本構想と施策の方針

過疎化や高齢化が進み、集落の自治機能を維持していくことが困難な状況になることが危惧されます。そのため、持続可能な地域づくりの新たな仕組みを検討する必要があります。

また、社会福祉の目的は、地域の人々が互いに助け合い、すべての方が暮らしやすい環境を作り出すことにあります。

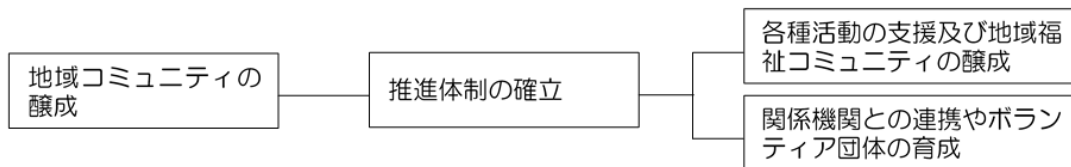
したがって、社会福祉の各種施策の推進とともに、地域コミュニティの醸成を図り、人々の相互扶助のもと、いたわりと生きがいのあるむらづくりを推進します、

また、それぞれの集落地域において、村民が生活しやすい快適な環境づくりに努めるとともに、集落の特色ある文化や地域資源等を活用した、自主的な取り組みを支援し、活力ある地域づくりを推進していきます。

■現況と課題

人口減少や少子高齢化等により、地域の中での見守り等の公助の維持が課題となります。

■施策の体系



■施策の展開

①推進体制の確立

内容（具体策）
●各種活動の支援及び地域福祉コミュニティの醸成 ・地域運営の「通いの場」を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。 ●関係機関との連携やボランティア団体の育成 ・村民の福祉増進に寄与することを目的として、協議会の活動を強化することにより、地域福祉の充実を図ります。

第七章 地域別構想

1 地域区分

本村は、20 の行政区から構成されています。地域を辺土名地域、西部地域、東部地域の3地域に区分し、地域別の振興の方針を示します。

■ 地域区分

地域名	行政区
辺土名地域	浜、半地、比地、鏡地、奥間、桃原、辺土名、宇良、伊地、与那
西部地域	謝敷、佐手、辺野喜、宇嘉、宜名真、辺戸
東部地域	奥、楚洲、安田、安波



2 辺土名地域

■現況と課題

①現況

辺土名地域は、村土の約 27.6%にあたる約 5,370ha を占め、浜、半地、比地、鏡地、奥間、桃原、辺土名、宇良、伊地、与那の 10 の字で構成される地域です。令和 3 年 1 月現在の人口は、3,622 人で村人口の 78.5%が集中しています。

本地域は本村の中心地であり、役場庁舎をはじめとする公共・公用施設や商業施設、事業所等が立地し、市街地を形成しています。コワーキングスペースや移住トライアル施設も立地し、移住施策においても重要な役割を担います。

背後には比地川、与那覇岳につながる山々など広大な自然も広がっています。また集落ごとに祭りや伝統行事など独特の文化を持つ地域でもあります。

今後、人口の増加、産業集積の拡大等の注目度が高い地域であることから、計画的な市街地の拡大・整備を図るものとし、市街地内の農地や空き地は住宅地として有効利用を図るとともに、公共・公用施設、生活関連施設等の整備を図ります。

特に中心市街地の整備については、村の顔となる中心拠点の形成を図ります。

また、本地域は、オクマプライベートビーチ&リゾートを有する県下でも有数のリゾート地であり、このリゾートと連続し、一体的な利用が図れる「道の駅ゆいゆい国頭」をはじめ、「くいなエコ・スポレク公園」、「比地キャンプ場等施設」との連携や観光客等の中心市街地への誘導を図り、西部・東部地域との連携強化を推進し、本村観光リゾートの拠点形成を図ります。

農地については、優良農地の確保を図るとともに、整備されたほ場の有効利用、野菜・飼料用作物（牧草）の導入等を促進し、農業生産性の向上に努めます。山間部に点在する農地は、集団化による有効利用を促進するとともに、レクリエーション用地等への転換を検討します。

辺土名漁港については、定置網漁を中心とした水産業の振興に加え、漁業体験を通じた観光振興を図ります。

②課題

本地域では、今後の産業の振興により人口や観光客が増加すると、今以上に人と自然との共生が重要な課題となる地域といえます。

特に、集落内の河川は洪水時にみられる氾濫や生活汚染水等の流入を防ぐよう安全性や環境衛生面の向上が必要です。

若者の定住化を促進するよう産業の拡大や創出による雇用の場の確保や宅地の供給、市街地や集落の公共公用施設整備など住環境の向上が必要です。特に村の中心となる本地域では、村の顔となる中心拠点づくりが求められています。

また、観光客の増加も予想されることから、リゾートや集客施設と連携し、特産品の開発など各産業が連携し、観光収入が多く得られるような仕組みづくりが重要です。なお、エコツーリズムの展開などは貴重な自然環境への影響をなくするため適正な利用が必要であり、ある程度制限を加えることも必要といえます。

集落内の未利用地や遊休農地の有効利用も各集落の抱える大きな課題となっています。

■振興の方針

- ① 集落内を流れる河川は、雨天時の氾濫や浸水を防ぐよう、老朽化した護岸の改修など適正な河川の維持・管理を行います。また、親水性の向上やレクリエーション利用も検討します。
- ② 生活排水や農業排水などの河川流入を防ぐよう、集落内排水路の整備や合併浄化槽の普及に努めます。
- ③ 集落内排水路と併せて集落内道路の整備を行うことにより、生活道路の安全性を確保します。
- ④ 辺土名川多自然川づくり推進計画に基づき辺土名川のソフト面での整備活用を進めます。
- ⑤ 農地については、優良農地の確保を図るとともに、整備されたほ場の有効利用、野菜、花き栽培の導入を促進し、農業生産性の向上に努めます。山間部に点在する農地や遊休農地等は集団化により有効利用を促進するとともに、担い手育成や農業参入者の受け入れを促進します。
- ⑥ 農林水産業と観光の連携など新たな産業の展開や、企業誘致などを進め雇用の創出を図ります。
- ⑦ 市街地や集落内に点在する農地や空き地及び空家は、公共施設や宅地利用など有効的な利用のあり方について検討します。
- ⑧ 村営住宅は、村民の意向や人口動向を把握し、適正な供給について検討を行います。
- ⑨ 中心市街地の整備は計画的に行い、村の顔となる中心拠点の形成を図ります。
- ⑩ 老朽化した集会施設の整備や、生活道路の安全性を確保するとともに、未利用地の有効利用等を進め快適なコミュニティの形成を図ります。
- ⑪ 主要施設へのアクセスや集落間をつなぐ道路の街灯設置や適正な緑化空間の創出など安全で快適な道路環境の創出に努めます。
- ⑫ くいなエコ・スポレク公園については、今後もイベントや県外を中心とした合宿を行う団体等の積極的な誘致を図り、地域の活性化に努めます。
- ⑬ 自然に触れ合うことが出来る国頭トレイルランニング大会を通じ、世界自然遺産登録地域として本村の魅力を発信します。
- ⑭ 集落道の整備や街灯の設置など、居住者や観光客が安全で快適に歩ける集落の基盤整備を進めていきます。
- ⑮ 比地大滝キャンプ場など利用者へのゴミ問題喚起や、環境利用の指導員育成を図り、環境負荷減少と環境の適正利用を図ります。
- ⑯ 地域内に残る伝統行事などは後継者育成やPRの強化により存続を図ります。また、集落内に残る歴史、文化的資源についても保全や観光利用に活かせるよう周辺整備に努めます。
- ⑰ 地元特産品の開発や展示・販売など地域内に立地する国頭村観光物産センター（ゆいゆい国頭）等の集客施設を活かし、農林水産業の活性化を図ります。農産品直売所についてはすでに手狭であり、直売所の拡充や販路の拡大を行います。

- ⑱ 子どもたちが、安心して遊べる遊具公園の整備を検討します。
- ⑲ 農家を中心とした民泊として、中学・高校の修学旅行生を受け入れ、村民との交流、伝統文化（伝統芸能や食文化等）の体験を通じて本村の魅力をPRします。



辺土名大通り祭り

3 西部地域

■現況と課題

①現況

西部地域は、村土の約 24.0%にあたる約 4,667ha を占め、謝敷、佐手、辺野喜、宇嘉、宜名真、辺戸の 6 つの字で構成される地域です。令和 3 年 1 月現在の人口は、445 人で村人口の 9.6%となっています。

ほとんどの地域で人口減少と高齢化が進んでいますが、宇嘉では空家対策事業等により人口が微増に転じており、閉店していた共同売店の新たな利用も始まっています。

本地域は西海岸北側に位置し、東シナ海に面しています。海岸線及びその地先海域は沖縄海岸国定公園に指定されている景勝の地となっています。

丘陵地が海岸線に迫ることから平坦地に乏しく、狭い平坦地に集落が立地しており、農地の大部分が丘陵地に位置しています。そのため、これまで、丘陵地において農地開発等が進められてきました。

一方、従来から山間地に点在する農地については、耕作放棄地もみられており、農地の集団化、複合経営の推進、農業基盤整備等により、生産性の向上に努めます。

海岸については、観光リゾート資源として積極的な活用を図るものとし、特に辺戸岬については全県的レクリエーション拠点としての整備を促進し、大石林山や辺戸岬一帯の観光施設と東部地域に繋がるネットワークの形成も図ります。

宜名真漁港については、水産業の振興策としての整備のみならず、ブルー・ツーリズムなど海域レクリエーションの拠点としての整備を促進します。

辺野喜ダム周辺は、森林地域、水面等との調和に配慮しつつ、森林レクリエーションゾーンとしての整備を図ります。

②課題

本地域は、人口の流出により高齢化が著しい地域であり、定住条件の整備や高齢者対策が大きな課題といえます。

特に、高齢者の一人暮らしが多いところでは、集落の維持・運営自体が危ぶまれている所もあり、若者の定住対策を早急に図る必要があります。

また、福祉対策の強化、集落のコミュニティ強化、集落内道路の安全性確保等、高齢者でも安全・快適に暮らせる住環境の整備が必要です。

各集落とも独特の文化資源を持っていますが、時代の推移とともにその個性が薄れていくことが懸念されています。

国道 58 号は、景観的な魅力に優れており、周遊観光の通り道となっています。辺戸岬にも年間約 41 万人の観光客が訪れますが、大きな観光収入につながっていません。雇用の創出にもつながるよう、観光客の滞在や観光収入を得られる仕組みづくりが必要です。

■振興の方針

- ① 若者の定住促進をめざし、遊休農地の提供など農林水産業の後継者育成支援を図ります。
- ② 一人暮らし老人等が安心して暮らせるよう、福祉サービスの充実に努め、福祉施設の設置を検討します。
- ③ 集落内に点在する農地や空き地及び空家は、公共施設や宅地利用など有効的な利用のあり方について検討します。
- ④ 空家を活用し、移住・定住促進住宅として利活用を図ります。
- ⑤ 整備済みの村営団地については、国頭村公営住宅等長寿命化計画に沿って維持・修繕を行います。
- ⑥ 集落内の歴史・文化資源を保全・修復するとともに、エコツーリズムの展開など観光への活用も図ります。
- ⑦ 集落内の集会施設や道路等は、高齢者も安心・安全に暮らせるような整備を行います。
- ⑧ 集落内を流れる河川の氾濫や浸水を防ぐため、排水処理対策や維持管理を行います。
- ⑨ 集落内排水路と併せて集落内道路の整備を行うことにより、集落内道路の安全性を確保し集落環境の改善を行います。
- ⑩ 防災対策として、海岸の高潮対策や土砂崩れ対策を推進します。
- ⑪ 山間地に点在する遊休農地の有効利用や、農地の集団化、複合経営の推進、農業基盤整備等により、生産性の向上に努めます。
- ⑫ 辺戸岬は全県的なレクリエーション拠点として活用を図ります。宜名真漁港のレクリエーション利用や集落内の歴史・文化資源等も併せてネットワーク化し、観光客の滞在や集落との連携を図ります。
- ⑬ 辺戸岬に観光情報等を発信する案内所、展望・飲食機能を備えた休憩所について、周遊・滞在・消費型観光を促進し、多くの観光客が訪れるような施策を検討します。
- ⑭ 集落内や周辺の未利用地や空き地については、宅地利用の可能性の検討や、憩いの場となる公園やゲートボール場の整備など有効利用を図ります。
- ⑮ 山間地においても土砂崩れ対策を推進し、防災対策に努めます。

4 東部地域

■現況と課題

①現況

東部地域は、村土の約 48.5%にあたる約 9,443ha を占め、奥、楚洲、安田、安波の4つの字で構成される地域です。令和 3 年 1 月現在の人口は、548 人で村人口の 11.9%となっています。

本地域は太平洋側に位置し、集落は海岸部のわずかな低地に分布しています。

農地については、これまで、安波・安田両地区で農地開発事業、楚洲・奥地区で畜産基地が整備されてきた一方、高齢化や担い手不足等の課題が残されています。課題解決に向けて、今後とも農地の保全・整備に努めるとともに、果樹類・飼料用作物（牧草）・畜産等の複合経営を推進します。

森林業については、本村が木材拠点産地に認定されているなど、本県の木材生産業の中心拠点でもあるため、貴重な自然環境に配慮しながら、レクリエーション機能等としての活用を図るとともに、本村の重要な産業として森林施業を計画的に推進します。

観光リゾート面では、海浜、河川・ダム等の観光リゾート資源を有しています。近年、ヤンバルクイナ生態展示学習施設、くいなパークゴルフ場、環境教育センター「やんばる学びの森」等、更なる観光振興を促進するため、辺土名・西部地域の各拠点のネットワークの形成を図るとともに、周辺環境の整備もあわせて行い、グリーン・ブルー・ツーリズムの推進を図ります。

また、奥港・安田漁港をはじめとする施設内においては、観光と連携した水産振興に資する展開を推進します。

②課題

本地域は、やんばるの山々を介した場所に位置し、地形的な制約から、緊急時の連絡や、物品の流通などの課題が大きいといえます。

人口は西部地域同様、高齢化が深刻化しており、特に医療・福祉の面で緊急時の対策が必要です。

整備された農地や畜産基地などの有効な活用が望まれています。

貴重な自然や歴史・文化資源は保全・修復を図り、地域の魅力を損なわないよう、重要な部分の保護や、適正な利用に努める必要があります。

「やんばるパイナップルの丘・安波（道の駅）」が整備され、村内だけでなく東海岸の周遊拠点としての機能や、農産品の販売や特産品開発など地域と連携した取り組みが必要になります。

周遊観光が促進される際には、交通ルール・マナーの啓発を徹底し、希少動物のロードキルを防ぐ必要があります。

■振興の方針

- ① 緊急時の対策として、公共交通機関や観光客の誘客も含めた東海岸の交通体系のあり方について検討を行います。
- ② 集落内に点在する農地や空き地及び空家は、公共施設や宅地利用など有効的な利用のあ

り方について検討します。

- ③ 空家を活用し、移住・定住促進住宅として利活用を図ります。
- ④ 整備済みの村営団地については、国頭村公営住宅等長寿命化計画に沿って維持・修繕を行います。
- ⑤ 福祉、幼児教育、観光の複合施設の楚洲あさひの丘については、今後も有効利用を図ります。
- ⑥ 携帯電話不感地域を解消し住民の利便性向上、及び観光客が情報取得に不便のないようにするために、事業者への依頼等を積極的に行い解決に努めます。
- ⑦ 農業の生産法人化など組織力の強化を図り、農地や畜産基地の有効な利用を促進します。
- ⑧ 奥のお茶等、農畜産物の生産性向上や後継者育成などを図り、観光産業と連携した特産品開発を進めます。
- ⑨ 滞在交流施設を活かし、周辺の観光資源のネットワークによるメニューの充実により年間を通した誘客を進めます。また人材育成により管理・運営の強化を図ります。
- ⑩ 北部訓練場跡地は国立公園に編入され、自然保全を前提とした秩序ある利用や持続可能な利活用の展開を図ります。
- ⑪ 上記の農林水産業振興や観光振興により雇用を創出し、集落内では住環境整備を図り、特に若者の定住化を促進します。
- ⑫ 「やんばる学びの森・遊びのゾーン・学びのゾーン」は森林を舞台とした観光拠点施設として、情報発信や営業活動を強化し経営改善の他、他機関との連携による運営体系の検討を図ります。
- ⑬ ヤンバルクイナ生態展示学習施設の充実に努め、環境教育等をはじめ、観光振興の促進を図り、保護活動の充実、入館増員戦略、展示施設解説員の増員を進めます。
- ⑭ 東部地域の各施設を結ぶ拠点となり、自然体験機能や自然・文化の魅力を発信する案内所、特産品の展示・販売、飲食機能を備えた「やんばるパイナップルの丘・安波（道の駅）」の整備により、やんばる３村を見据えた新たな観光周遊ルートを創出し、観光客の周遊・滞在・消費を促進します。
- ⑮ 希少動物のロードキルを防ぐための啓発活動を全県的に実施します。



安波のパイナップル

第八章 計画実現のための推進方策

1 村民参加によるむらづくり

■現況と課題

むらづくりにおいて、村民参加の機会を拡充していく必要があります。今後とも村民意識を基本に広聴活動の拡充を図ります。

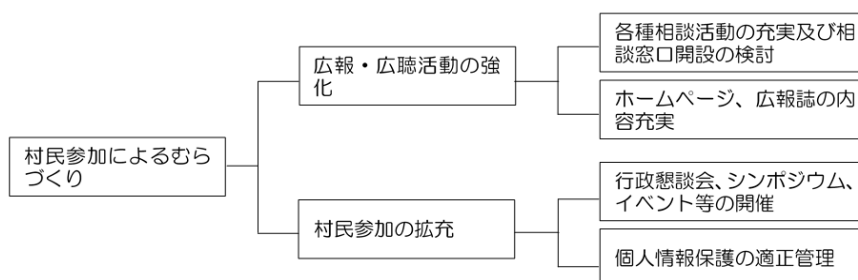
ホームページについても適宜条件を見直し、リニューアルを検討します。

新型コロナウイルス感染（COVID-19）拡大防止のため令和2年、令和3年は開催を見送りましたが、村民参加の機会の拡充を図り、行政と村民のコミュニケーションの充実の場を設ける必要があります。

村民と村行政が、地域の課題等について意見交換を行うことにより、共通の認識を持ち、解決に向けて連携した取り組みの強化を図ります。直接村民と対話しニーズを把握することは重要であるため継続することが必要です。

また、わかりやすく伝わりやすい広報誌になるよう内容の充実を図る必要があります。

■施策の体系



■施策の展開

①広報・広聴活動の強化

内容（具体策）
●各種相談活動の充実及び相談窓口開設の検討 ●ホームページ、広報誌の内容充実 ・村の取り組みや社会・文化的活動等村民に広く周知します。

②村民参加の拡充

内容（具体策）
●行政懇談会、シンポジウム、イベント等の開催 ・必要に応じたイベントやシンポジウム、行政懇談会の積極的な開催を行います。 ●個人情報保護の適正管理 ・個人情報の保護、適正管理を推進します。

2 行政運営の確立

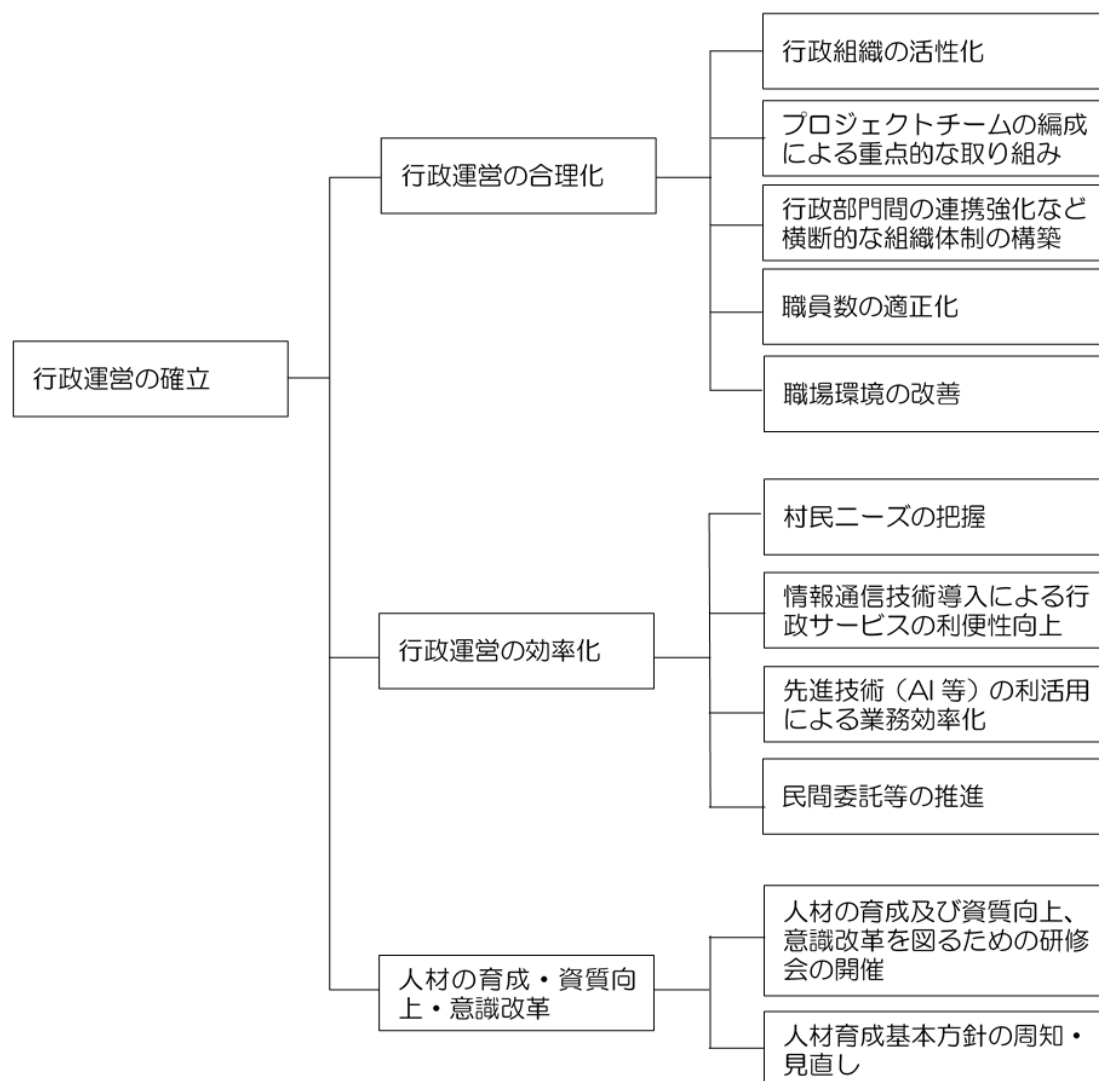
■現況と課題

国の財政再建と構造改革の取り組みなど、地方公共団体の財政を取り巻く環境が厳しさを増す中、事務や事業内容の一層の見直しを行い、合理化効率的な行政運営に努める必要があります。

第5次国頭村総合計画を策定するにあたり、行政運営の在り方について村職員にアンケートを行い意見を集約しつつ、①行政運営の合理化、②行政運営の効率化、③人材の育成・資質の向上・意識改革、以上3つの柱を定め、それを進めるためにそれぞれの具体策を定めました。

全庁体制で共有し実践していくことで、行政運営の確立を図ります。

■施策の体系



■施策の展開

①行政運営の合理化

内容（具体策）
●行政組織の活性化 ●プロジェクトチームの編成による重点的な取り組み ●行政部門間の連携強化などの横断的な組織体制の構築 ●職員数の適正化 ●職場環境の改善

②行政運営の効率化

内容（具体策）
●村民ニーズの把握 ●情報通信技術導入による行政サービスの利便性向上 ●先進技術（AI 等）の利活用による業務効率化 ●民間委託等の推進

③人材の育成・資質向上・意識改革

内容（具体策）
●人材の育成及び資質向上、意識改革を図るための研修会の開催 ●人材育成基本方針の周知・見直し



国頭村役場

3 広域行政の展開

■現況と課題

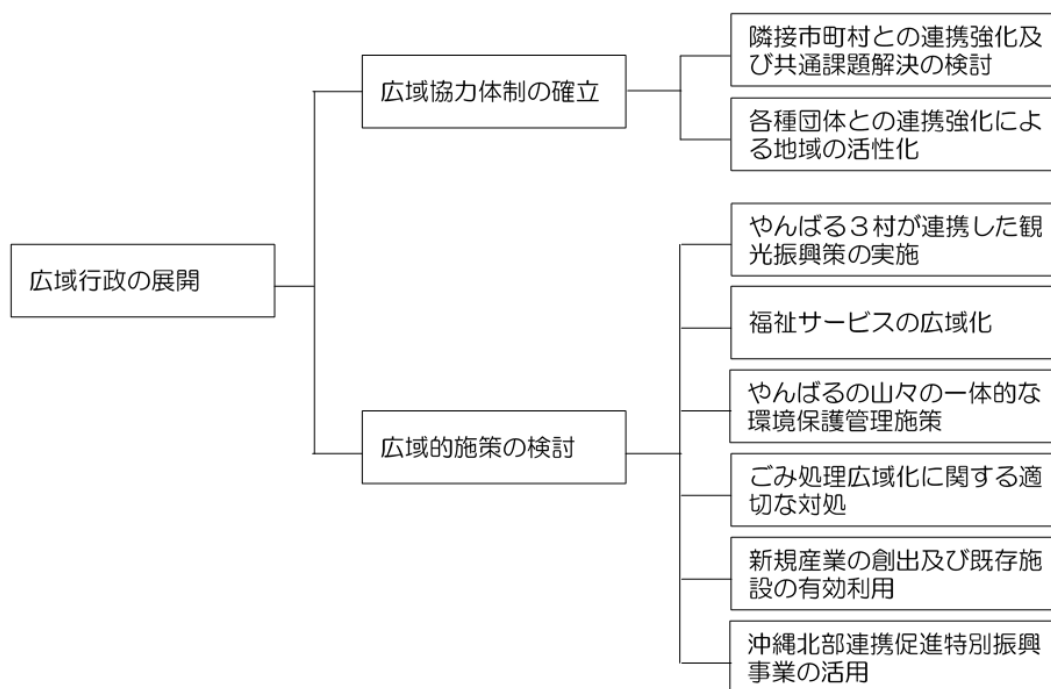
地方公共団体がそれぞれの強みを活かし、情報を共有するなど地域の枠を越えて連携し、役割分担を柔軟に見直すとともに、むらづくり等に広域的に取り組み村民の福祉向上を図ります。今後も沖縄県市町村広域連携支援事業の活用を促します。

やんばる3村（国頭村・大宜味村・東村）については、積極的な働きかけが出来ていない状況であり、3村総務担当者間で、定期的に情報共有・意見交換を行う場を創出します。

沖縄北部連携促進特別振興事業を活用し、産業の振興、定住条件の整備により、地域活性化を図ります。

スポーツ合宿が盛んな本村において、合宿の受け入れやその他観光客が低価格で宿泊できるビジネスホテルが立地していないため、新規合宿の受け入れができていない状況や通過型観光となっています。

■施策の体系



■施策の展開

①広域協力体制の確立

内容（具体策）
●隣接市町村との連携強化及び共通課題解決の検討 ・沖縄県市町村広域連携支援事業を活用します。 ・3村総務担当者間で、定期的に情報共有・意見交換を実施します。 ●各種団体との連携強化による地域の活性化

②広域的施策の検討

内容（具体策）
● やんばる3村が連携した観光振興策の実施 ・ やんばる3村（国頭村、東村、大宜味村）の観光協会の連携を促進します。 ・ 関係行政機関が参画する「やんばる3村世界自然遺産推進協議会」を通じて、多様な主体と連携した自然資源の保全と利用を推進することにより、資源価値の継続的な維持及び次世代への継承を図ります。 ● 福祉サービスの広域化 ● やんばるの山々の一体的な環境保護管理施策 ● ごみ処理広域化に関する適切な対処 ● 新規産業の創出及び既存施設の有効利用 ・ 滞在型観光の受け入れのため、ビジネスホテルを誘致することにより、所得の向上、村民の雇用、定住につなげ、交流人口の増加につなげます。 ● 沖縄北部連携促進特別振興事業の活用 ・ 農業・観光関連施設の整備事業及び教育振興に関する事業の実施を図ります。

4 財政運営の確立

■現況と課題

財政基盤の強弱を示す財政力指数は、令和元年度時点で、県平均 0.39 よりも低い 0.21 であるため、自主財源確保は必要不可欠となっています。

村財政の負担となる地方債の発行については慎重に検討しその抑制に努めます。

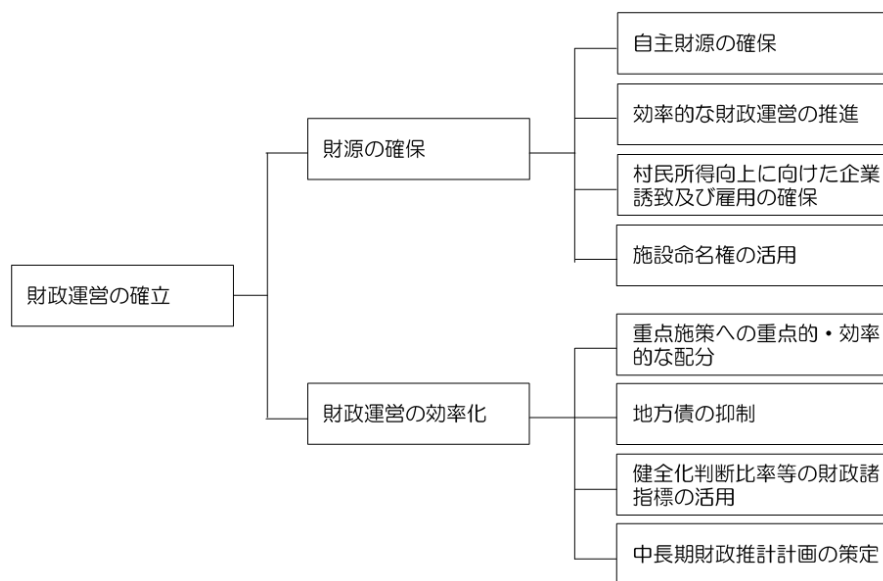
財政運営効率化に向け、重点施策への重点的・効率的な配分を実施するため予算調整時に SDGs の位置付けや PDCA をしっかり把握し効果的な事業を見極め、事業効果等について慎重に検討し重点施策へ予算を配分する必要があります。

地方交付税や国庫補助金等国からの資金提供に大きく依存している本村の歳入ですが、国の動向次第でその金額が左右されます。健全な財政運営を図るため中長期財政計画が必要となっています。

適正課税と納期内納付の更なる推進による自主財源の確保及び村税徴収率の向上を図ります。滞納者へ電話催告、計画的な戸別訪問、納税相談等で適切な滞納整理を実施、納期内納付を更に推進していき、収納率向上に努め、滞納分への繰り越しを抑えます。

くいなエコ・スポレク公園施設を快適に利用するため、施設命名権を活用して施設の維持管理費に充てることにより、利用者が安全安心、快適に使用できる施設環境を提供します。

■施策の体系



■施策の展開

①財源の確保

内容（具体策）
●自主財源の確保 ・自主財源率向上を図ります。 ・適正課税と納期内納付の更なる推進による自主財源の確保及び村税徴収率の向上を目指します。

- ・ふるさと納税を推進し、地元特産品の返礼品への活用による産業の振興及び自主財源の確保に努めます。

●効率的な財政運営の推進

- ・事務の簡素化・合理化により効率的な財政運営を推進します。

●村民所得向上に向けた企業誘致及び雇用の確保

- ・滞在型観光の受け入れのため、ホテルを誘致することにより、所得の向上、村民の雇用、定住につなげ、交流人口の増につなげます。

●施設命名権の活用

- ・くいなエコ・スポレク公園施設を快適に利用するため、施設命名権を活用して施設の維持管理費に充てることにより、利用者が安全安心、快適に使用できる施設環境を提供します。

②財政運営の効率化

内容（具体策）
●重点施策への重点的・効率的な配分 ・財政運営効率化に向け、重点施策への重点的・効率的な配分を実施するため予算調整時にSDGsの位置付けやPDCAを把握し効果的な事業を見極めます。 ・一括交付金及びふるさとづくり応援基金等の財源を、重点施策へ重点的・効率的に配分し効果的な活用に努めます。 ●地方債の抑制 ・村財政の負担となる地方債の発行については慎重に検討しその抑制に努めます。毎年度目標値を達成していますが目標値の見直しが必要です。第2次国頭村中長期財政計画において地方債残高目標値の見直しを図ります。 ●健全化判断比率等の財政諸指標の活用 ・実質公債費比率及び将来負担比率の上昇を抑え、経常収支比率を80%以下に抑えます。 ●中長期財政推計計画の策定 ・健全な財政運営を図るため第2次国頭村中長期財政計画の策定を実施します。

参考資料

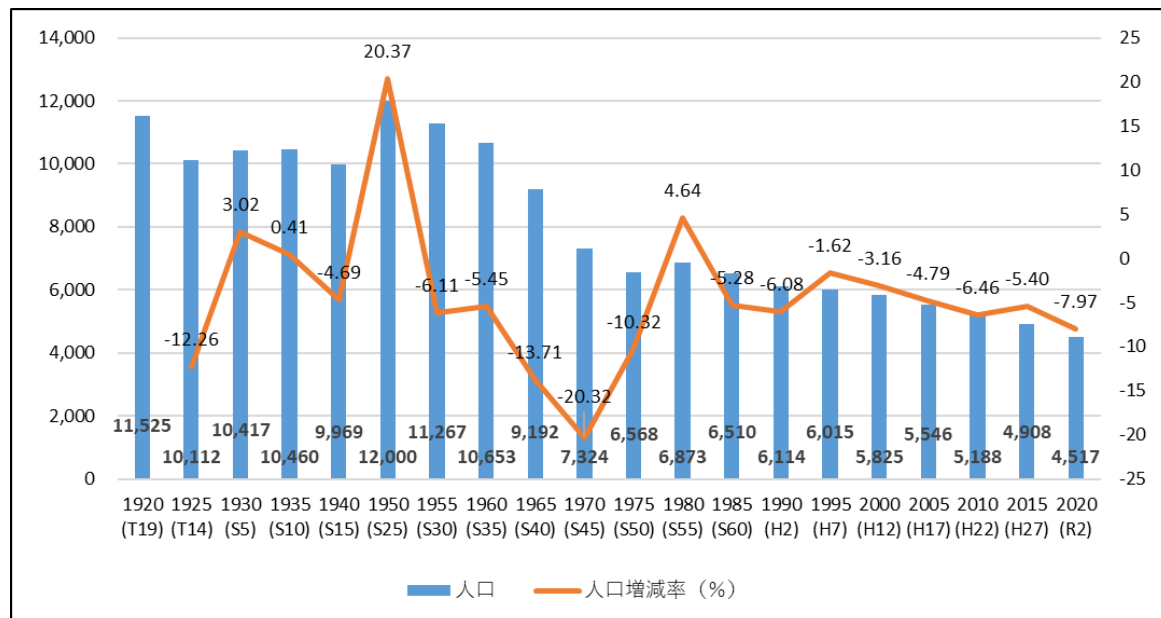


奥ヤンバル鯉のぼり祭り

参考資料

1 将来人口の考え方

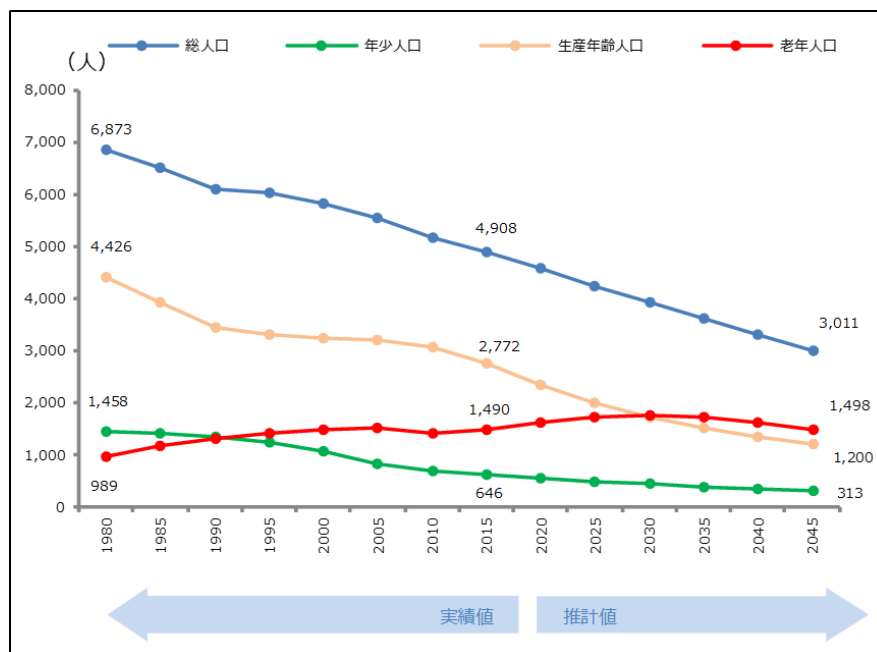
(1) 本村の長期的な人口推移



出典：国勢調査

図 22 国頭村の長期的な人口推移

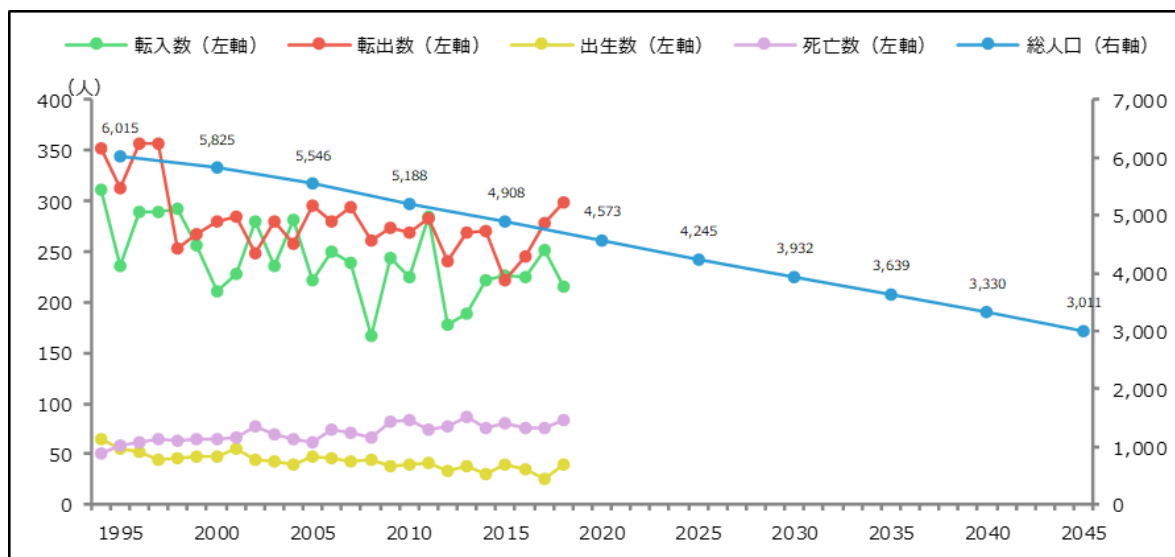
(2) 人口推移と将来推計



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 注記：2020 年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成 30 年 3 月公表）に基づく推計値。

図 23 人口推移と推計人口

(3) 出生数・死亡数／転入数・転出数

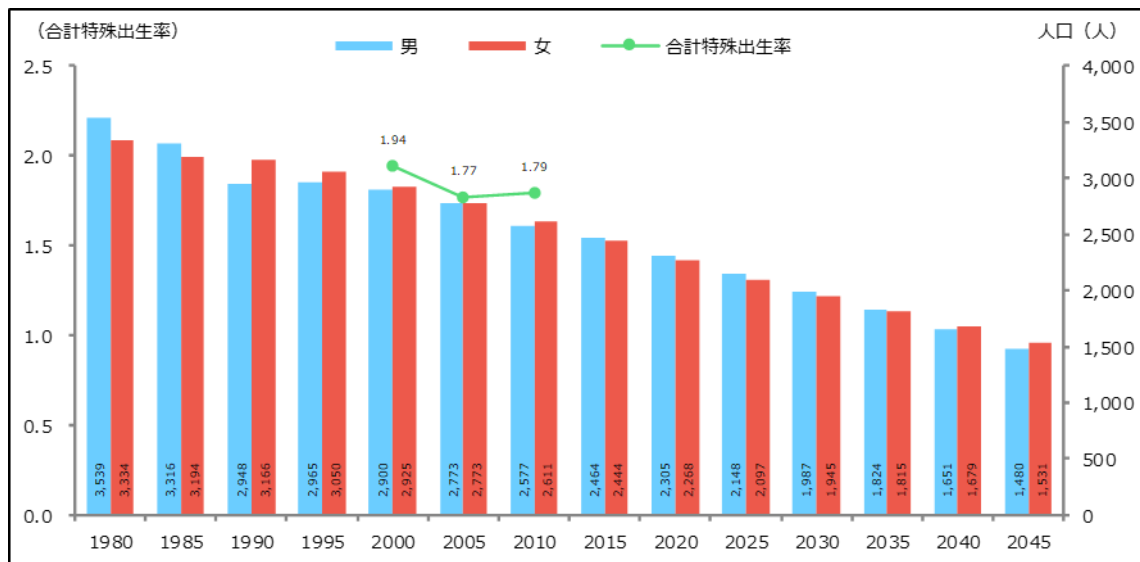


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、総務省「住民基本台帳人口に
基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

注記：2015 年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2020 以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ
(平成 30 年 3 月公表) に基づく推計値。

図 24 国頭村の出生数・死亡数、転入数・転出数

(4) 男女別人口・合計特殊出生率の推移



出典：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

注記：2015 年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2020 年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ
(平成 30 年 3 月公表) に基づく推計値。

図 25 国頭村の男女別人口・合計特殊出生率の推移

2 関連計画

国頭農業振興地域整備計画
国頭村農業農村基盤整備事業計画
国頭村観光振興基本計画
国頭村観光危機管理計画
まちづくりサイン整備計画
辺戸岬周辺整備推進計画
国頭村景観計画
国頭村第四次国土利用計画
国頭村公営住宅等長寿命化計画
国頭村森林公園基本計画
国頭村空家等対策計画・国頭村空家等利活用方策検討調査
国頭村中心市街地整備基本計画
国頭村住生活基本計画
国頭村地域防災計画
国頭村管路更新(耐震化)計画 事業計画書
国頭村教育大綱
辺土名多自然川づくり推進計画
第 8 期国頭村高齢者福祉計画・介護保険事業計画
第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画
第 2 期保健事業実施計画(データヘルス計画)
特定健康診査等第 3 期実施計画
国頭村健康村づくり計画(第 2 次)平成 29~35 年度
第 2 期国頭村子ども・子育て支援事業計画(最終版・概要版)
国頭村公共施設等総合管理計画
第 2 期国頭村人口ビジョン・総合戦略
第 5 次国頭村行政改革実施計画
第 5 次国頭村行政改革大綱
国頭村財政計画

その他の計画等

3 策定経緯

第5次国頭村総合計画策定経緯

年月日	経緯
令和3年8月6日(金) ～令和3年8月31日(火)	住民アンケート
令和3年9月13日(月) ～令和3年9月22日(水)	中学生アンケート
令和3年9月15日(木) ～令和3年9月27日(月)	役場職員アンケート
令和3年10月13日(水)	第1回ワーキングチーム
令和3年11月1日(月)	第1回住民ワークショップ【西部地域】
令和3年11月2日(火)	第1回住民ワークショップ【東部地域】
令和3年11月4日(木)	第1回住民ワークショップ【辺土名地域奥間小学校区】
令和3年11月5日(金)	第1回住民ワークショップ【辺土名地域辺土名小学校区】
令和3年11月8日(月)	各課ヒアリング【住民課、福祉課、経済課】
令和3年11月9日(火)	各課ヒアリング【教育課、振興策推進室、建設課】
令和3年11月11日(木)	各課ヒアリング【総務課、世界自然遺産推進室】
令和3年11月12日(金)	各課ヒアリング【企画商工観光課】
令和3年12月2日(木)	第2回住民ワークショップ【西部地域】
令和3年12月3日(金)	第2回住民ワークショップ【東部地域】
令和3年12月6日(月)	第2回住民ワークショップ【辺土名地域奥間小学校区】
令和3年12月7日(火)	第2回住民ワークショップ【辺土名地域辺土名小学校区】
令和3年12月3日(金)	関係団体ヒアリング【JA おきなわ国頭支店】
令和3年12月3日(金)	関係団体ヒアリング【国頭漁業協同組合】
令和3年12月3日(金)	関係団体ヒアリング【国頭村商工会】
令和3年12月3日(金)	関係団体ヒアリング【やんばる野生生物保護センター】
令和3年12月6日(月)	関係団体ヒアリング【くにがみ児童クラブ 子育て支援センターゆっくいな】
令和3年12月6日(月)	関係団体ヒアリング【国頭村森林組合】
令和3年12月6日(月)	関係団体ヒアリング【国頭村観光協会】
令和3年12月6日(月)	関係団体ヒアリング【国頭村観光物産株式会社】
令和3年12月7日(火)	関係団体ヒアリング【国頭村社会福祉協議会】
令和4年1月20日(木)	第1回策定委員会
令和4年1月27日(木)	第1回審議会（諮問）
令和4年2月1日(火)	策定部会
令和4年2月3日(木)	第2回策定委員会
令和4年2月10日(木)	第2回審議会
令和4年2月22日(火)	第3回審議会（答申）
令和4年2月24日(木)	第3回策定委員会
令和4年3月4日(金)	第5次国頭村総合計画議会提案
令和4年3月16日(水)	第5次国頭村総合計画議会議決

4 条例規定

○国頭村基本構想審議会条例

(昭和 48 年 4 月 9 日条例第 16 号)

改正 平成 24 年 6 月 25 日条例第 6 号

(設置)

第 1 条 国頭村基本構想の諮問及び調査のため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、国頭村基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、村長の諮問に応じ、本村の基本構想に関する必要な事項について、調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が任命する。

(1) 学識経験者 7 人

(2) 関係行政機関の職員 3 人

3 委員の任期は、1 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くにいったときは、その委員は、当然退職するものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(村長への委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 25 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○国頭村総合計画策定に関する規則

(平成 13 年 7 月 3 日規則第 16 号)

改正 平成 17 年 1 月 27 日規則第 8 号
平成 17 年 4 月 1 日規則第 17 号
平成 19 年 3 月 30 日規則第 5 号
平成 22 年 3 月 29 日規則第 2 号
平成 23 年 5 月 16 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国頭村総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本村の将来の健全な発展を促進するために策定する村政の総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- (2) 基本構想 本村の将来像を描き、村づくりの方針を明らかにする計画をいう。
- (3) 基本計画 基本構想にそって具体的な村の発展、村民福祉向上のための方策、手段の大綱をあらわした計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定められた村の施策の大綱をより具体的に、行財政の中において実施していくかを明らかにするための計画をいう。

(計画策定の原則)

第 3 条 総合計画は、行政各部門相互の有機的関連を図るとともに、関係諸団体と連絡協調を保ち、長期的視点と広域視野にたって総合的かつ計画的に全体として秩序と調和のあるものとし、本村の発展に資するように策定しなければならない。

(基本構想の期間)

第 4 条 基本構想の期間は 10 年とし、原則として 10 年を経過するごとに検討を加え、さらに 10 年の計画として策定する。

(基本計画の期間等)

第 5 条 基本計画の期間は、5 年とし、原則として 5 年を経過するごとに検討を加え、さらに 5 年間の計画として社会情勢の推移に適合するように策定する。

2 基本計画は、前項の場合のほか特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がないかぎり変更することができない。

(実施計画の期間等)

第 6 条 実施計画の期間は 3 年とし、会計年度ごとに区分し、1 年度を経過するごとに検討を加え、さらに 3 年間の計画として策定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができない。

- (1) 前項の規定により変更するとき
- (2) 基本計画が変更されたとき

- (3) 国又は県の計画変更により著しい事務事業量の増減を生じたとき
- (4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき
- (5) その他村長が必要と認めたとき

(総合計画策定委員会)

第7条 総合計画素案を策定するため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、副村長、教育長、各課長、事務局長、室長及び会計管理者をもって組織する。

3 委員長に副村長を、副委員長に企画商工観光課長をもって充てる。

(報告)

第8条 委員会は、村の総合計画に関する事項を調査審議し、委員長は、その結果を村長に報告しなければならない。

(委員会の会議)

第9条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要と認めるときは関係職員を会議に参加させ、発言させることができる。

(総合計画策定部会)

第10条 委員会を補佐する組織として総合計画策定部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、各課の課長補佐及び農地主事、その他村長が任命する者をもって組織する。

3 部会に会長及び副会長を置き、部会の互選によりこれを定める。

4 会長は、部会を代表し会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会の職務等)

第11条 部会は、委員会の指揮を受けて総合計画策定に必要な基礎資料の収集及び事務事業の計画案のとりまとめ、これらに関する連絡調整に係る事務を処理する。

(部会の会議)

第12条 部会は、会長が必要に応じ招集する。

(ワーキンググループ)

第13条 総合計画の策定に関し、必要に応じワーキンググループ(以下「グループ」という。)を置く。

2 グループは希望する若手職員又は各課から推薦する者をもって組織する。

(庶務)

第14条 委員会、部会及びグループの庶務は、企画商工観光課において処理する。

(総合計画素案の策定)

第15条 委員会は、基本構想、基本計画及び実施計画を総合調整し、総合計画素案を策定する。

(総合計画の決定)

第16条 総合計画は、委員会が総合調整した素案に基づいて村長が決定する。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 1 月 27 日規則第 8 号)

この規則は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日規則第 17 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 5 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 29 日規則第 2 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 16 日規則第 6 号)

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

5 諮問・答申

(1) 諮問

国頭村基本構想審議会会長 殿

国頭村長 知花 靖

第5次国頭村基本構想について（諮問）

国頭村基本構想審議会条例第2条により、本村の将来の指針となる第5次国頭村基本構想について貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申

国頭村長 知花 靖 殿

国頭村基本構想審議会
会長 新垣 裕治

第5次国頭村基本構想について（答申）

令和4年1月27日付け国企商観第493号で諮問のありました第5次国頭村基本構想について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

なお、本構想は「国頭村民憲章」を基本理念に掲げたむらづくりの将来像と施策の大綱が示された行政運営の指針となるものであり、その趣旨を広く村民に周知され、村民との理解と協力、協働のもとに施策の推進が図られるよう要望いたします。

6 審議会委員名簿

■第5次国頭村総合計画基本構想審議会委員名簿

	氏 名	委員役職名	備 考
1	新垣 裕治	名桜大学 国際学群 教授	学識経験者
2	金城 賜門	国頭村商工会 会長	学識経験者
3	山城 健	国頭村森林組合 常務理事	学識経験者
4	比嘉 高志	国頭漁業協同組合 参事	学識経験者
5	大城 健治	沖縄県農業協同組合 国頭支店長	学識経験者
6	比嘉 明男	国頭村観光協会 会長	学識経験者
7	金城 安利	国頭村区長会 （浜区長）	学識経験者
8	宮城 明正	国頭村副村長	行政機関
9	島袋 晴美	国頭村教育委員会 教育委員	行政機関
10	宮城 由知	国頭村農業委員会 農業委員	行政機関

第 5 次国頭村総合計画
基本構想・基本計画

令和 4 年 3 月

発行：国頭村役場

〒905-1495 沖縄県国頭郡国頭村字辺土名 1 2 1 番地

<http://www.vill.kunigami.okinawa.jp/>

編集：企画商工観光課

TEL:0980-41-2622 FAX:0980-41-5910



やんばるふんばる

国頭村

KUNIGAMISON

沖縄県